

# 建設企業常任委員会次第

令和3年3月10日（水）午前10時  
於 大 会 議 室

## 1 開 会

## 2 議 事（都市局、水道局関係）

### (1) 付託された議案の審査

議案（10件）

議案第20号 令和2年度明石市一般会計補正予算(第12号)[分割付託分]  
..... 森本 都市整備室長兼都市総務課長

議案第25号 令和2年度明石市水道事業会計補正予算（第2号）  
..... 新田 水道局次長兼総務担当課長

議案第26号 令和2年度明石市下水道事業会計補正予算（第2号）  
..... 高岸 下水道室長兼業務担当課長

議案第11号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の  
こと  
※ 資料参照 ..... 久納 建築安全課長

議案第31号 市道路線認定のこと  
..... 田仲 道路安全室長兼道路総務課長

議案第32号 令和3年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕  
※ 資料参照 ..... 田仲 道路安全室長兼道路総務課長

議案第36号 令和3年度明石市公共用地取得事業特別会計予算  
..... 高田 山手環状線整備担当課長

議案第37号 令和3年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算  
..... 門田 緑化公園課長

議案第43号 令和3年度明石市水道事業会計予算  
※ 資料参照 ..... 新田 水道局次長兼総務担当課長

議案第44号 令和3年度明石市下水道事業会計予算

※ 資料参照 …………… 高岸 下水道室長兼業務担当課長

(2) 報告事項（7件）

ア 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業（鳥羽新田地区）の換地処分について

※ 資料参照 …………… 日野 区画整理課長

イ 大蔵海岸西地区自然観察ゾーン及び（仮称）自然観察センターの設置について

※ 資料参照 …………… 川井 海岸・治水課長

ウ 高齢者運転免許自主返納促進事業の特典拡充について

※ 資料参照 …………… 橋本 交通安全課長

エ 明石市公営住宅等長寿命化計画（素案）の作成及びパブリックコメントの実施について

※ 資料参照 …………… 藤田 住宅・建築室長兼住宅課長

オ 明石市空家等対策計画の策定について

※ 資料参照 …………… 久納 建築安全課長

カ 明石市水道事業中期経営計画の改定について

※ 資料参照 …………… 新田 水道局次長兼総務担当課長

キ 2021年度（令和3年度）組織改正案について

※ 資料参照 …………… 森本 都市整備室長兼都市総務課長

(3) その他

### 3 あいさつ

(1) 正副委員長

(2) 市理事者

### 4 閉会

以上

## 議案第11号関連資料

## 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

## 1 目的

地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成のために制定された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）が令和3年4月1日に施行されることにより、省エネ基準の適合を建築確認の要件とする建築物の対象として中規模のオフィスビル等が追加されることになったほか、規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正概要

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、これまで大規模のオフィスビル等(延床面積2,000㎡以上の非住宅建築物)が対象であった省エネ基準の適合が、中規模のオフィスビル等(延床面積300㎡以上2,000㎡未満の非住宅建築物)に拡大されることに伴い、エネルギー消費性能確保計画の適合性判定(変更を含む)の手数料を新たに追加します。

金額については国が示す積算根拠に準拠しています。以下(2)～(4)についても同様です。

## エネルギー消費性能確保計画の適合性判定申請の審査に係る手数料(抜粋)

改正		現行	
300㎡以上～1,000㎡未満	22,000円	—	
1,000㎡以上～2,000㎡未満	35,000円	—	
2,000㎡以上～5,000㎡未満	103,000円	2,000㎡以上～5,000㎡未満	103,000円

- (2) エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請手数料について、省エネ基準適合の範囲に追加される300㎡以上2,000㎡未満の区分を新たに追加します。

## エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請手数料(抜粋)

改正		現行	
300㎡以上～1,000㎡未満	17,000円	—	
1,000㎡以上～2,000㎡未満	23,000円	—	
2,000㎡以上～5,000㎡未満	85,000円	2,000㎡以上～5,000㎡未満	85,000円

- (3) エネルギー消費性能向上計画の認定及びエネルギー消費性能の適合表示認定に係る手数料設定について、現行の手数料で設定している 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の区分を、300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満、1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満に分割します。

エネルギー消費性能向上計画認定及びエネルギー消費性能適合表示認定に係る手数料（抜粋）

改正		現行	
300 m <sup>2</sup> 未満	12,000 円	300 m <sup>2</sup> 未満	12,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上～1,000 m <sup>2</sup> 未満	22,000 円	300 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	35,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	35,000 円		
2,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	103,000 円	2,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	103,000 円

- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定について、現行で設定している非住宅部分の手数料の 300 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の区分を 300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満と 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の区分に分割します。

低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料（抜粋）

改正		現行	
300 m <sup>2</sup> 未満	12,000 円	300 m <sup>2</sup> 未満	12,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上～1,000 m <sup>2</sup> 未満	22,000 円	300 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	35,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	35,000 円		
2,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	104,000 円	2,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	104,000 円

### 3 近隣他市町の状況

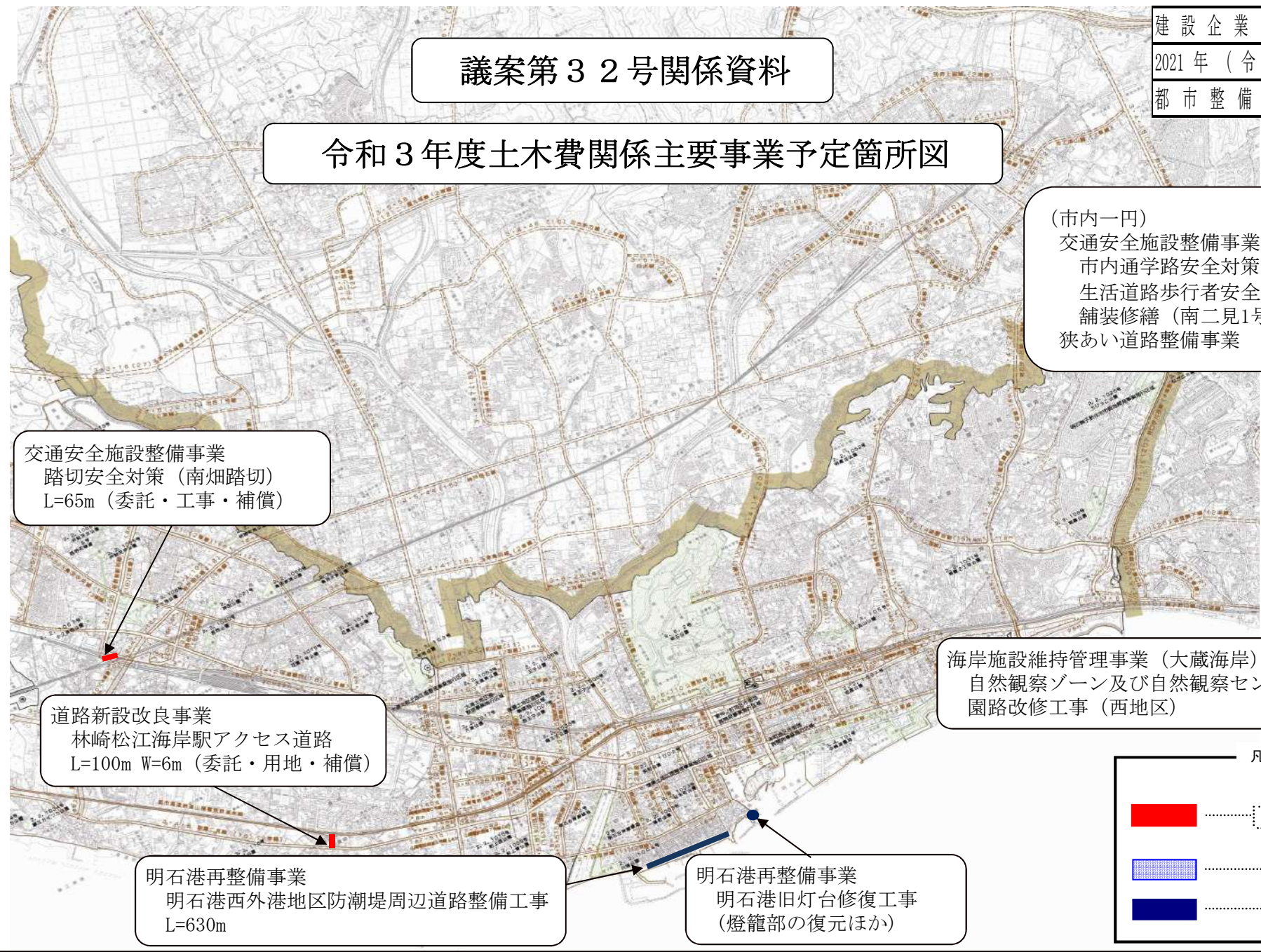
兵庫県及び兵庫県内の特定行政庁は、改正時期及び手数料額とも同様になる見込みです。

### 4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第32号関係資料

令和3年度土木費関係主要事業予定箇所図



(市内一円)  
 交通安全施設整備事業  
 市内通学路安全対策  
 生活道路歩行者安全対策  
 舗装修繕（南二見1号線ほか10路線）  
 狭あい道路整備事業

交通安全施設整備事業  
 踏切安全対策（南畑踏切）  
 L=65m（委託・工事・補償）




道路新設改良事業  
 林崎松江海岸駅アクセス道路  
 L=100m W=6m（委託・用地・補償）

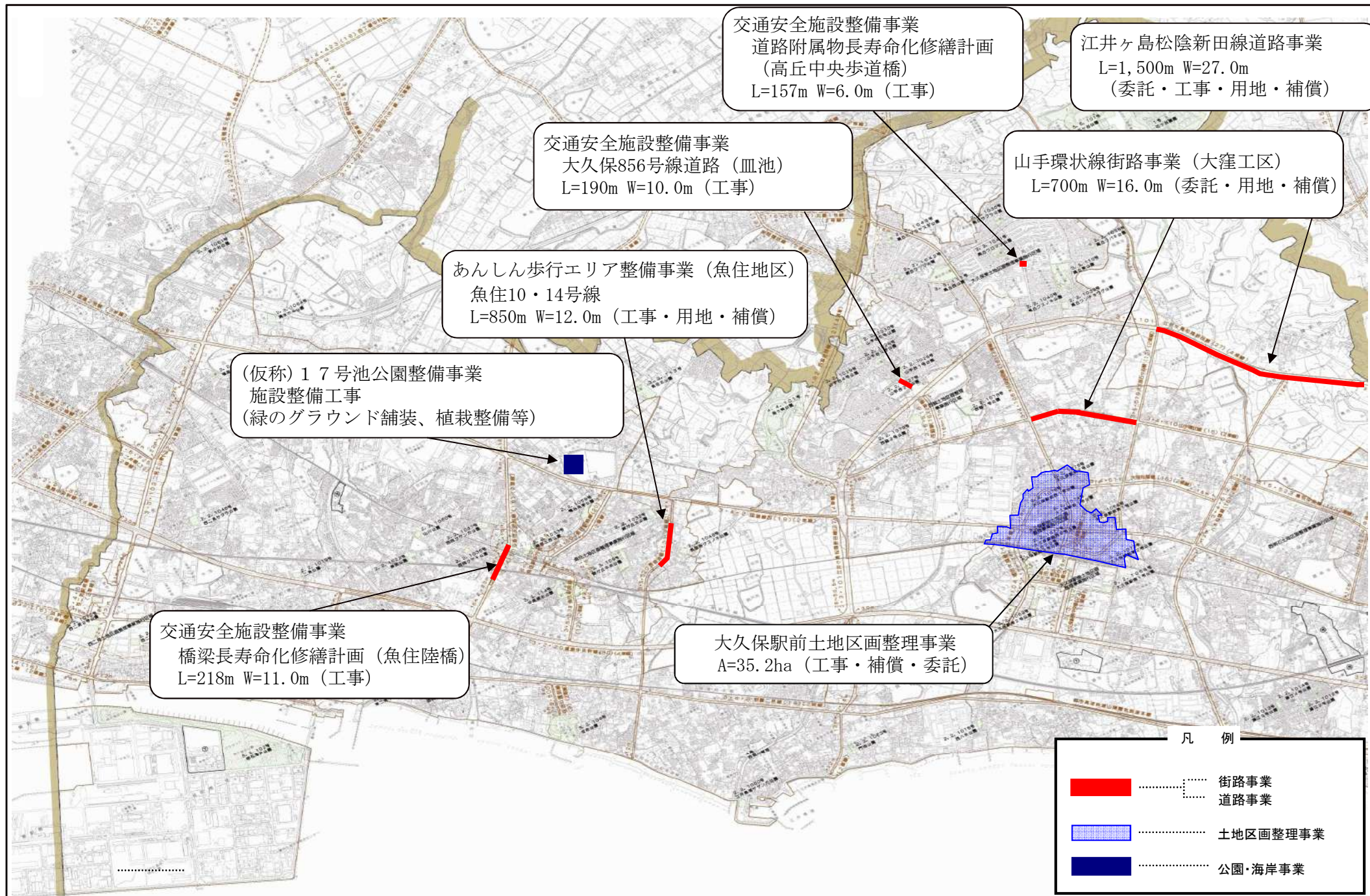
明石港再整備事業  
 明石港西外港地区防潮堤周辺道路整備工事  
 L=630m

明石港再整備事業  
 明石港旧灯台修復工事  
 （燈籠部の復元ほか）

海岸施設維持管理事業（大蔵海岸）  
 自然観察ゾーン及び自然観察センターの設置（磯浜）  
 園路改修工事（西地区）

凡 例

	街路事業 道路事業
	土地区画整理事業
	公園・海岸事業



建設企業常任委員会資料
2021年(令和3年)3月10日
水道局

議案第43号 関連資料  
令和3年度明石市水道事業会計予算

令和2年度明石市水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

勘定式

(単位:円)

費用の部		収益の部	
水道事業費用	5,374,450,000	水道事業収益	5,378,808,000
営業費用	5,196,515,000	営業収益	4,547,457,000
原水及び浄水費	2,013,535,000	給水収益	4,336,365,000
配水及び給水費	902,183,000	受託工事収益	27,535,000
受託工事費	20,824,000	その他営業収益	183,557,000
業務費	296,116,000		
総係費	187,504,000		
減価償却費	1,704,553,000		
資産減耗費	71,300,000		
その他営業費用	500,000		
営業外費用	161,000,000	営業外収益	830,431,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	161,000,000	受取利息	2,700,000
		他会計補助金	45,526,000
		長期前受金戻入	461,000,000
		雑収益	321,205,000
特別損失	6,935,000	特別利益	920,000
固定資産売却損	2,100,000	固定資産売却益	910,000
過年度損益修正損	4,835,000	過年度損益修正益	10,000
予備費	10,000,000		
予備費	10,000,000		
当年度純利益	4,358,000		
合計	5,378,808,000	合計	5,378,808,000
当年度未処分利益剰余金	300,509,188	当年度純利益	4,358,000
		前年度繰越利益剰余金	116,151,188
		その他未処分利益剰余金変動額	180,000,000
合計	300,509,188	合計	300,509,188

令和2年度明石市水道事業予定貸借対照表（前年度分）

（令和3年3月31日）

勘定式

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
固定資産	33,780,444,677	固定負債	7,788,741,321
有形固定資産	31,406,884,913	企業債	6,623,372,798
土地	2,956,972,387	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	6,623,372,798
建物	2,516,328,640	引当金	1,165,368,523
減価償却累計額	△ 1,805,204,806	退職給付引当金	509,868,523
構築物	57,576,137,682	修繕引当金	655,500,000
減価償却累計額	△ 33,683,181,406	流動負債	2,054,283,360
機械及び装置	13,390,290,990	企業債	735,000,000
減価償却累計額	△ 9,577,438,373	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	735,000,000
車両運搬具	44,216,199	未払金	800,000,000
減価償却累計額	△ 41,828,381	前受金	368,361,697
工具器具及び備品	177,365,451	引当金	46,090,000
減価償却累計額	△ 146,773,470	賞与等引当金	46,090,000
無形固定資産	106,305,144	その他流動負債	104,831,663
施設利用権	106,305,144	繰延収益	6,123,999,077
投資その他の資産	2,267,254,620	長期前受金	18,654,564,202
出資金	3,000,000	受贈財産評価額	4,108,274,639
その他投資	2,264,254,620	工事負担金	12,029,082,510
流動資産	4,978,080,383	設備負担金	123,196,096
現金・預金	4,125,744,443	消火栓設置負担金	1,030,488,014
未収金	577,011,300	国庫補助金	1,261,373,141
貸倒引当金	△ 3,800,000	一般会計負担金	11,166,287
貯蔵品	34,295,070	その他資本剰余金	90,983,515
前払金	244,629,570	長期前受金収益化累計額	△ 12,530,565,125
その他流動資産	200,000	負債合計	15,967,023,758
		資本金	18,181,704,014
		資本金	18,181,704,014
		剰余金	4,609,797,288
		資本剰余金	1,496,288,100
		受贈財産評価額	20,248,221
		保険差益	66,404
		工事負担金	503,486,314
		設備負担金	144,414,659
		消火栓設置負担金	272,528,270
		施設分担金	131,879,000
		国庫補助金	423,665,232
		利益剰余金	3,113,509,188
		建設改良積立金	2,813,000,000
		当年度未処分 利益剰余金	300,509,188
		資本合計	22,791,501,302
資産合計	38,758,525,060	負債・資本合計	38,758,525,060



令和3年度明石市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（令和4年3月31日）

勘定式

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
固定資産	32,966,412,677	固定負債	7,899,545,836
有形固定資産	31,294,452,913	企業債	6,745,372,798
土地	2,956,972,387	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	6,745,372,798
建物	2,516,328,640	引当金	1,154,173,038
減価償却累計額	△ 1,852,134,806	退職給付引当金	498,673,038
構築物	58,932,533,682	修繕引当金	655,500,000
減価償却累計額	△ 34,909,120,406	流動負債	2,058,361,360
機械及び装置	13,592,462,990	企業債	734,000,000
減価償却累計額	△ 9,964,944,373	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	734,000,000
車両運搬具	44,216,199	未払金	810,668,000
減価償却累計額	△ 42,020,381	前受金	368,361,697
工具器具及び備品	177,365,451	引当金	40,500,000
減価償却累計額	△ 157,206,470	賞与等引当金	40,500,000
無形固定資産	97,705,144	その他流動負債	104,831,663
施設利用権	97,705,144	繰延収益	5,715,140,077
投資その他の資産	1,574,254,620	長期前受金	18,699,705,202
出資金	3,000,000	受贈財産評価額	4,108,274,639
その他投資	1,571,254,620	工事負担金	12,034,223,510
流動資産	5,808,301,898	設備負担金	123,196,096
現金・預金	4,903,677,258	消火栓設置負担金	1,070,488,014
未収金	630,000,000	国庫補助金	1,261,373,141
貸倒引当金	△ 3,800,000	一般会計負担金	11,166,287
貯蔵品	33,595,070	その他資本剰余金	90,983,515
前払金	244,629,570	長期前受金収益化累計額	△ 12,984,565,125
その他流動資産	200,000	負債合計	15,673,047,273
		資本金	18,181,704,014
		資本金	18,181,704,014
		剰余金	4,919,963,288
		資本剰余金	1,496,288,100
		受贈財産評価額	20,248,221
		保険差益	66,404
		工事負担金	503,486,314
		設備負担金	144,414,659
		消火栓設置負担金	272,528,270
		施設分担金	131,879,000
		国庫補助金	423,665,232
		利益剰余金	3,423,675,188
		建設改良積立金	2,813,000,000
		当年度未処分 利益剰余金	610,675,188
		資本合計	23,101,667,302
資産合計	38,774,714,575	負債・資本合計	38,774,714,575

建設企業常任委員会資料
2021年（令和3年）3月10日
水 道 局

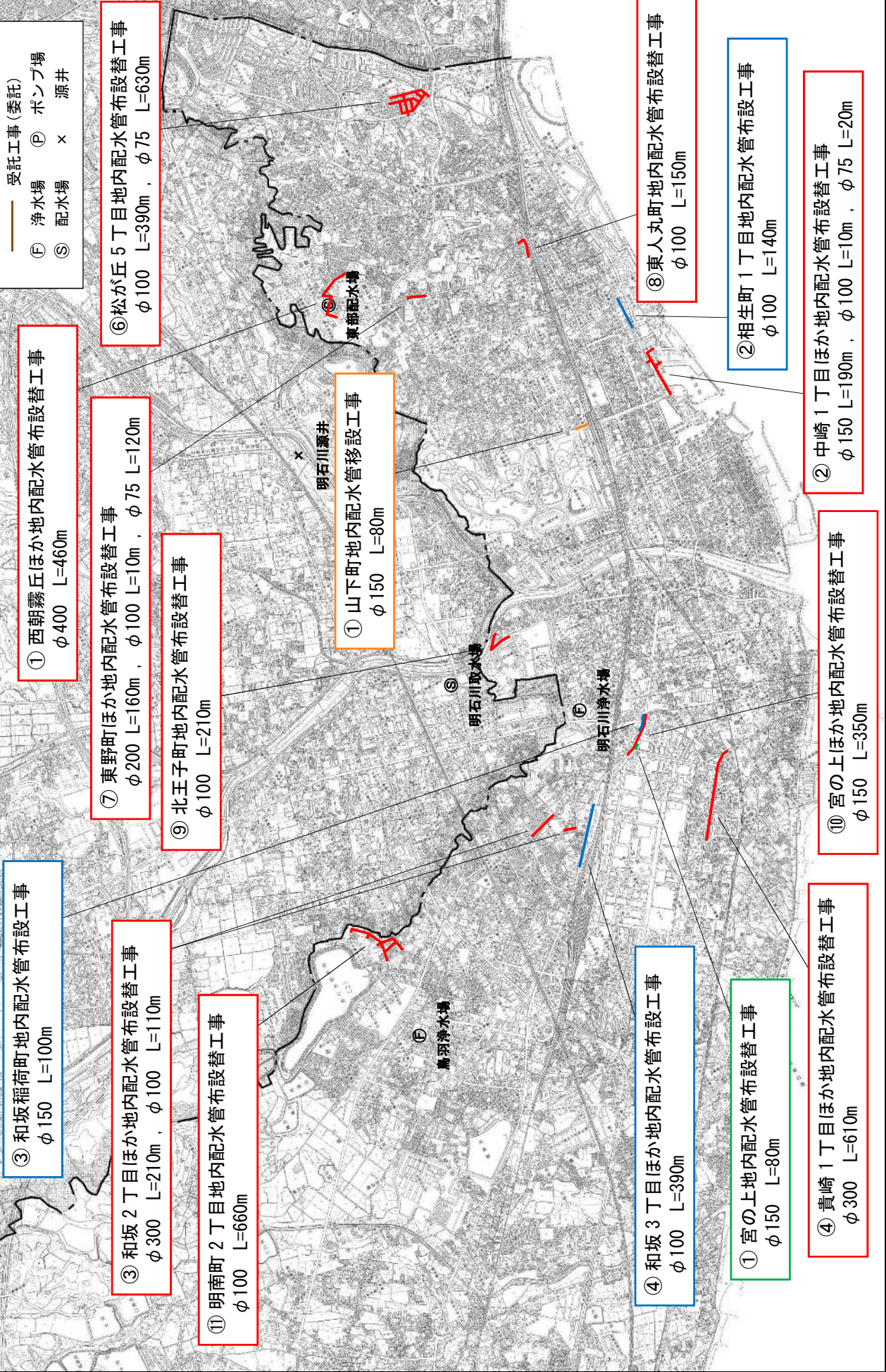
議案第43号関連資料

令和3年度明石市水道事業会計予算（予定工事箇所図）

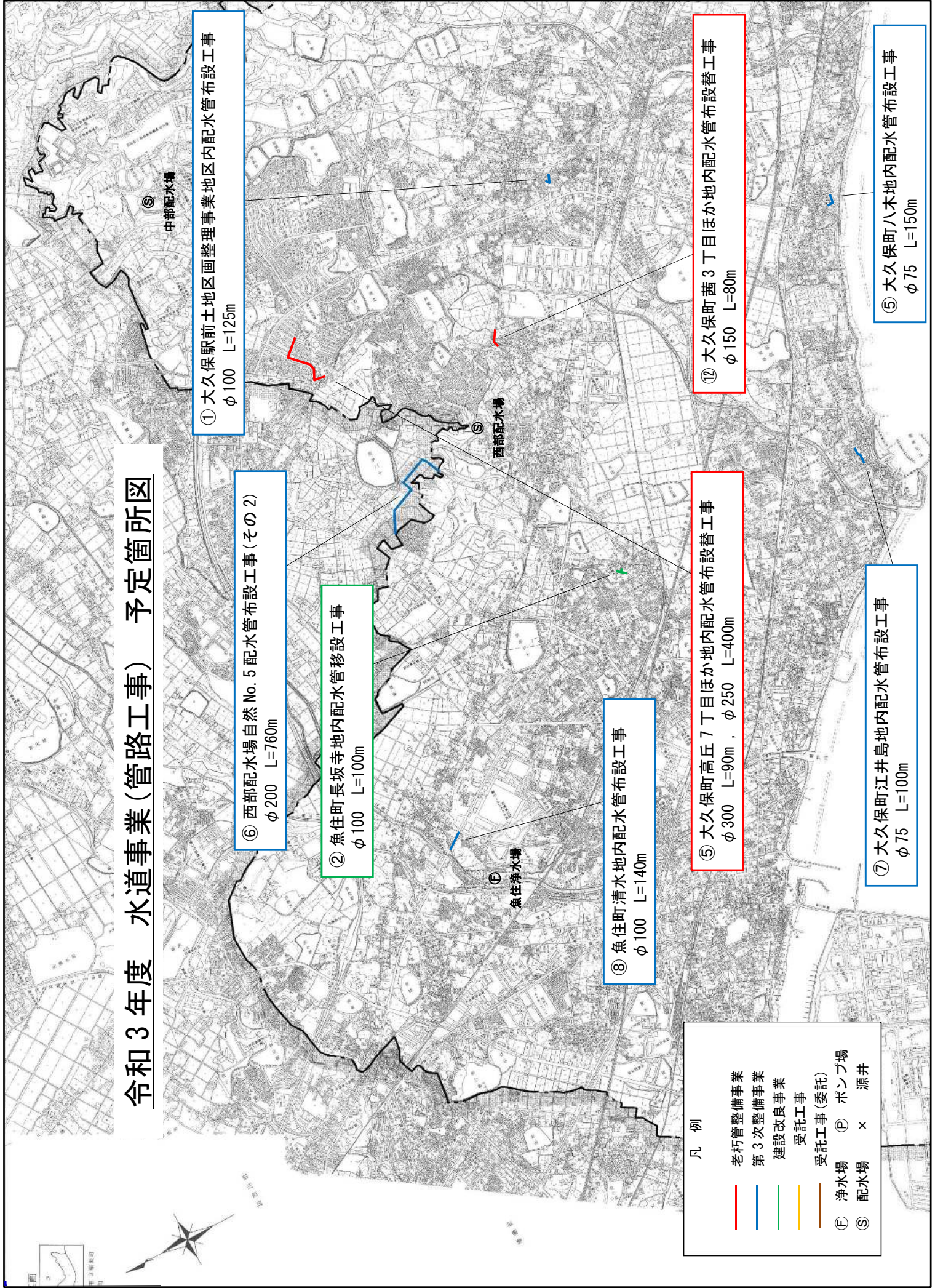
# 令和3年度 水道事業(管路工事) 予定箇所図

## 凡例

- 老朽管整備事業
- 第3次整備事業
- 建設改良整備事業
- 受託工事
- 受託工事(委託)
- ⓕ 浄水場
- Ⓢ ポンプ場
- ⓧ 源井



# 令和3年度 水道事業(管路工事) 予定箇所図



① 大久保駅前土地区画整理事業地区内配水管布設工事  
φ 100 L=125m

⑥ 西部配水場自然 No. 5 配水管布設工事(その2)  
φ 200 L=760m

② 魚住町長坂寺地内配水管移設工事  
φ 100 L=100m

⑧ 魚住町清水地内配水管布設工事  
φ 100 L=140m

⑤ 大久保町高丘7丁目ほか地内配水管布設工事  
φ 300 L=90m, φ 250 L=400m

⑫ 大久保町茜3丁目ほか地内配水管布設工事  
φ 150 L=80m

⑦ 大久保町江井島地内配水管布設工事  
φ 75 L=100m

⑤ 大久保町八木地内配水管布設工事  
φ 75 L=150m

- 凡例
- 老朽管整備事業
  - 第3次整備事業
  - 建設改良事業
  - 受託工事
  - 受託工事(委託)
  - 浄水場 (F) ポンプ場
  - 配水場 (S) 源井

# 令和3年度 水道事業(施設工事) 予定箇所図

凡例

- 老朽管整備事業
- 第3次整備事業
- 建設改良整備事業
- 受託工事
- 受託工事(委託)
- 浄水場
- 配水場
- Ⓟ ポンプ場
- ×
- 源井

② 東部配水場受水施設築造工事

② 鳥羽浄水場2系着水流量計更新工事

③ 亀池貯水池東・西ポンプ場屋根ほか改修工事

亀池貯水池

鳥羽浄水場

明石川取水場

明石川浄水場

明石川源井

東部配水場

# 令和3年度 水道事業(施設工事) 予定箇所図

① 魚住浄水場第一ポンプ室配水ポンプ設備工事

① 魚住浄水場管理棟新築工事

③ 魚住浄水場送水管布設工事(その2)  
φ400 L=760m

## 凡例

- 老朽管整備事業
- 第3次整備事業
- 建設改良事業
- 受託工事
- 受託工事(委託)
- ⓕ 浄水場
- Ⓢ 配水場
- ⓐ ポンプ場
- × 源井

中部配水場

西部配水場

魚住浄水場

議案第44号関連資料  
令和3年度明石市下水道事業会計予算

令和2年度明石市下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

勘定式

(単位:円)

費用の部		収益の部	
下水道事業費用	7,930,483,000	下水道事業収益	8,641,174,000
営業費用	7,060,345,000	営業収益	5,789,365,000
管渠費	279,132,000	下水道使用料	4,609,091,000
ポンプ場費	118,674,000	他会計負担金	1,160,000,000
処理場費	1,723,143,000	その他営業収益	20,274,000
水洗普及費	41,850,000		
業務費	167,556,000		
総係費	129,990,000		
減価償却費	4,450,000,000		
資産減耗費	150,000,000		
営業外費用	860,846,000	営業外収益	2,851,809,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	847,796,000	受取利息 及び配当金	31,000
長期前払消費税償却	12,800,000	他会計補助金	981,000,000
雑支出	250,000	長期前受金戻入	1,860,000,000
		雑収益	10,778,000
特別損失	4,746,000		
過年度損益修正損	4,746,000		
予備費	4,546,000		
予備費	4,546,000		
当年度純利益	710,691,000		
合計	8,641,174,000	合計	8,641,174,000
当年度未処分利益剰余金	1,770,621,350	当年度純利益	710,691,000
		前年度繰越利益剰余金	0
		その他未処分利益剰余金 変動額	1,059,930,350
合計	1,770,621,350	合計	1,770,621,350

令和2年度明石市下水道事業予定貸借対照表（前年度分）

（令和3年3月31日）

勘定式

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
固 定 資 産	106,610,416,486	固 定 負 債	37,055,593,315
有形固定資産	106,327,916,451	企 業 債	36,952,221,507
土 地	8,235,051,211	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	36,952,221,507
建 物	7,336,040,447		
減価償却累計額	△ 5,027,104,551	引 当 金	103,371,808
構 築 物	146,662,377,413	退 職 給 付 引 当 金	103,371,808
減価償却累計額	△ 65,205,906,312	流 動 負 債	4,263,608,569
機 械 及 び 装 置	64,969,677,227	企 業 債	3,730,426,569
減価償却累計額	△ 50,661,604,398	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	3,730,426,569
車 両 運 搬 具	38,316,757		
減価償却累計額	△ 31,053,346	未 払 金	485,445,000
工 具 器 具 及 び 備 品	56,317,099	引 当 金	40,200,000
減価償却累計額	△ 44,195,096	賞 与 等 引 当 金	40,200,000
投資その他の資産	282,500,035	そ の 他 流 動 負 債	7,537,000
出 資 金	10,000,000	繰 延 収 益	37,517,618,710
長 期 貸 付 金	1,767,000	長 期 前 受 金	89,023,649,028
長 期 前 払 消 費 税	270,699,125	受 贈 財 産 評 価 額	8,697,081,238
そ の 他 投 資	33,910	寄 附 金	2,358,095
流 動 資 産	3,423,232,493	国 庫 補 助 金	69,965,833,177
現 金 ・ 預 金	2,715,090,622	県 補 助 金	33,899,988
未 収 金	554,183,814	一 般 会 計 補 助 金	4,446,040,400
貸 倒 引 当 金	△ 4,000,000	受 益 者 負 担 金	5,878,436,130
貯 蔵 品	38,553,200	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 51,506,030,318
短 期 貸 付 金	354,857	負 債 合 計	78,836,820,594
前 払 金	119,000,000	資 本 金	25,530,509,234
その他流動資産	50,000	資 本 金	25,530,509,234
		剰 余 金	5,666,319,151
		資 本 剰 余 金	3,895,697,801
		受 贈 財 産 評 価 額	33,452,542
		寄 附 金	622,998,120
		国 庫 補 助 金	3,239,247,139
		利 益 剰 余 金	1,770,621,350
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	1,770,621,350
		資 本 合 計	31,196,828,385
資 産 合 計	110,033,648,979	負 債 資 本 合 計	110,033,648,979



令和3年度明石市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（令和4年3月31日）

勘定式

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
固 定 資 産	105,028,245,086	固 定 負 債	35,239,028,212
有形固定資産	104,667,539,051	企 業 債	35,108,656,404
土 地	8,231,751,211	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	35,108,656,404
建 物	7,336,040,447		
減価償却累計額	△ 5,163,104,551	引 当 金	130,371,808
構 築 物	147,603,242,724	退 職 給 付 引 当 金	130,371,808
減価償却累計額	△ 67,839,906,312	流 動 負 債	4,269,710,103
機 械 及 び 装 置	65,953,728,516	企 業 債	3,610,065,103
減価償却累計額	△ 51,472,604,398	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	3,610,065,103
車 両 運 搬 具	40,942,757		
減価償却累計額	△ 32,553,346	未 払 金	611,908,000
工 具 器 具 及 び 備 品	56,697,099	引 当 金	40,200,000
減価償却累計額	△ 46,695,096	賞 与 等 引 当 金	40,200,000
投資その他の資産	360,706,035	そ の 他 流 動 負 債	7,537,000
出 資 金	10,000,000	繰 延 収 益	36,930,648,710
長 期 貸 付 金	2,927,000	長 期 前 受 金	90,276,679,028
長 期 前 払 消 費 税	347,745,125	受 贈 財 産 評 価 額	8,697,081,238
そ の 他 投 資	33,910	寄 附 金	2,358,095
流 動 資 産	3,435,882,324	国 庫 補 助 金	70,972,863,177
現 金 ・ 預 金	2,861,271,694	県 補 助 金	33,899,988
未 収 金	542,517,573	一 般 会 計 補 助 金	4,678,040,400
貸 倒 引 当 金	△ 4,000,000	受 益 者 負 担 金	5,892,436,130
貯 蔵 品	34,917,200	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 53,346,030,318
短 期 貸 付 金	1,125,857	負 債 合 計	76,439,387,025
そ の 他 流 動 資 産	50,000	資 本 金	25,630,509,234
		資 本 金	25,630,509,234
		剰 余 金	6,394,231,151
		資 本 剰 余 金	3,895,697,801
		受 贈 財 産 評 価 額	33,452,542
		寄 附 金	622,998,120
		国 庫 補 助 金	3,239,247,139
		利 益 剰 余 金	2,498,533,350
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	2,498,533,350
		資 本 合 計	32,024,740,385
資 産 合 計	108,464,127,410	負 債 資 本 合 計	108,464,127,410

建設企業常任委員会資料
2021年(令和3年)3月10日
都市局下水道室

## 議案第44号関連資料

令和3年度明石市下水道事業会計予算（予定工事箇所図）

# 令和3年度 管渠整備費 予定箇所図

江井ヶ島松陰新田線汚水管実施設計委託

φ 200, L=2000m

大久保処理区

谷八木字溝向イ雨水管布設工事

φ 800, L=80m

山下町 (4工区) 雨水管布設工事

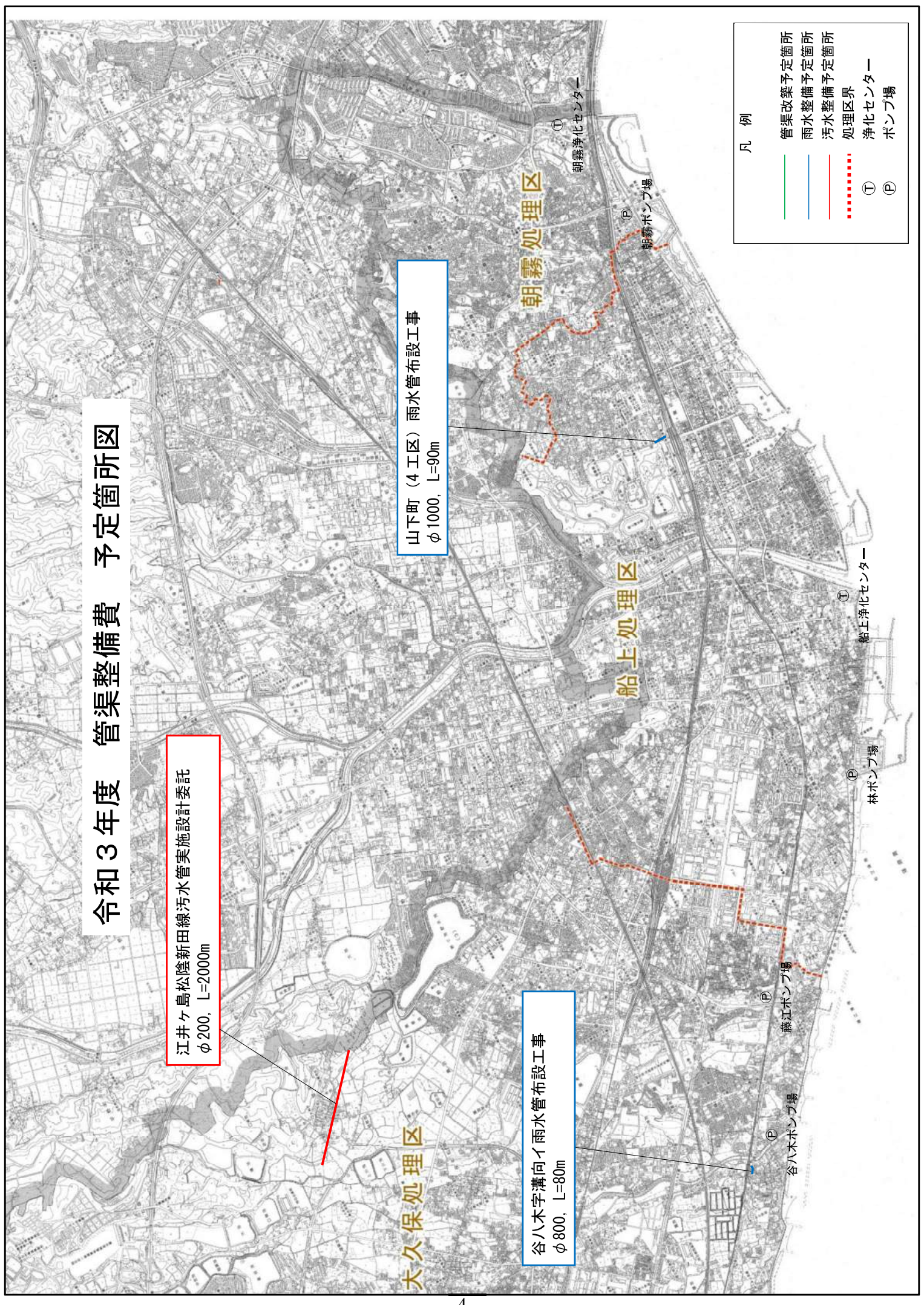
φ 1000, L=90m

朝霧処理区

船上処理区

凡例

- 管渠改築予定箇所
- 雨水整備予定箇所
- 汚水整備予定箇所
- 処理区界
- 浄化センター
- ポンプ場



# 令和3年度 管渠整備費 予定箇所図

管渠点検 (その3) 業務委託  
人孔点検 400箇所 管路調査 L=4000m

赤根北部第1号雨水幹線布設工事  
□1800×1600, L=40m

大久保駅前区画整理事業関連汚水管布設工事  
φ200, L=70m

二見処理区

大久保処理区

- 凡 例
- 管渠改築予定箇所
  - 雨水整備予定箇所
  - 汚水整備予定箇所
  - 処理区界
  - 浄化センター
  - ポンプ場

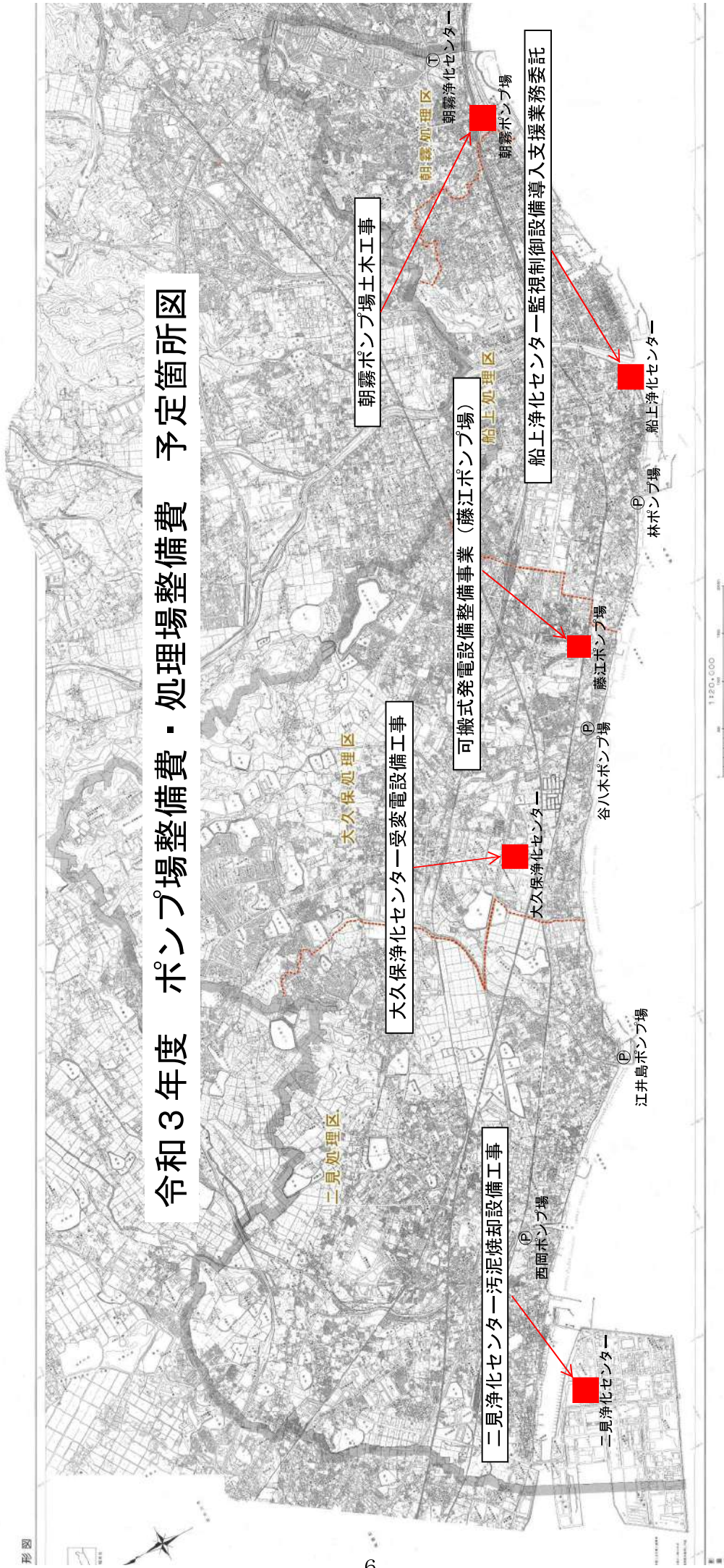
大久保浄化センター

西岡ポンプ場

二見浄化センター

江井島ポンプ場

# 令和3年度 ポンプ場整備費・処理場整備費 予定箇所図



## 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(鳥羽新田地区)の換地処分について

鳥羽新田地区は平成5年より事業を開始し、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ってきました。権利者全員が換地の使用を開始できたことから、事業完了に向けた手続きの一環である換地処分を令和3年度に行う予定となりましたので報告します。

### 1 事業概要

#### (1) 施行地区の区域

明石市鳥羽及び大久保町松陰の一部

#### (2) 施行地区の面積

A=19.4ha

#### (3) 主な公共施設

幹線道路延長(山手環状線) L= 598m  
 区画道路延長 L= 6,004m  
 公園面積(2公園) A= 6,366㎡



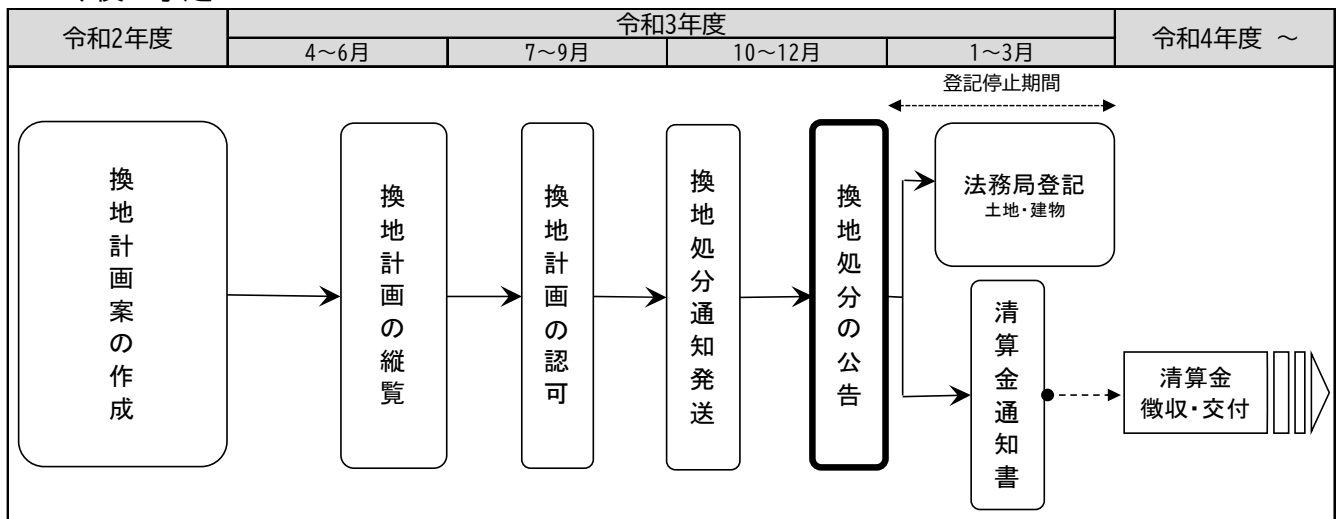
### 2 これまでの経緯

平成5年12月	事業計画の決定告示
平成7年7月	仮換地指定を開始
平成30年4月	公共施設整備完了
令和2年5月	全換地の使用開始
令和2年6月	新町名設定の議決
令和2年12月	事業計画(第8回変更)の決定告示

### 3 換地処分の概要

- ・換地処分公告の時期 2021年(令和3年)12月(予定)
- ・土地の総数 従前地 931筆 換地後 732筆
- ・土地所有者の総数 603名(共有名義を含む)

### 4 今後の予定



### 5 その他

東播都市計画事業西明石土地区画整理事業は、鳥羽新田地区のほか、西明石駅前地区、弁財天地区、鳥羽地区の4地区からなり、西明石駅北側周辺地区の健全な市街地整備を目的に、昭和38年より事業を実施してきましたが、今回の鳥羽新田地区が完了すれば事業が完了となります。

## 大蔵海岸西地区 自然観察ゾーン及び（仮称）自然観察センターの設置について

### 1. 設置の目的

大蔵海岸西地区は磯浜や休憩所などを備え、また、眼前には明石海峡大橋や淡路島を見晴らせる素晴らしいロケーションを有しており、毎日多くの方が散策を楽しまれております。しかし反面、散策以外の利用に乏しく、自然観察を目的に整備した人工干潟の磯浜やミニステージを備える中央休憩所等が十分に活用されておらず、西地区全体の利用の活性化が懸案となっております。

そこで、大蔵海岸西地区のポテンシャルを生かし、磯浜や中央休憩所を活用した自然観察ゾーン及び（仮称）自然観察センターを設置し、子供達が生き物とのふれあいを通して自然や命の大切さを学び、笑顔で元気に過ごせる空間づくりを進め、利用の活性化につなげたいと考えております。

### 2. 自然観察ゾーン及び（仮称）自然観察センターの概要について

〔設置場所〕（1）自然観察ゾーン：磯浜周辺（水域を含む）

（2）（仮称）自然観察センター：中央休憩所を活用

〔運営者〕大蔵海岸施設指定管理者（神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体）

〔予算額〕令和3年度 3,000千円

#### 〔自然観察ゾーン（磯浜周辺）の概要〕

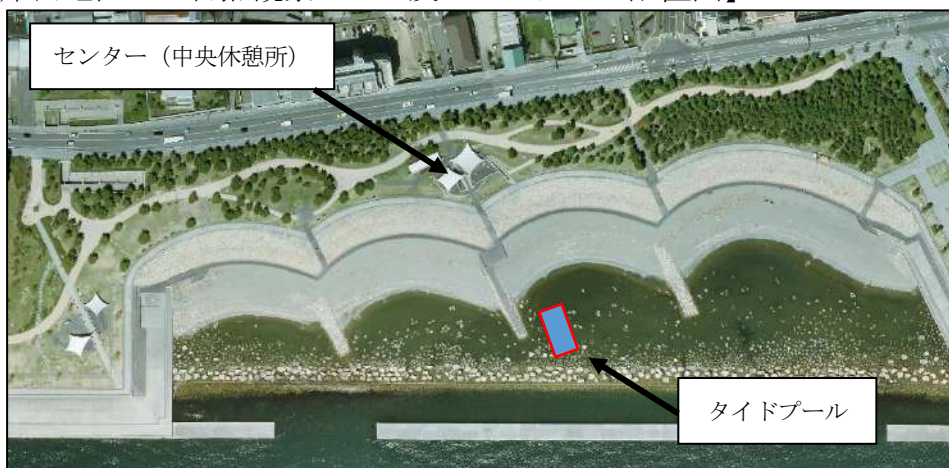
○ 水生生物をはじめ海浜植物など、季節によってさまざまな生き物を観察することができます。

○ 磯浜に、新たに箱型のタイドプール（潮の干満を利用した人工の潮だまり）を設置し、その中に砂や石を配置することで、多様な生き物を観察できるようにします。

※タイドプールの概要（予定）

- ・大きさ南北方向5m 東西3m 約15㎡、深さ35センチ程度
- ・来年度のタイドプールは試験的な設置とし、生物の生育環境、海水の循環、波による砂の流出状況などを観察し、改良を重ねたうえで規模を拡大していく予定です。

#### 【大蔵海岸西地区 自然観察ゾーン及びセンター 配置図】



## 〔自然観察センターの概要〕

### (1) 運営開始日（予定）

- 令和3年4月29日（祝木）のゴールデンウィークから。
- 運営日は「土日祝日」を基本とします。

春休み・夏休み期間中は運営日を増やす予定です。平日及び冬季の運営は、利用状況等を見て今後検討していきます。

### (2) 業務の内容

- ガイドを配置し、バケツ、網、箱メガネ、ライフジャケットなど観察資材を無料で貸し出します。
- 図鑑や机等を設置し、子供たちが見たり捕まえたりした生き物をその場で調べることができるようにします。
- ガイドが安全な観察方法や資材の使い方をアドバイスするとともに、調べものをお手伝いします。水族館等との連携も予定しています。

### (3) その他

利用上のルール、安全対策をはじめ、自然観察センターの運営方法、観察資材の種類など、利用状況を見ながら適宜変更・追加していきます。

## 【自然観察センター 現在の中央休憩所の様子】





## 高齢者運転免許自主返納促進事業の特典拡充について

### 1 特典拡充の趣旨

本市では、高齢ドライバーが引き起こす交通事故を未然に防止するため、平成28年度より「運転免許返して安心プロジェクト」と題した高齢者運転免許自主返納促進事業を実施しています。これまでに約5,000名が申請され、実際に高齢者が関係する交通事故件数も減少傾向にあることから、高齢者の交通事故抑制の一翼を担っているものと考えます。

こうしたなか、更なる取り組みとして、運転免許返納後の移動手段の確保に不安がある方への支援として新たに交通系ICカード（ICOCA）を特典に加えることとしました。買い物などの外出の際に利用していただき、免許を返納された高齢者の日常生活における利便性の維持や健康増進にも繋がるものと考えます。

### 2 拡充後の特典

- ・返納した本人（選択制）

図書カード3,000円分または **ICOCA 3,000円分（デポジット500円含む）**。

- ・返納を勧めた人（本市独自の特典）

図書カード1,000円分（従来通り）

### 3 今後のスケジュール

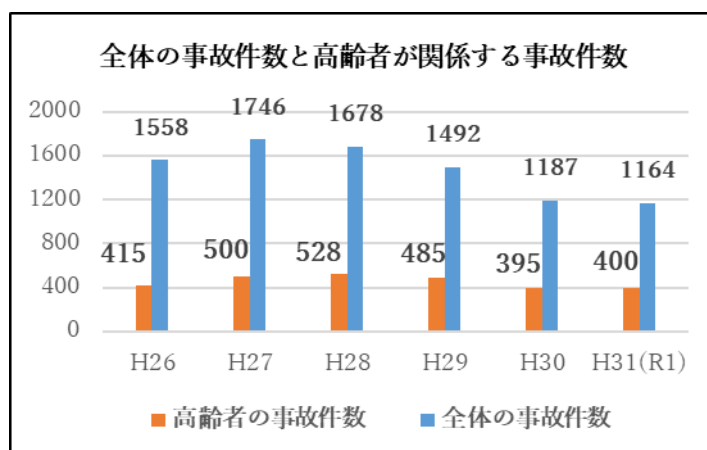
令和3年3月中旬 JR西日本との最終調整

令和3年4月1日 令和3年度事業としてスタート

4/1号「広報あかし」掲載の準備や市ホームページ、自治会便などの各種広報媒体を活用し周知

### 4 資料

65歳以上の人口（各年1/1時点）		
平成30年	平成31年	令和2年
77,424人	78,479人	79,037人
65歳以上の免許保有者（提供元：明石警察）		
平成30年	平成31年	令和2年
34,894人	35,699人	35,867人
免許返納プロジェクト申請者数		
平成29年度	平成30年度	令和元年度
900人	939人	1,514人



## 【参考】

ICOCAが使える主な店舗（全国58万か所以上の店舗・施設が加盟登録）

### 【コンビニエンスストア】

セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・ポプラ等

※ 全国展開しているメジャーなコンビニエンスストアが多数対応している。  
上記のコンビニでは現金チャージにも対応しており、駅の券売機に行かなくてもチャージが出来るようになっています。

### 【百貨店】

近鉄百貨店・阪急百貨店、阪急メンズ大阪・阪神梅田本店・天満屋 等

※ 関西圏を中心に利用店舗が充実しています。

### 【スーパーマーケット】

ルクア・イトーヨーカ堂・AEON（イオン）・マックスバリュ―・イズミヤ 等

※ 関西圏の駅ナカショップでは、ほとんどの店舗で対応しています。

### 【ドラッグストア】

スギ薬局・ココカラファイン・ウェルシア・麒麟堂・ダイコクドラッグ  
マツモトキヨシ 等

### 【家電量販店】

ビッグカメラ・コジマ・上新電機（ジョーシン）・ヨドバシカメラ 等

### 【飲食店】

マクドナルド・ミスタードーナツ・餃子の王将・びっくりドンキー  
すき家・かっぱ寿司・ロイヤルホスト・コメダ珈琲・ドトールコーヒー等

### 【その他】

ヤマト運輸・紀伊国屋書店・オリックスレンタカー・タイムズ・エネオス  
ジャンカラ・ラウンド1・ロフト等

## 明石市公営住宅等長寿命化計画(素案)の作成及びパブリックコメントの実施について

平成22年に策定した「明石市公営住宅等長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」という。)が期間満了となることから、社会資本整備総合交付金の交付要件である長寿命化計画を改定するため、「明石市公営住宅等長寿命化計画(素案)」を作成しましたので報告するとともに、市民参画条例に基づきパブリックコメント(意見公募手続)を実施します。

### 1. 「明石市公営住宅等長寿命化計画(素案)」の概要

長寿命化計画は、市営住宅の維持管理について予防保全の観点から修繕や改善の計画を定め、中長期的な維持管理を実現することを目的としており、平成22年に策定しました。その後、平成29年に公共施設配置適正化について基本的な取組方針を具体的に進めるため策定された「明石市公共施設配置適正化実行計画」を受けて、将来的には、既存の市営住宅(2,087戸)のうち、長寿命化を図る住宅を1,324戸とする市の方針を決定し、計画的に修繕等を進め適切な維持管理に努めているところです。

長寿命化計画では期間内(10年間)に、長寿命化を図る住宅のうち661戸について社会資本整備総合事業を活用し、計画的な長寿命型の改善事業を実施することで長期的な市営住宅の有効活用を図っていきます。

### 2. 計画の構成

- ①公営住宅等長寿命化計画の背景・目的
- ②計画期間
- ③公営住宅等の状況
- ④長寿命化に関する基本方針
- ⑤公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定
- ⑥点検の実施方針
- ⑦計画修繕の実施方針
- ⑧改善事業及び建替事業の実施方針
- ⑨ライフサイクルコスト(LCC)とその縮減効果の算出

### 3. 計画期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4. パブリックコメント（意見公募手続）の概要

(1)「明石市公営住宅等長寿命化計画（素案）」の閲覧

- ・明石市役所：都市局住宅・建築室住宅課、行政情報センター
- ・市民センター等：あかし総合窓口、ほか各市民センター
- ・明石市ホームページ

(2)募集期間

2021年(令和3年)4月6日(火)から2021年(令和3年)5月6日(木)まで

### 5. 今後のスケジュールについて

時期	内容
令和3年4月	パブリックコメント実施（4月6日(火)～5月6日(木)）
5月	パブリックコメントで出た意見を受け、素案修正⇒計画案作成
6月	計画案について委員会報告 市ホームページで公表

# 明石市公営住宅等長寿命化計画（素案）

令和3年〇月

明石市 都市局 住宅・建築室 住宅課

## 目次

1. 公営住宅等長寿命化計画の背景・目的 .....	1
2. 計画期間 .....	1
3. 公営住宅等の状況 .....	1
4. 長寿命化に関する基本方針 .....	8
5. 公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定 .....	8
6. 点検の実施方針 .....	9
7. 計画修繕の実施方針 .....	12
8. 改善事業及び建替事業の実施方針 .....	12
9. ライフサイクルコスト（LCC）とその縮減効果の算出 .....	14

## 1. 公営住宅等長寿命化計画の背景・目的

「明石市公営住宅等長寿命化計画」は、市営住宅の維持管理について予防保全の観点から修繕や改善の計画を定め、中長期的な維持管理を実現することを目的としており、平成22年に策定しました。その後、平成29年に公共施設配置適正化について基本的な取組方針を具体的に進めるため策定された「明石市公共施設配置適正化実行計画」を受けて、将来的には、既存の市営住宅（2,087戸）のうち、長寿命化を図る住宅を1,324戸とする市の方針を決定し、計画的に修繕等を進め維持管理に努めているところです。

今後、概ね昭和57年以前に建設された住宅は、適切な維持管理に努めながら中長期的に集約化を進める一方、それ以降に建設された住宅については、引き続き、計画的な修繕等により長寿命化を図ることが求められています。

本計画では、上記計画との整合を図り、①定期的な点検等の確実な実施やその結果を踏まえた早期修繕の実施、②計画的な修繕による予防保全的管理の実施、③長寿命化に資する改善事業の実施により、市営住宅の長寿化とライフサイクルコスト（LCC）の縮減、事業費等の平準化を図ることを目指し策定しました。

この度、平成22年に策定した計画が期間満了となることから、市の方針に沿って改定します。

## 2. 計画期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 3. 公営住宅等の状況

### ① 管理戸数と構造

現在（令和2年4月1日）、31団地・124棟・2,087戸の市営住宅を管理しており、その種別内訳は、普通市営住宅が24団地・78棟・1,842戸、改良市営住宅が7団地・46棟・232戸、特別市営住宅（貴崎住宅の店舗住宅）が0団地・0棟・7戸（貴崎住宅は普通市営住宅で計上しているため、0団地0棟とする。）、準公営住宅（西朝霧丘住宅内）が0団地・0棟・6戸（西朝霧丘住宅は普通市営住宅で計上しているため、0団地0棟とする。）で、その構造は、木造が1棟・1戸、準耐火構造（簡易耐火）が43棟・104戸、耐火構造が80棟・1,982戸となっています。（表1、表2）。

表1 管理戸数の状況（令和2年4月1日現在）

種 別	団地数 (団地)	棟数 (棟)	戸数 (戸)
普通市営	24	78	1,842
改良市営	7	46	232
特別市営	0	0	7
準公営	0	0	6
合計	31	124	2,087

注1) 普通市営住宅とは、市営住宅のうち、公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に該当するものをいう。

注2) 改良市営住宅とは、市営住宅のうち、住宅地区改良法第2条第6項に規定する改良住宅に該当するものをいう。

注3) 特別市営住宅とは、普通市営住宅、改良市営住宅及び準公営住宅以外の市営住宅をいう。

注4) 準公営住宅とは、市営住宅のうち、市が公営住宅法又は住宅地区改良法に基づかずに建設した住宅であって、公営住宅に準じて賃貸をするものをいう。

表2 構造別の状況（令和2年4月1日現在）

構 造	棟数 (棟)	戸数 (戸)
木造	1	1
準耐火構造	43	104
耐火構造	80	1,982
合計	124	2,087

## ②建設時期

各団地の建設時期は、昭和55年以前に建設した、新耐震基準に基づかない住宅が83棟・838戸あり、全体の40%を占めています。昭和56年から平成6年に建設した住棟が25棟・532戸あり、全体の26%を占めています。阪神・淡路大震災後の平成7年以降に建設した住宅は16棟・717戸あり、全体の34%を占めています。（表3）。



表3 建設時期別の状況（令和2年4月1日現在）

建設時期	棟数 (棟)	戸数 (戸)	比率 (%)
S55以前	83	838	40
S56～H6	25	532	26
H7以降	16	717	34
合計	124	2,087	100

### ③入居者の状況

住宅の管理戸数2,087戸のうち、入居戸数1,487戸・空家戸数600戸（政策空家163戸を含む。）となっています。その種別内訳は、普通市営住宅が入居戸数1,337戸・空家戸数505戸、改良市営住宅が入居戸数141戸・空家戸数91戸、特別市営住宅が入居戸数3戸・空家戸数4戸（目的外使用2戸は空家に含む。）、準公営住宅が入居戸数6戸・空家戸数0戸となっています。（表4）

表4 入居者の状況（令和2年4月1日現在）

種別	入居戸数 (戸)	空家戸数 (戸)	管理戸数 (戸)
普通市営	1,337	505	1,842
改良市営	141	91	232
特別市営	3	4	7
準公営	6	0	6
合計	1,487	600	2,087

### ④65歳以上の世帯及び入居者の状況

住宅の入居世帯1,487戸のうち、全員が65歳以上の世帯は760戸あり、全体の51.1%を占めています。また、住宅の入居世帯1487戸のうち、65歳以上の単身世帯は558戸あり、全体の37.5%を占めています。また、人数で見ると、住宅の入居者数2,688人のうち、65歳以上の入居者数は1,236人おり、全体の46.0%を占めています。（表5、表6）

表5 65歳以上の世帯の状況（令和2年4月1日現在）

	入居戸数 (戸)	世帯数 (戸)	比率 (%)
全員が65歳以上の世帯数	1,487	760	51.1
65歳以上の単身世帯	1,487	558	37.5

表6 65歳以上の入居者数の状況（令和2年4月1日現在）

	入居者数 (人)	65歳以上の入居者数 (人)	比率 (%)
65歳以上の入居者数	2,688	1,236	46.0

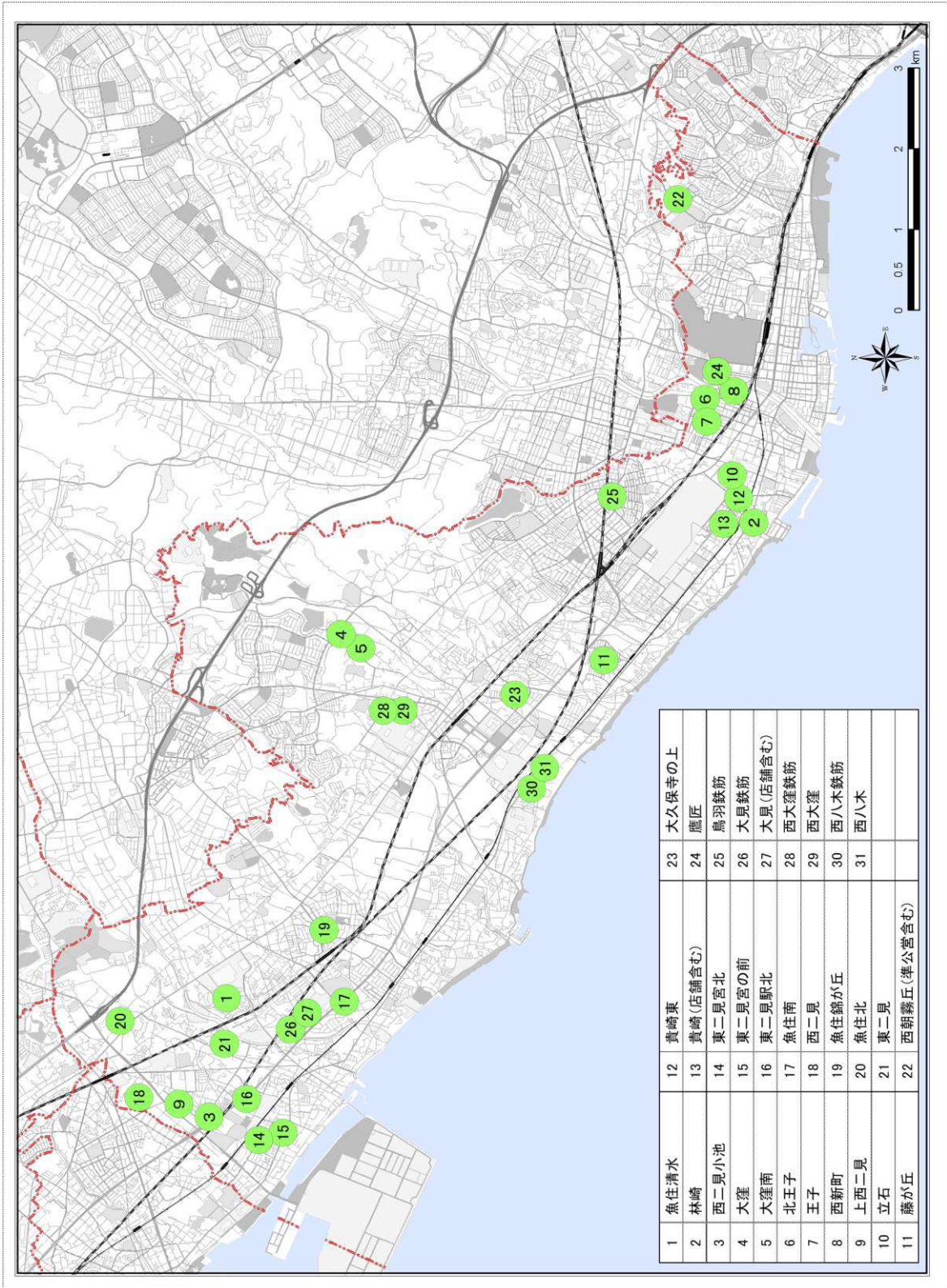
⑤応募の状況

住宅の定期募集については、地域性などを勘案しながら、年2回実施しており、1回当たり概ね20～25戸の空家を募集しています。また、定期募集に併せて平成31年2月から常時募集を実施しています。近年の定期募集の応募状況は、平成26年度が募集戸数44戸・応募人数181人・倍率4.1倍、平成27年度が募集戸数49戸・応募人数213人・倍率4.3倍、平成28年度が募集戸数38戸・応募人数227人・倍率6.0倍、平成29年度が募集戸数50戸・応募人数218人・倍率4.4倍、平成30年度が募集戸数45戸・応募人数165人・倍率3.7倍、令和元年度が募集戸数45戸・応募人数142人・倍率3.2倍となっています。（表7）

表7 定期募集の応募の状況（令和2年4月1日現在）

年 度	募集戸数 (戸)	応募者数 (人)	倍率 (倍)
平成26年度	44	181	4.1
平成27年度	49	213	4.3
平成28年度	38	227	6.0
平成29年度	50	218	4.4
平成30年度	45	165	3.7
令和元年度	45	142	3.2

明石市営住宅位置図



1	魚住清水	12	貴崎東	23	大久保寺の上
2	林崎	13	貴崎(店舗含む)	24	鷹匠
3	西二見小池	14	東二見宮北	25	鳥羽鉄筋
4	大窪	15	東二見宮の前	26	大見鉄筋
5	大窪南	16	東二見駅北	27	大見(店舗含む)
6	北王子	17	魚住南	28	西大窪鉄筋
7	王子	18	西二見	29	西大窪
8	西新町	19	魚住錦が丘	30	西八木鉄筋
9	上西二見	20	魚住北	31	西八木
10	立石	21	東二見		
11	藤が丘	22	西朝霧丘(準公営含む)		

明石市営住宅一覧

番号	住宅名	住 所	竣工	管理 戸数	棟数
1	魚住清水	魚住町清水 355 番地の 3	S26	1	1
2	林崎	林崎 3 丁目 580 番地	S33～35	16	4
<u>3</u>	<u>西二見小池</u>	二見町西二見 376 番地の 1、385 番地	H22～24	160	2
4	大窪	大久保町大窪 2173 番地	S42～44	210	9
<u>5</u>	<u>大窪南</u>	大久保町大窪 2099 番地	H16～26	121	4
6	北王子	北王子町 8～11 番	S50	42	4
7	王子	王子 1 丁目 6～10 番	S51～52	104	6
8	西新町	西新町 1 丁目 9～11 番・18 番	S52～53	78	4
9	上西二見	二見町西二見 267 番地	S52～54	32	2
10	立石	立石 1 丁目 6～8 番	S54	30	3
11	藤が丘	藤が丘 2 丁目 20・21 番	S55	18	2
<u>12</u>	<u>貴崎東</u>	貴崎 2 丁目 1 番	S57	80	4
<u>13</u>	<u>貴崎 (店舗含む)</u>	貴崎 1 丁目 5・6 番、2 丁目 9・10・ 13～17 番	S59～63	235	14
<u>14</u>	<u>東二見宮北</u>	二見町東二見 1323 番地の 1	H2	60	4
<u>15</u>	<u>東二見宮の前</u>	二見町東二見 1360 番地の 3	H4	65	1
<u>16</u>	<u>東二見駅北</u>	二見町東二見 820 番地の 1、488 番地 の 1	H6	92	2

17	魚住南	魚住町住吉 3 丁目 738 番地の 3	H8	31	1
18	西二見	二見町西二見 1961 番地の 1、1943 番地の 1・7	H8	112	3
19	魚住錦が丘	魚住町錦が丘 3 丁目 12 番地の 1・2	H9	87	2
20	魚住北	魚住町清水 2070 番地の 2	H9	92	1
21	東二見	二見町東二見 2 番地	H9	62	1
22	西朝霧丘（準公営含む）	西朝霧丘 1・2 番	H12～14	60	2
23	大久保寺の上	大久保町大久保町 244 番地の 1	H15	35	1
24	鷹匠	鷹匠町 4 番 10 号	H20	32	1
25	鳥羽鉄筋	野々上 1 丁目 2 番地の 17・22、18 番地の 4	S48～52	48	3
26	大見鉄筋	魚住町西岡 1091-2、2455-1、2457-2・5	S51～53	64	4
27	大見（店舗含む）	魚住町西岡 1032-2、2368・2371・2385・2401・2416	S53～55	38	19
28	西大窪鉄筋	大久保町大窪 440 番地の 5	S51～52	32	2
29	西大窪	大久保町大窪 341・360・370・446 番地	S52～53	22	11
30	西八木鉄筋	大久保町八木 599 番地の 1	S51	16	1
31	西八木	大久保町八木 592-6、543、579-2	S52～53	12	6

注) 下線住宅は、長寿命化を対象とする住宅です。

#### 4. 長寿命化に関する基本方針

##### (1) ストックの状況把握（定期点検及び日常点検）・修繕の実施・データの管理に関する方針

市営住宅を有効に活用していくためには、計画的な点検と修繕の実施による予防保全的な管理が必要です。そのため、点検により住棟の劣化状況を把握したうえで、修繕を実施することにより、ストックの適切な維持管理を実践するとともに、修繕費の適性化を図ります。点検の結果についてはデータに記録し、修繕・維持管理の実施や次回の点検に役立てることとします。

##### (2) 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

市営住宅の長寿命化に向けて、長期的な視点に立った予防保全的な維持管理を実践し、効率的なストック活用を推進します。予防保全的な管理に加えて、長寿命化型の改善等を実施することにより、より効果的な施設維持、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

#### 5. 公営住宅等長寿命化計画の対象と事業手法の選定

平成 29 年に策定された「明石市公共施設配置適正化実行計画」により、市営住宅は「人口推移や県営・民間賃貸住宅の状況、各施設の老朽化や耐震性、バリアフリーの状況等を考慮して、概ね昭和 57 年以前に建設された住宅は、中長期的に集約化を進める一方、継続利用する住宅については計画的な補修等により長寿命化を図る」という方針が示されました。その方針に基づき、概ね昭和 57 年以前に建設された住宅は、耐用年限を目標とした適切な維持管理を行いながら、中長期的には集約化を進めることとします。一方、耐用年限以上の維持管理を目標に継続利用する住宅については、計画的な補修等により長寿命化を図ることとし、本計画期間内（10 年間）の事業手法別戸数は、下記のとおりとします。（表 8）

表 8 公営住宅等ストックの事業手法別戸数表

対 象	合 計
公営住宅等管理戸数	2,087 戸
・維持管理予定戸数	1,860 戸
うち修繕対応戸数	1,199 戸
うち改善予定戸数	661 戸
・建替予定戸数	0 戸
・用途廃止予定戸数	227 戸

注1) 改善予定戸数とは、本計画期間内（10年間）に行う改善事業の戸数とする。

注2) 修繕対応戸数とは、維持管理予定戸数のうち改善予定戸数を除いた戸数である。

## 6. 点検の実施方針

法定点検については、引き続き法令に基づく適切な点検を実施します。法定点検の対象外の住棟においては、建築基準法 12 条の規定に準じて法定点検と同様の点検（あわせて「定期点検」とする。）を実施します。また、目視により簡易に確認することが可能な部位については、全ての住棟を対象に必要なに応じて日常点検を実施します。日常点検は、「公営住宅等日常点検マニュアル（平成 28 年 8 月 国土交通省住宅局住宅総合整備課）」を参考に、法定点検の対象となっていない項目に重点をおいて実施することを基本とし、その他、計画修繕前の実施等、効率的に行います。住戸内の設備やバルコニー等の劣化状況の点検は住宅内部に立ち入る必要があり、定期点検や日常点検の実施が困難なため、空家修繕の機会を捉え、住戸内部及びバルコニー等の点検及び修繕を実施します。また、日常的に入居者との情報交換を進めることにより、住宅の劣化等の状況把握に努めます。

定期点検の結果は、それぞれデータベースに記録し、修繕・維持管理の的確な実施や次回の点検に役立てることとします。

参考：「公営住宅等日常点検マニュアル（耐火・準耐火構造編）」による日常点検項目一覧

### ◆建築物

#### I. 敷地及び地盤

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 地盤	■地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	★
イ) 敷地	■敷地内の排水の状況	★

ウ) 敷地内の通路	■敷地内の通路の支障物の状況	★
エ) 塀	■組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	★
	■金属フェンス等の劣化及び損傷の状況	
オ) 擁壁	■擁壁の劣化及び損傷の状況	★
	■擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	★
カ) 屋外工作物	■遊具、ベンチ等の劣化及び損傷の状況	
キ) 屋外電気設備	■外灯の不具合、劣化及び損傷の状況	
ク) 通路・車路	■平面駐車場の劣化及び損傷の状況	
	■車路・歩道、スロープ、屋外階段の劣化及び損傷の状況	
ケ) 付属施設	■自転車置場、ゴミ集積所等の劣化及び損傷の状況	

## II. 建築物の外部

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 基礎	■基礎の沈下等の状況	★
	■基礎の劣化及び損傷の状況	★
イ) 土台	■土台の沈下等の状況	★
	■土台の劣化及び損傷の状況	★
ウ) 外壁（躯体等）	■木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	★
	■補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	★
	■PCa 鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	
	■鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	★
エ) 外壁（外装仕上げ材等）	■塗り仕上げ、タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	★（塗り仕上げ除く）
	■金属系パネルの劣化及び損傷の状況	★
	■コンクリート系パネルの劣化及び損傷の状況	★
	■窯業系サイディングの劣化及び損傷の状況	
	■シーリングの劣化及び損傷の状況	



オ) 外壁 (窓サッシ等)	■サッシ等の劣化及び損傷の状況	★
カ) 建具	■共用部ドア、住戸玄関ドアの劣化及び損傷の状況	
	■シャッター (防火シャッター含む)、メーターボックス扉、パイプスペース扉等の枠及び建具の劣化及び損傷の状況	
キ) 金物類	■落下防護庇の劣化及び損傷の状況	
	■集合郵便受、掲示板等、室名札の劣化及び損傷の状況	

### Ⅲ. 屋上及び屋根

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 屋上面、屋上回り	■屋上面の劣化及び損傷の状況	★
	■雨樋の劣化及び損傷の状況	
イ) 屋根	■屋根の劣化及び損傷の状況	★

### Ⅳ. 避難施設等

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 廊下 (共用廊下)	■物品の放置の状況	★
	■手すりの劣化及び損傷の状況	
	■床の劣化及び損傷の状況	
	■壁・柱・梁の劣化及び損傷の状況	
	■天井・軒裏の劣化及び損傷の状況	
イ) 出入口	■物品の放置の状況	★
ウ) バルコニー	■手すり等の劣化及び損傷の状況	★
	■物品の放置の状況	★
	■隔て板、物干し金物等の劣化及び損傷の状況	
	■床・壁・柱・梁・天井の劣化及び損傷の状況	
エ) 階段	■物品の放置の状況	★
	■階段各部の劣化及び損傷の状況	★

◆ 建築設備

I. 給水設備及び排水設備

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	■配管の腐食及び漏水の状況	★
イ) 給水タンク等、給水ポンプ	■給水タンク等の腐食及び漏水の状況	★
ウ) 排水設備（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	■屋内雑排水管、汚水管、雨水管の腐食及び漏水の状況	

7. 計画修繕の実施方針

市営住宅の維持保全については、市の財政状況を考慮しながら、緊急かつ安全の確保を中心とした修繕を優先的に進め、良好な維持保全を目指します。また、定期的な点検、空家修繕等により、適切な時期に予防保全的な修繕を計画的に行うことで、居住性・安全性等の維持を図り、長期的に活用します。実際の実施時期は事業の効率化やコスト等を踏まえた調整を行うとともに、定期点検や日常点検等の実施後は、点検結果を踏まえて修繕内容を適宜見直します。

8. 改善事業及び建替事業の実施方針

市営住宅の改善内容は、居住性向上型、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型に分類されます。

（居住性向上型）

引き続き市営住宅として活用を図るストックについて、住戸規模・間取りの改善や住戸・住棟設備の機能向上を行い、居住性を向上させます。

（福祉対応型）

引き続き市営住宅として活用を図るストックについて、安全で安心して居住できるよう、住戸・共用部・屋外のバリアフリー化を進めます。

（安全性確保型）

耐震性に課題のある住棟において耐震改修等により躯体安全性を高める他、非常時に円

滑に避難できるよう避難設備や経路の整備、確保を行います。加えて防犯性や落下、転倒防止など生活事故防止に配慮した改善を行います。

(長寿命化型)

一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上、躯体への影響の低減、予防保全的な改善を行います。

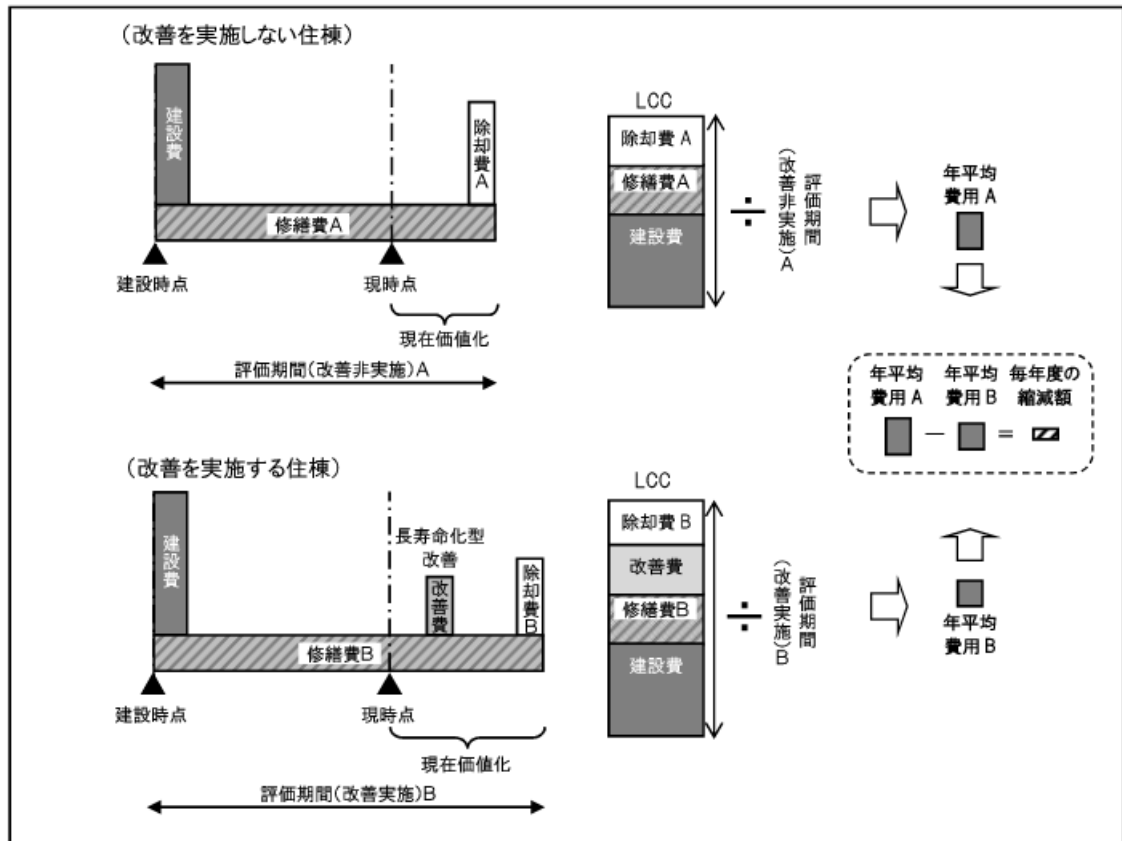
各住棟を長期的に使用することを念頭に、「明石市公共施設配置適正化実行計画」により、継続利用する市営住宅については、改善事業の必要性、効果を考慮した上で、対象住棟を決定し、長寿命化型の改善を実施するものとします。特に、構造躯体の安全性に影響する屋上防水・外壁改修、入居者の生活に大きく影響する給排水設備等については優先的に実施を検討していきます。屋上防水や外壁、給水・電気・機械設備等の設備の改修等を合わせて実施することにより、事業費の縮減を図るとともに、工事の時期を一時期にまとめることで、入居者への影響を小さくします。

ただし、膨大な修繕・改修等の費用が必要となることが予想される中、一時期に極端に工事が集中しないように配慮していく必要があります。そのため、一定予算の枠内で市営住宅を維持出来るよう、必要性の高い改修内容に絞った予算の執行と、住宅の劣化状況や経過年数を踏まえた優先順位付けなどにより、改修等の時期を分散化し予算の平準化を図ります。

また、社会情勢、財政状況など市営住宅を取り巻く状況の変化を受け、住戸数を維持するためだけの建替えや新たな建設は行わず、今後は現在の市営住宅の適正な維持保全と、必要に応じた改善により長寿命化を図り、住宅の長期活用の推進に重点を置きます。

## 9. ライフサイクルコスト（LCC）とその縮減効果の算出

長寿命化型改善事業を実施する公営住宅等を対象としたライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果の算出の基本的な考え方は次の通りです。



ライフサイクルコストの算出イメージ

$$\textcircled{1} \text{ 1棟のLCC縮減効果} = \text{LCC (計画前)} - \text{LCC (計画後)}$$

[単位 千円/棟・年]

$$\textcircled{2} \text{ LCC (計画前)} = \frac{\text{(建設費} + \text{修繕費} + \text{除却費)}}{\text{評価期間 (改善非実施)}}$$

[単位 千円/棟・年]

注) (建設費+修繕費+除却費)は公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業(LCC算定対象)を実施しない場合に想定される管理期間に要するコスト。

建設費	推定再建築費 (当該住棟の建設時点に投資した建設工事費(国のLCC算定プログラムに具備されている建設当時の標準建設費)×公営住宅法施行規則第23条の率)
修繕費	建設後、評価期間(改善非実施)末までに実施した修繕工事費(※) (国のLCC算定プログラムに具備されている典型的な修繕計画モデルから得られる修繕費乗率を建設費(推定再建築費)に乗じて算定される累積修繕費)
除却費	評価期間(改善非実施)末に実施する除却工事費(※)
評価期間 (改善非実施)	改善事業を実施しない場合に想定される管理期間。 (50年として設定)

※現時点以後、将来に発生するコスト(将来の修繕費、除却費)については、社会的割引率(4%)を適用して現在価値化する。

$$\textcircled{3} \text{LCC (計画後)} = \frac{\text{(建設費+改善費+修繕費+除却費)}}{\text{評価期間 (改善実施)}}$$

〔単位 千円/棟・年〕

注) (建設費+改善費+修繕費+除却費)は公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業(LCC算定対象)及び公営住宅等長寿命化計画の計画期間以後に想定される改善事業(LCC算定対象)を実施する場合に想定される管理期間(目標管理期間)に要するコスト。

建設費	推定再建築費 (当該住棟の建設時点に投資した建設工事費(国のLCC算定プログラムに具備されている建設当時の標準建設費)×公営住宅法施行規則第23条の率)
改善費	公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業費及び公営住宅等長寿命化計画の計画期間以後に想定される改善事業費の総額から修繕費相当額を控除した額(※)
修繕費	建設後、評価期間(改善実施)末までに実施した修繕工事費(※) (国のLCC算定プログラムに具備されている典型的な修繕計画モデルから得られる修繕費乗率を建設費(推定再建築費)に乗じて算定される累積修繕費)
除却費	評価期間(改善実施)末に実施する除却工事費(※)
評価期間 (改善実施)	公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業(LCC算定対象)及び公営住宅等長寿命化計画の計画期間以後に想定される改善事

	業（LCC算定対象）を実施する場合に想定される管理期間（目標管理機関）。 (70年として設定)
--	--

※現時点以後、将来に発生するコスト（将来の改善、修繕、除却費）については、社会的割引率（4%）を適用して現在価値化する。

本計画期間内において、長寿命化改善事業を実施する住宅のライフサイクルコスト（LCC）縮減効果の算出結果は、下記の表のとおりです。（表9）

表9 ライフサイクルコスト（LCC）縮減効果の算出結果

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	LCC 縮減効果 (千円/年)
東二見宮の前住宅		65	RC造	H4	5,410
東二見駅北住宅	1号棟	39	RC造	H6	2,584
東二見駅北住宅	2号棟	53	RC造	H6	3,589
西二見住宅	1号棟	40	RC造	H8	2,594
西二見住宅	2号棟	48	RC造	H8	3,603
西二見住宅	3号棟	24	RC造	H8	1,832
魚住南住宅		31	RC造	H8	2,477
魚住錦が丘住宅	1号棟	42	RC造	H9	4,247
魚住錦が丘住宅	2号棟	45	RC造	H9	4,551
魚住北住宅		92	RC造	H9	10,038
東二見宮北住宅	1号棟	16	RC造	H2	641
東二見宮北住宅	2号棟	10	RC造	H2	400
東二見宮北住宅	3号棟	18	RC造	H2	744
東二見宮北住宅	4号棟	16	RC造	H2	661
東二見住宅		62	RC造	H9	6,770
西朝霧丘住宅	1号棟	26	RC造	H12	3,161
西朝霧丘住宅	2号棟	34	RC造	H14	3,786

【様式 1】計画修繕・改善事業の実施予定一覧

事業主体名： 明石市

住宅の区分：  公営住宅  特定公共賃貸住宅  地優賃(公共供給)  改良住宅  その他 ( )

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期点検時期		修繕・改善事業の内容										LCC縮減効果 (千円/年)	備考	
					法定点検	法定点検に準じた点検	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
東二見宮の前住宅		65	RC造	H4	R3					EV更新 (安全性確保)								5,410	
東二見駅北住宅	1号棟	39	RC造	H6	R3					外壁改修 (長寿命)	EV更新 (安全性確保)							2,584	
東二見駅北住宅	2号棟	53	RC造	H6	R3					外壁改修 (長寿命)	EV更新 (安全性確保)							3,589	
西二見住宅	1号棟	40	RC造	H8	R3					外壁改修 (長寿命)	EV更新 (安全性確保)							2,594	
西二見住宅	2号棟	48	RC造	H8	R3					EV更新 (安全性確保)	外壁改修 (長寿命)							3,603	
西二見住宅	3号棟	24	RC造	H8	R3					EV更新 (安全性確保)		外壁改修 (長寿命)						1,832	
魚住南住宅		31	RC造	H8	R3						EV更新 (安全性確保)					外壁改修 (長寿命)		2,477	
魚住錦が丘住宅	1号棟	42	RC造	H9	R3								EV更新 (安全性確保)					4,247	
魚住錦が丘住宅	2号棟	45	RC造	H9	R3								EV更新 (安全性確保)					4,551	
魚住北住宅		92	RC造	H9	R3									EV更新 (安全性確保)				10,038	

注1) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。

注2) LCC縮減効果欄は、長寿命化型改善事業、又は全面的改善事業を実施する住棟に関して記載する。

【様式1】計画修繕・改善事業の実施予定一覧

事業主体名： 明石市

住宅の区分： 公営住宅 特定公共  
賃貸住宅 地優賃  
(公共供給) 改良住宅 その他 ( )

団地名	住棟 番号	戸数	構造	建設 年度	次期点検時期		修繕・改善事業の内容										LCC 縮減効果 (千円/年)	備考
					法定点検	法定点検に 準じた点検	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
東二見宮北住宅	1号棟	16	RC造	H2	R3										外壁改修 (長寿命)		641	
東二見宮北住宅	2号棟	10	RC造	H2	R3										外壁改修 (長寿命)		400	
東二見宮北住宅	3号棟	18	RC造	H2	R3										外壁改修 (長寿命)		744	
東二見宮北住宅	4号棟	16	RC造	H2	R3										外壁改修 (長寿命)		661	
東二見住宅		62	RC造	H9	R3										EV更新 (安全性確保)		6,770	
西朝霧丘住宅	1号棟	26	RC造	H12	R3										EV更新 (安全性確保)		3,161	
西朝霧丘住宅	2号棟	34	RC造	H14	R3										EV更新 (安全性確保)		3,786	

注1) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。

注2) LCC縮減効果欄は、長寿命化型改善事業、又は全面的改善事業を実施する住棟に関して記載する。



# 【様式2】新規整備事業及び建替事業の実施予定一覧

事業主体名： 明石市

住宅の区分： 公営住宅 特定公共 地優賃  
賃賃住宅 (公共供給) 改良住宅 その他 ( )

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期点検時期		新規又は建替整備予定年度	LCC (千円/年)	備考
					法定点検	法定点検に 準じた点検			

注) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。

【様式3】共同施設に係る事業の実施予定一覧（集会所・遊具等）

事業主体名： 明石市

住宅の区分： 公営住宅 特定公共賃貸住宅 地優賃（公共供給） 改良住宅 その他（ ）

団地名	共同施設名	建設年度	次期点検時期		維持管理・改善事業の内容										備考	
			法定点検	法定点検に 準じた点検	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
西二見住宅	集会所	H8	R3							外壁改修 (長寿命)						
東二見宮北住宅	集会所	H2	R3									外壁改修 (長寿命)				
魚住南住宅	集会所	H8	R3												外壁改修 (長寿命)	

注) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。

建設企業常任委員会資料
2021年(令和3年)3月10日
都市局住宅・建築室建築安全課

## 明石市空家等対策計画の策定について

令和2年第2回定例会12月議会の本委員会においてご報告したとおり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「明石市空家等対策計画」の策定に向け、取り組んでいます。  
パブリックコメントによる意見聴取を踏まえ、計画案を取りまとめましたので、ご報告いたします。

### 1 明石市空家等対策計画(案)の概要

明石市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市が定める計画です。

明石市空家等対策計画で定める事項は以下の通りです。

- 第1章 計画の趣旨
- 第2章 市の人口と空家等の状況
- 第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 第4章 空家等の調査に関する事項
- 第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 第7章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 第9章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### 2 パブリックコメントの実施結果について

2021年(令和3年)1月5日(火)から2021年(令和3年)2月4日(木)までの期間でパブリックコメント(意見募集)を実施した結果、1件(1名)の意見応募がありました。

ご意見	対応
他市では解体工事費用の3分の1程度の補助金があります。どうして明石市は解体工事費の補助がないのでしょうか？	一般的な空き家の解体補助制度はありませんが、既に周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、第三者に危害を及ぼすおそれのある危険老朽空き家(特定空家等)については、倒壊等の事故による市民等の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため、解体費用の一部を補助することで所有者に除却を促しています。

### 3 今後のスケジュールについて

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。

# 明石市空家等対策計画 <概要>

## 第1章 計画の趣旨

### ○ 計画策定の背景

- ・適切に管理されていない空き家の増加が社会問題化し、平成 27 年「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「空家法」という。)が施行されたのを受け、「明石市空家等の適正な管理に関する条例」(以下、「空家条例」という。)を制定
  - ・空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定
- <計画期間>  
2021 年度(令和3年度)から 2030 年度(令和 12 年度)までの 10 年間



## 第2章 市の人口と空家等の状況

・本市では子育て環境の充実などに先駆的に取り組んできた結果、総人口は 2013 年(平成 25 年)から 7 年連続で増加傾向にあります。全国的には人口が減少しており、本市においても人口減少は避けられない事態

- ・総務省による住宅・土地統計調査では、空き家率は 2018 年(平成 30 年)で 13.1%
- ・2013 年(平成 25 年)に本市が実施した空き家実態調査では、市内の空き家(戸建て住宅、長屋、2階建て共同住宅)は、1,602 件、そのうち、特定空家等は 40 件(2020 年(令和2年)4月1日現在 21件)



資料:2018 年(平成 30 年)住宅・土地統計調査

## 第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

- 1 対象とする地区 市内全域
- 2 対象とする空家等の種類 戸建住宅、長屋住宅、2階建ての共同住宅
- 3 基本的な方針
  - ・空家等の所有者が自らの責任において対処すべき問題であることを前提とし、行政・地域住民・事業者等が相互に連携して、所有者等の意識向上、責任に基づく行動を促していくことを軸とします。
  - ・周辺環境に悪影響を及ぼす特定空家等について、市民を危害から守るため、客観性及び公平性並びに妥当性の観点から慎重に判断し、指導等を行うものとします。

## 第4章 空家等の調査に関する事項

- ・空き家等の状況把握のための外観目視調査実施  
(必要に応じて、電気・ガス・水道等使用状況調査、周辺住民への聞き込み調査実施)
- ・不動産登記情報、固定資産税台帳、住民票及び戸籍等の調査による空家等の所有者・管理者を把握

## 第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

- ・空家等の適切な管理は、一義的に所有者等の責任において行われるべきものです。
- そこで、所有者等による空家等の適切な管理を促進するための所有者等の意識涵養や理解増進のための情報提供、所有者等に対する適正管理の指導を行います。

## 第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

- 1 相談体制の整備
- 2 耐震診断・耐震改修工事に関する支援制度の普及促進
- 3 住宅診断(既存住宅インスペクション)の普及促進

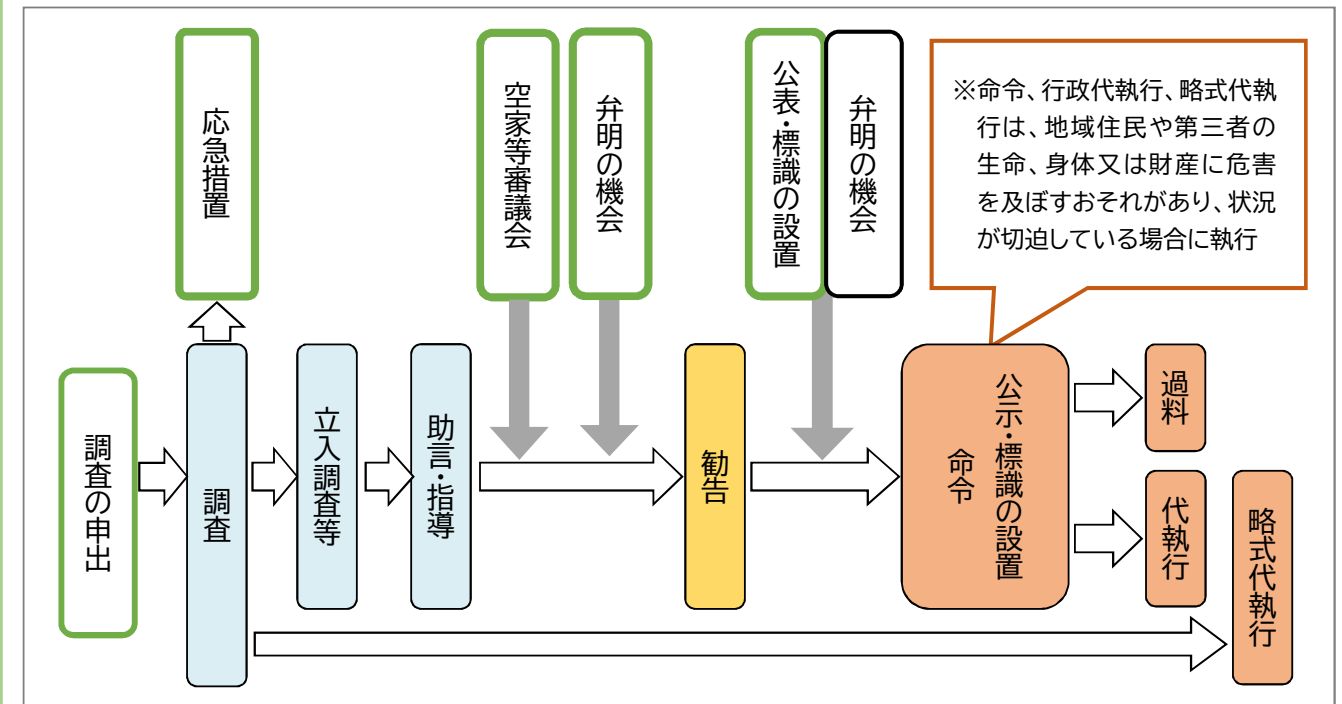
## 第7章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

### ○ 特定空家等に対する措置

- ・特定空家等に対する措置は所有者等が自らの責任において対処すべき問題であることを前提として、周辺環境に悪影響を及ぼさないように改善することを助言・指導
- ・所有者等が助言・指導に従わない場合は、空家等の管理状況、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性を考慮しながら空家法に基づき対応

### <特定空家等に対する措置の流れ>

- ・特定空家等に対する措置は、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断



## 第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

- ・地域住民からの通報や相談窓口
- ・空家等所有者等からの相談の主な窓口

## 第9章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

### <明石市空家等審議会>

- ・空家等に関する対策を適切に実施するため、必要な関係部局の職員によって構成

## 第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- ・計画に基づく施策実施により現状を把握したうえでの目標の検証

# 明石市空家等対策計画

## 【案】

2021年(令和3年)3月

明石市



## 目次

第1章 計画の趣旨.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 市の人口と空家等の状況.....	4
1 地勢.....	4
2 人口・世帯数.....	5
3 空家等の状況.....	8
4 相談窓口受付状況.....	15
第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針.....	17
1 対象とする地区.....	17
2 対象とする空家等の種類.....	17
3 基本的な方針.....	18
第4章 空家等の調査に関する事項.....	19
第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項.....	20
1 空家等対策計画の公表.....	21
2 所有者等への意識啓発.....	21
3 適正管理の指導.....	22
4 所有者等への支援制度.....	22
5 成年後見制度の周知.....	23
6 相続放棄された空き家の適正管理の周知.....	23
第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項.....	24
1 相談体制の整備.....	24
2 耐震診断・耐震改修工事に関する支援制度の普及促進.....	24
3 住宅診断(既存住宅インスペクション)の普及促進.....	25

第7章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	26
1 特定空家等に対する措置の基本方針	26
2 特定空家等の判断	26
3 特定空家等に対する措置の流れ	28
4 応急措置	29
5 特定空家等に対する税制度	29
6 その他の法令による措置	31
第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	34
第9章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	36
1 市の組織	36
2 明石市空家等審議会	38
3 地域・関係機関との連携	39
4 空家等協議会	39
第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	40
1 進捗状況の把握	40
2 PDCAの考え方	40
<b>■資料編■</b>	43
1 空家等対策の推進に関する特別措置法	44
2 明石市空家等の適正な管理に関する条例	49
3 明石市空家等の適正な管理に関する条例施行規則	53
4 明石市空家等審議会の組織及び運営に関する要綱	56
5 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)(抜粋)	58
6 平成25年度明石市空き家実態調査結果報告書	65



# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の背景

---

近年、全国的に空き家が増加しており、人口減少・超高齢社会を迎えて今後さらなる増加が予想されています。なかでも、適切に管理されていない空き家が増加しており、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に様々な悪影響を及ぼしています。

こうした状況のもと、市民からも空き家対策を講じることを求める機運が高まり、本市においては、空き家対策に関する条例制定の準備を進めていました。このような中、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)が国会で急遽可決され、2014年(平成26年)11月27日に公布されたのを受け、本市では、準備していた空き家対策に関する条例に検討を加え、2015年(平成27年)3月に明石市空家等の適正な管理に関する条例(以下「空家条例」という。)を制定しました。

2015年(平成27年)5月に空家法及び空家条例が全面施行され、新聞・テレビなどでも大きく取り上げられたことを契機に市民からも反響があり、本市においても、空家等の相談について、2014年(平成26年)度の対応件数が52件のところ、2015年(平成27年)度は87件、2016年(平成28年)度は95件と増加傾向となりました。

空家法に基づき定められた「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(2015年(平成27年)2月26日付総務省・国土交通省告示第1号。以下「基本指針」という。)では、空家等の実態把握、空家等対策計画の作成、空家等及びその跡地の活用の促進などについて基本的な事項が示されています。基本指針では、空家等については、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することを前提としつつも、住民に最も身近な行政主体であり空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が対策を実施することが重要であるとされています。

こうした状況を踏まえ、明石市では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が定める基本指針に即して「明石市空家等対策計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

---

### (1) 法的な位置付け

本計画は、空家法第 6 条第 1 項に規定する「空家等対策計画」であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、策定するものです。

### (2) 他計画との関係

本計画では、上位計画である「明石市第5次長期総合計画」のほか、関連計画である「明石市都市計画マスタープラン」と連携し、施策の推進を図ります。

また、2020 年（令和 2 年）7 月 17 日、内閣府により持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けてすぐれた取組を進めていく自治体として「SDGs 未来都市」に選定されたことから、SDGs 未来都市として、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに向けた取組みのひとつとして、空家等に関する対策を進めていきます。



## 3 計画期間（法第6条第2項第2号）

---

計画期間は、2021年度（令和3年度）から 2030年度（令和12年度）までの 10 年間とします。

ただし、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

## ■ 空き家にかかる記述の違いについて

### ○「空き家」と「空家等」の記述の違いについて

- ・「空き家」は、住宅・土地統計調査において定義されている用語で、「ふだん居住する人がいない住宅」をいいます。
- ・一方、「空家等」は、空家法第 2 条第 1 項において定義されている用語で、「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」をいいます。
- ・そのため、本計画では、空家法に基づくものを「空家等」と記述し、その他は「空き家」と記述します。

### 空家等

#### 管理不全な空き家

- ・空き家の敷地内の立木や雑草が繁茂している、空き家の外壁にひびが入っている、または、屋根材が破損しているなど損傷部分があるにも関わらず補修等の措置がされていないなど、空き家やその敷地が適切に管理されていない空き家をいいます。

#### 特定空家等

- ・空家法第2条第2項において定義されている用語で、以下のいずれかに該当すると認められる空家等をいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

#### 老朽危険空き家

- ・管理不全な状態が続くことにより、周囲に危害を及ぼすおそれのある状態となっている空き家をいいます。

【空き家にかかる分類イメージ】

## 第2章 市の人口と空家等の状況

### 1 地勢

#### (1) 地域特性(地理的条件)

明石市は、日本の標準時の基準となる東経 135 度子午線上にあり、兵庫県中南部の阪神都市圏と播磨都市圏が接し、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができ、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地です。東と北は神戸市、西は加古川市や播磨町、稲美町と接し、南は瀬戸内海に面しています。

#### [東西に細長く、平坦な市域]

南北は最長 9.4 km、東西は 15.6 km、市域面積は 49.42 km<sup>2</sup>となっており、最高地の標高は 94.6m です。

海岸線は東西約 16 kmに及び、阪神間には見られない砂浜を有しています。

#### [交通の高い利便性]

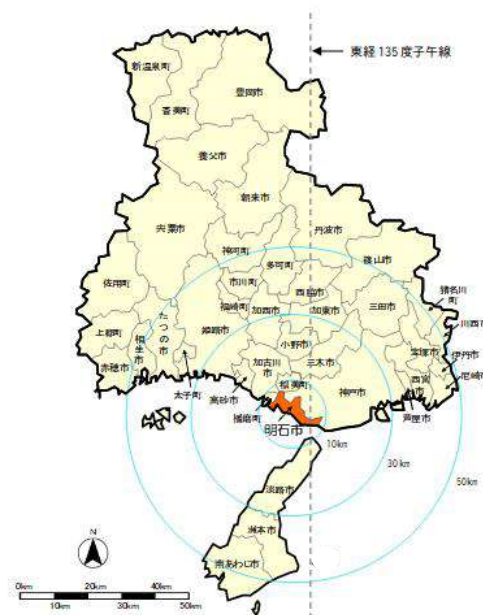
JR山陽本線と山陽電鉄の駅が 17 駅あるほか、新幹線の停車駅もあるなど公共交通機関が充実し、神戸や大阪など大都市へのアクセス性が非常に高く、東京へも日帰りが可能です。

第二神明道路、国道 2 号、国道 250 号など、東西に走る主要幹線道路とともに、内陸部を結ぶ南北道路も整備されています。

#### [密度の高い良好な市街地]

各鉄道駅から半径 2km の範囲に市域の大半が含まれ、商業地と周辺の住宅地が調和した密度の高い良好な市街地が形成され、神戸や大阪などの大都市のベッドタウンとなっています。

【人口密度】6,052 人/km<sup>2</sup>  
(国調推計人口 2019.10.1)



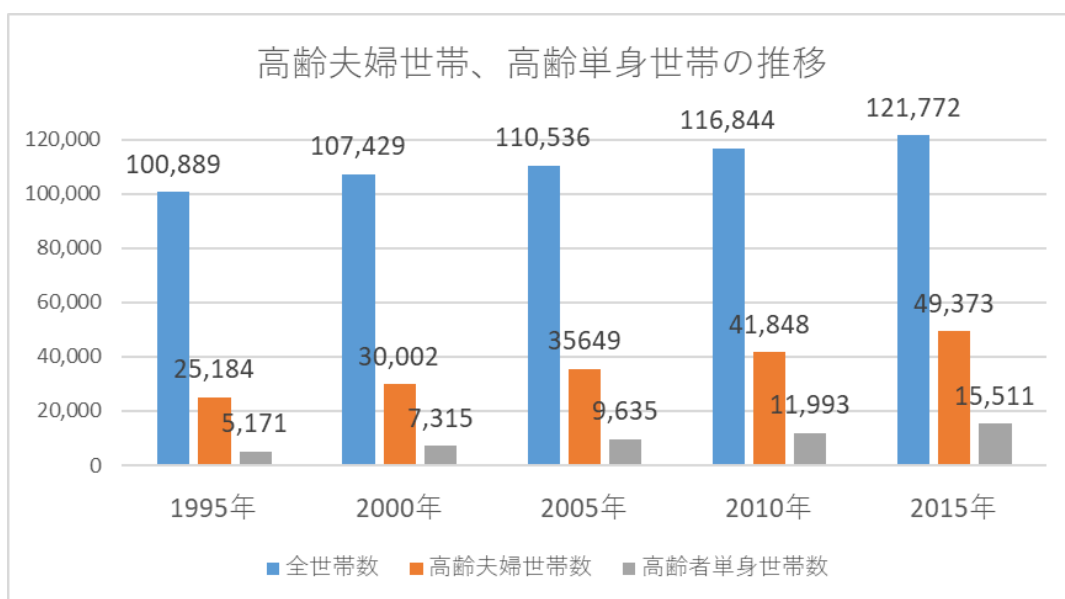
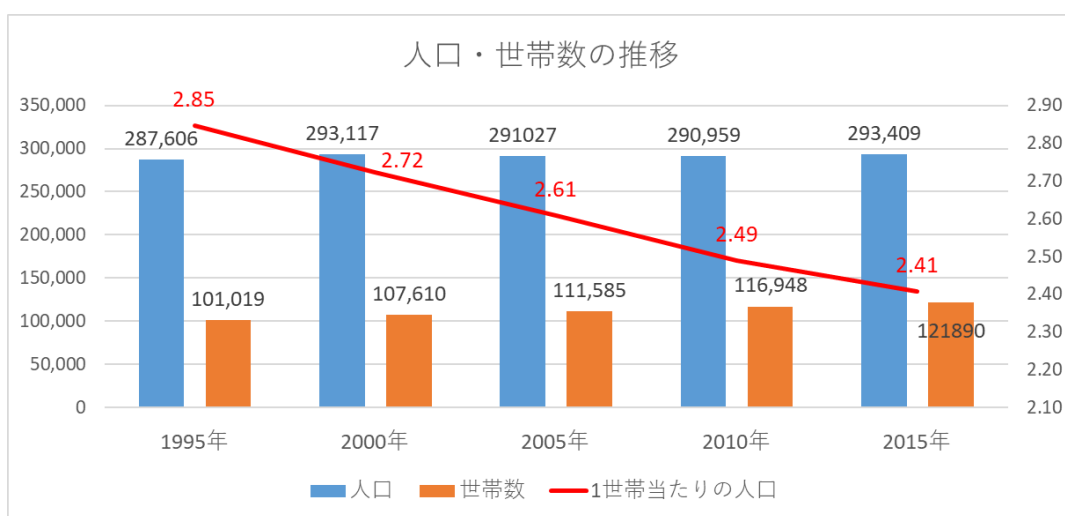
## 2 人口・世帯数

### (1)人口、世帯数の推移

明石市の人口は2015年(平成27年)で約29万人となっています。

世帯当たり人口は2015年(平成27年)で2.41人と、世帯人員の減少が続いており、核家族化、単身世帯の増加が進んでいることがうかがわれます。

また、1995年(平成7年)から2015年(平成27年)の間に、世帯数は1.2倍に増加していますが、高齢夫婦世帯は2.0倍、高齢単身世帯は3.0倍に増加しており、著しい伸びを示しています。

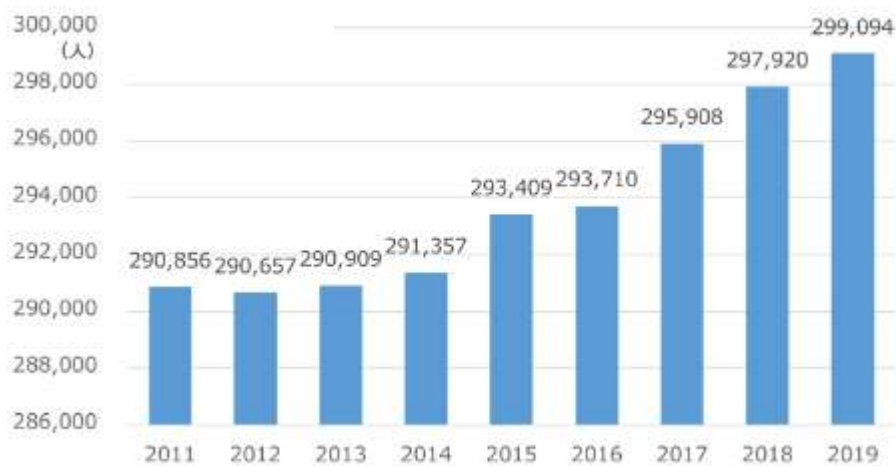


※高齢夫婦世帯:夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

※高齢単身世帯:65歳以上の一人のみの一般世帯

資料:2015年(平成27年)国勢調査

しかしながら、本市では、子育て環境の充実などに先駆的に取り組んできた結果、総人口は 2013 年(平成 25 年)から7年連続で増加しており、若い子育て世代を中心に転入超過となっています。



	転入超過数
25歳～39歳	5,727人
0歳～4歳	1,340人

※2013年～2019年の累計

資料：国勢調査推計人口(各年 10 月 1 日現在)

一方で、高齢者人口は団塊の世代を中心として多く、高齢化率は 2019 年(令和元年)に 26.5%となっています。今後、人口・割合ともに、上昇していくことが見込まれます。



資料：国勢調査推計人口(各年 10 月 1 日現在)

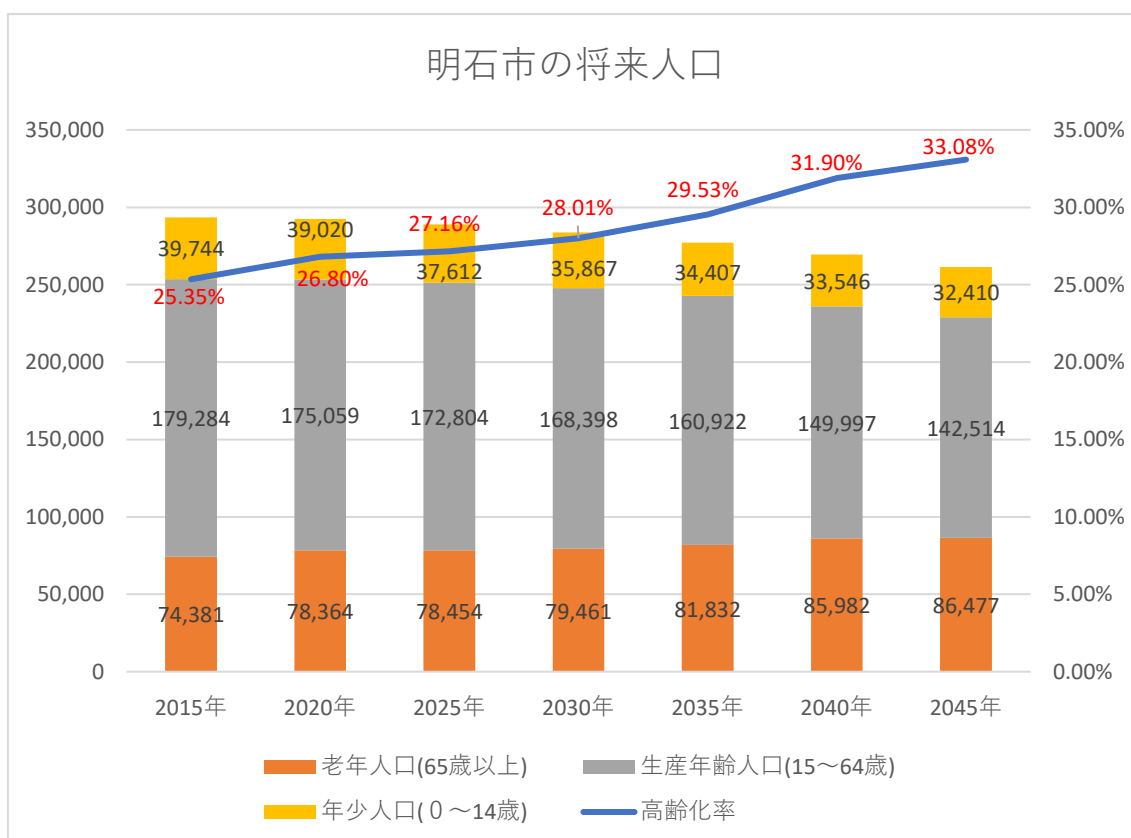
## [明石市の将来人口]

先に述べたように、本市の総人口は2013年(平成25年)から7年連続で増加していますが、全国的には人口が減少しており、本市においても人口減少は避けられない事態となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が2018年(平成30年)3月に公表した市区町村別将来人口推計によると、このまま何ら対策を行わず人口が減少し続けた場合、2045年(令和27年)、明石市の総人口は261,401人となり、2015年(平成27年)比10.1%減という人口減少が示されました。

この推計によると、市の総人口に占める年少人口(0～14歳)の割合は、2015年(平成27年)は13.55%でしたが、2045年(令和27年)には12.40%に、生産年齢人口(15～64歳)は61.10%が54.52%に減少しています。

一方、高齢化率(65歳以上人口の比率)は、老年人口が増え続けることから、2015年(平成27年)の25.35%が2045年(令和27年)には、33.08%まで上昇すると予測しています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)3月推計)」

### 3 空家等の状況

---

#### (1)住宅・土地統計調査

「住宅・土地統計調査」は、抽出調査であり、結果は推計値であるため、空き家の数は市内全域調査の結果と異なりますが、空き家の建て方と種類など、住宅に関する傾向を把握することができます。

##### ■ 住宅・土地統計調査とは

- ・ 住宅・土地統計調査は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、総務省統計局が5年ごとに実施しています。
- ・ この調査では、マンション等の共同住宅については「空き室」を「空き家」として計上しています。空家法では、共同住宅の全ての住戸が空き家となった場合に「空家等」とみなすため、定義が異なります。
- ・ この調査は抽出調査であり、結果の数値は推計値です。

##### ■ 住宅・土地統計調査における用語の定義

###### ○ 二次的住宅

別荘や、ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

###### ○ 賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

###### ○ 売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

###### ○ その他の住宅

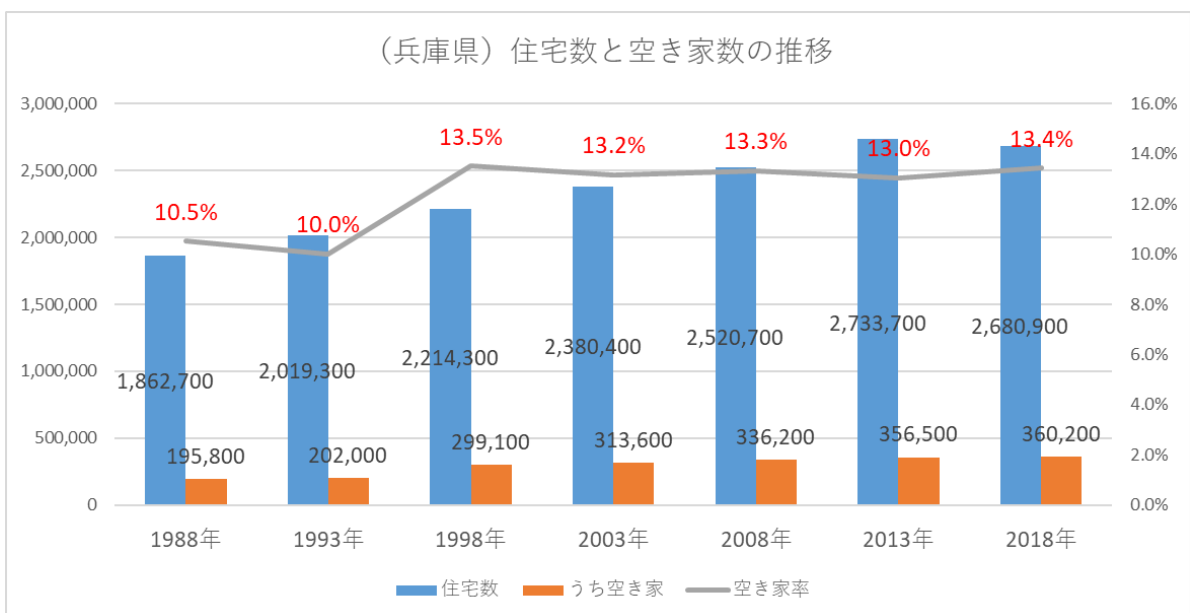
上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など(注:空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)



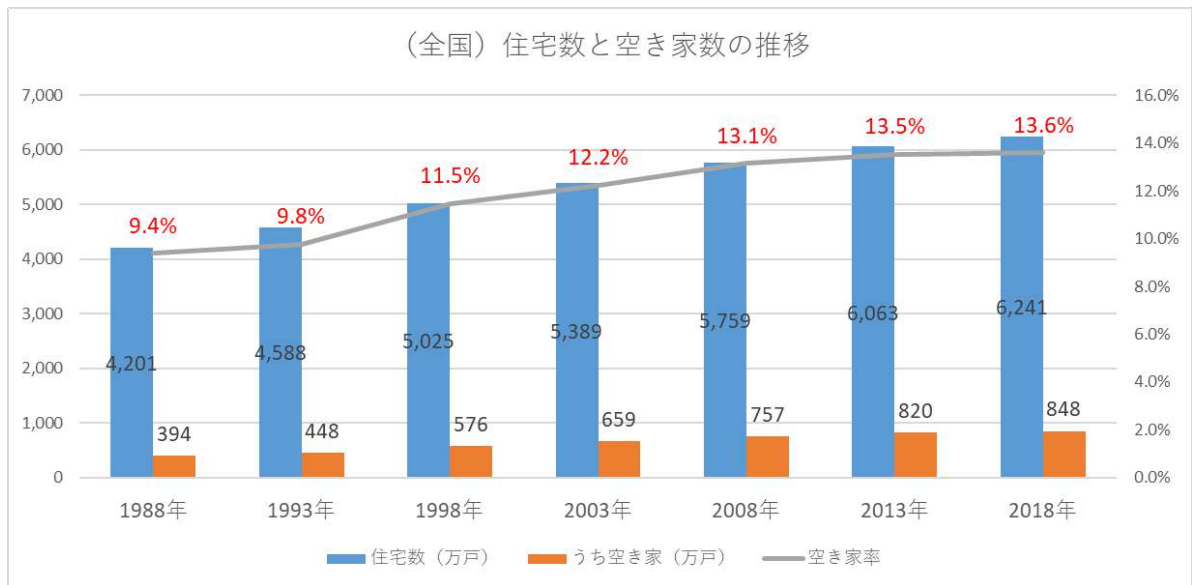
[住宅の総数と空き家率の推移]

2013年(平成25年)住宅・土地統計調査では、住宅総数は、2013年(平成25年)で142,310戸、2018年(平成30年)は141,290戸とわずかながら減少しておりますが、1988年(昭和63年)の96,720戸から増加傾向が続いています。

また、空き家率は、2018年(平成30年)で13.1%(18,500戸)となっており、兵庫県、全国と同様の傾向が見られます。



資料:2018年(平成30年)住宅・土地統計調査



資料:2018年(平成30年)住宅・土地統計調査

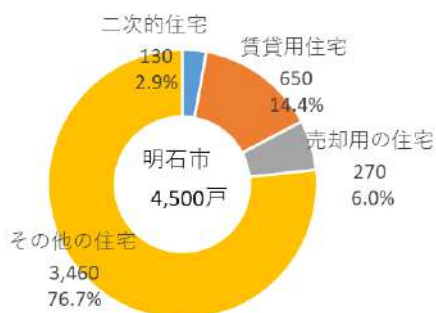
【空き家の状況(建て方別、空き家の種類)】

空き家のうち一戸建については、明石市、兵庫県、全国とも、8割前後を「その他の住宅」が占めています。その中で、明石市では、別荘等の「二次的住宅」の割合が低く、「その他の住宅」の割合が高くなっています。

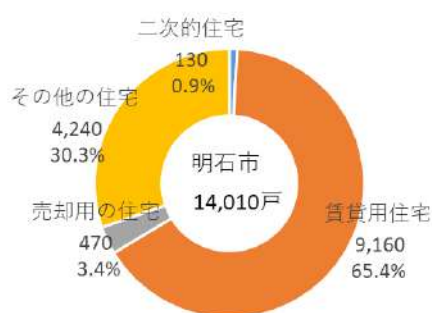
共同住宅等については、明石市、兵庫県、全国とも、7割前後を「賃貸用の住宅」が占めています。

【空き家の状況(建て方別、空き家の種類)(明石市)】

(明石市) 空き家の状況【一戸建】



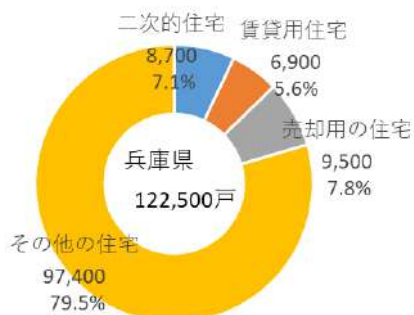
(明石市) 空き家の状況【長屋・共同住宅等】



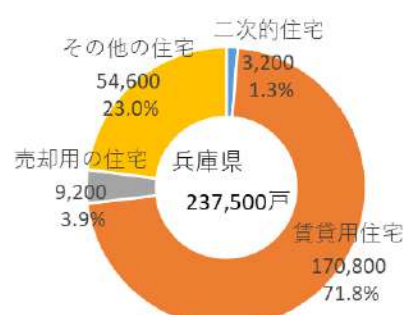
資料:2018年(平成30年)住宅・土地統計調査

【空き家の状況(建て方別、空き家の種類)(兵庫県)】

(兵庫県) 空き家の状況【一戸建】



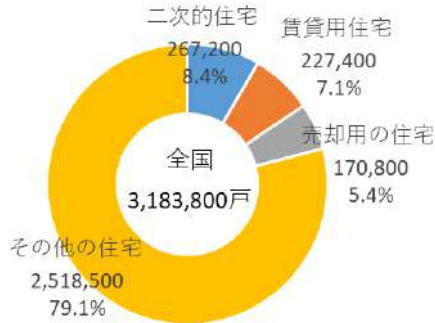
(兵庫県) 空き家の状況【長屋・共同住宅等】



資料:2018年(平成30年)住宅・土地統計調査

【空き家の状況(建て方別、空き家の種類)(全国)】

(全国) 空き家の状況【一戸建】



(全国) 空き家の状況【長屋・共同住宅等】



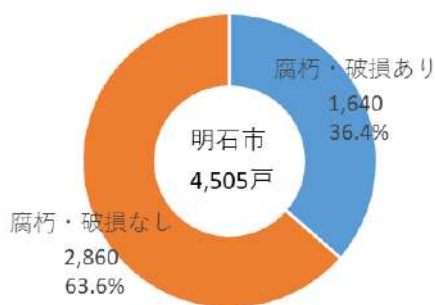
資料:2018年(平成30年)住宅・土地統計調査

[空き家の状況(建て方別、腐朽・破損の状況)]

明石市の空き家のうち、腐朽・破損があるものは、一戸建では 36.4%、共同住宅等の空き室では30.0%となっています。特に、腐朽・破損のある一戸建の空き家については、老朽危険空き家への移行が危惧されます。

【空き家の状況(建て方別、腐朽・破損の状況)(明石市)】

(明石市) 空き家の状況【一戸建】



(明石市) 空き家の状況【長屋・共同住宅等】

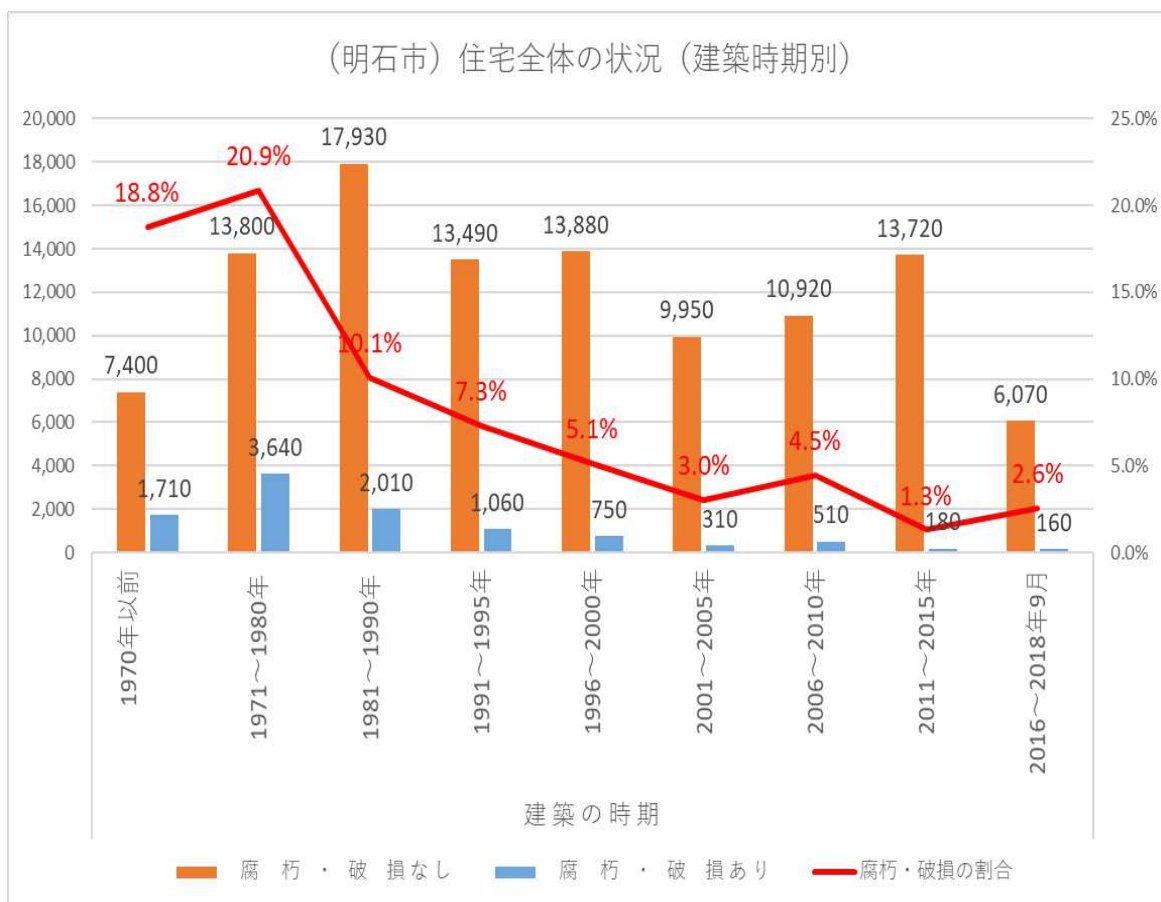


資料:2018年(平成30年)住宅・土地統計調査

【住宅全体の状況(建築の時期別)】

明石市の住宅全体について、建築の時期別に見ると、1980年(昭和55年)以前と1981年(昭和56年)以降とで、腐朽・破損のある住宅の割合に大きな差があることが分かります。1980年(昭和55年)以前の住宅(26,550戸)は、全体(117,490戸)の約2割を占めていますが、そのうちの約2割(5,350戸)以上に腐朽・破損があり、適正な管理が求められます。

【住宅全体の状況(建築の時期別)(明石市)】



資料:2018年(平成30年)住宅・土地統計調査

## (2) 市内全域調査

明石市では、2013年(平成25年)度に国の補助を活用し、「戸建て住宅」、「長屋」、「2階建て共同住宅」を調査対象とした空き家の実態調査を行いました。

### [調査結果]

調査の結果、市内の空き家(戸建て住宅、長屋、2階建て共同住宅)は、1,602件が存在することが判明しました。

そのうち、不良度判定100点以上のもの(特定空家等)は40件となりました。



※調査結果詳細については資料編をご参照ください。

### ■ 不良度判定とは

住宅の不良度を判定するための指標として、基礎、柱、外壁など建築物の構造等の国土交通省住宅局による「外観目視による住宅の不良度判定の手引(案)」を活用しています。

「住宅の不良度の測定基準」に示されている基礎、柱、外壁、屋根等の構造等について、判断基準となる評定内容により不良度を評定します。

## 4 相談窓口受付状況

---

### (1) 空き家相談窓口受付件数

空家法や空家条例施行後、空き家の相談については、2014年(平成26年)度は52件、2015年(平成27年)度87件、2016年(平成28年)度95件、2017年(平成29年)度77件、2018年(平成30年)度は台風・豪雨の関係から154件、2019年(令和元年)度96件となっており、相談件数からも市民の関心の高さがうかがえます。

相談内容は、放置家屋の老朽化に関する苦情に加え、雑草・樹木の繁茂やそれに起因する蜂などの虫の発生や、猫などの住みつきに関するものも多くあります。

### (2) 老朽危険空き家の是正状況

市内の老朽危険空き家(特定空家等)は、2013年(平成25年)度の空き家実態調査により判明した40件に加え、その後の市民からの通報などの情報により、29件が新たに追加されて、累計69件となりました。

このうち、市の指導等を経て、41件についてはすでに除却され、さらに修繕などで改善されたものが7件あり、48件が是正され、2020年(令和2年)4月1日時点において、残り21件となっています。



### (3)適正な管理が行われない原因

管理不全な空き家は所有者等により適正な管理が行われていないことで発生しますが、今までの事例を踏まえ、次のような事柄が原因だと考えられます。

#### ① 居住地の問題

所有者が遠方に居住しているため、状況把握や定期的な管理が難しいことがあります。

#### ② 相続の問題

家主が亡くなって相続人が不明であることや、親の死亡により子が相続で住まいを取得したが居住しないため空き家となることがあります。

また、相続人が複数存在し、権利関係が複雑となっていたり、相続手続きがなされていないなどの理由により活用や処分が進まないこともあります。

#### ③ 経済的問題

所有者に経済的な余裕がなく、改修費用や除却費用を負担することができないことがあります。

#### ④ 身体的問題

所有者が高齢であるとき、施設等に入居する、親族と同居するなどにより空き家となることが考えられます。このとき、認知症である、身体的に不自由な状態にあるなど、所有者ご本人による維持管理が困難な場合があります。

#### ⑤ 管理者としての意識の問題

管理者が居住していないことや日常的に使用していないことから、所有者に所有の意識がないことや周囲の方への迷惑意識を感じにくいことが考えられます。

#### ⑥ 土地の問題

敷地が狭小である、前面道路が建築基準法上の道路でないため建て替えが困難であるなど、土地の状況によって、市場の流通に乗りにくいいため、所有者が活用を断念していることが考えられます。



# 第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び 対象とする空家等の種類その他の空家等 に関する対策に関する基本的な方針

(法第6条第2項第1号)

## 1 対象とする地区

空家等に対する苦情・相談は市内各所から寄せられていることから、市内全域を本計画の対象とします。

## 2 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、これまでの苦情、相談実績を踏まえ、空家法第2条第1項に規定する「空家等」のうち、「戸建住宅」を対象とし、これに類する「長屋住宅」、及び、「2階建ての共同住宅」も含めることとします。

### <参考>

#### ○法に規定する空家等(法第2条第1項)

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### ※ 基本指針などによる国土交通省及び総務省の考え方

##### ① 「居住その他の使用がなされていないこと」が「常態である」

建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは一つの基準となると考えられる。

##### ② 長屋や共同住宅

長屋や共同住宅については、当該住宅内の全ての住戸が空き家となった場合に、当該住宅は「空家等」に含まれ得ることとなる。

### 3 基本的な方針

---

#### (1) 目的

明石市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、空家等に関する対策計画を定めることにより、管理不全となる空家等の発生を抑制し、市民等の生命、身体及び財産の保護、並びに、良好な生活環境の保全を図ることを目的とします。

#### (2) 空家等の管理責任

明石市における空家等対策は、空家等の所有者等が自らの責任において対処すべき問題であることを前提とし、行政・地域住民・事業者等が相互に連携してそれぞれの責務や役割を果たし、所有者等に対して意識の向上や所有者等としての責任に基づく行動を促していくことを軸に進めます。

#### (3) 特定空家等に対する対応

周辺環境に悪い影響を及ぼす特定空家等について、市民をその危害から守るため、市による緊急措置や危険排除が必要となる場合は、その客観性及び公平性並びに妥当性の観点から慎重に判断し、指導等を行うものとします。

## 第4章 空家等の調査に関する事項

(法第6条第2項第3号)

空家法第9条第1項に基づき、市は、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し必要な調査を行うことができるとされています。

明石市では、2013年(平成25年)度に市内全域を対象として行った「明石市空き家実態調査」をベースとし、市民からの通報や職員によるパトロールなどにより、空家等の情報を収集しています。

当該空家等にかかる情報はデータベース化しており、適切に管理・運用し、必要に応じ更新していきます。

また、空家等の状況を把握するために職員による外観目視調査を行うとともに、必要に応じて、空家等であるかを確認するために電気・ガス・水道などの使用状況調査や周辺住民への聞き込みを行います。

さらに、不動産登記情報、固定資産税台帳、住民票及び戸籍等の調査により、空家等の所有者や管理者の把握を行います。



## 第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(法第6条第2項第4号)

空家等の適切な管理は第一義的には、当該空家等の所有者等の責任において行われるべきものです。

空家等は、空家法第3条において「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されています。

さらに、明石市の空家条例第3条において、空家等が管理不全とならないように常に自らの責任において適正に維持管理しなければならないと「所有者等の適正管理」を義務化しています。

また、民法第717条では「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」とする工作物責任により、空家等が原因となって隣家や第三者に被害を与えた場合は所有者等が賠償責任を負うことになっており、管理責任が問われることもあります。

建築基準法第8条では「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」とする維持保全が規定されており、所有者自らが適切に管理することが前提です。

そこで、所有者等による空家等の適切な管理を促進するために、市は、所有者等の意識の涵養や理解増進のための情報提供を行います。

あわせて、管理不全な空家等の発生抑制のために、地域と行政が連携しながら所有者等へ適切な管理を促します。

### ■ 空家条例における空家等の適正管理義務

空家条例第3条において、「空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、その所有し、または管理する空家等が管理不全な状態(空家法第2条第2項における特定空家等と認められる状態)にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理しなければならない」と定めています。

## 1 空家等対策計画の公表

---

策定した空家等対策計画は市のホームページや市・関係団体の窓口に配置するなどして公表し、所有者等だけでなく、市民・地域との共有を図ります。

## 2 所有者等への意識啓発

---

### (1)パンフレットの作成、周知

市民に空き家に対する正しい知識を持っていただくための啓発及び空き家に関する相談窓口の周知等を行うため、パンフレットの作成、ホームページ等による周知を行います。

### (2)空き家所有者等への意識啓発

市外居住の空き家所有者をはじめとした全建物所有者への空き家の適正管理に関する意識啓発に向けて、固定資産税の納税通知書を送付する際に空き家の適正な維持管理を啓発するなど広く周知するための方策について検討を行います。

### (3)相続登記の促進

相続登記の放置は、管理不全な空き家の増加要因の一つと考えられており、法務局において相続登記の促進に向けた取組みが行われています。

さらに、所有者不明の土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するための民法及び不動産登記法等の改正や方策の検討が国によって進められています。

市においては、国や他市町の取組みなどを踏まえ、市民への周知の方法の調査・研究を行います。

### 3 適正管理の指導

---

空家等の管理が適切に行われていないことにより、周辺住民が悪影響を受けている場合は、先に述べているように、まずは、空家等の所有者等自らが対応することが前提となります。

また、空家等から生じる問題の多くは、本来は当事者間で解決すべきものですが、地域においては、所有者等がわからない、所有者等に連絡したいが、連絡先がわからないなど、当事者間で話し合いができない事情があることから、市では、このような空家等については、周辺住民から相談を受け、法に基づき所有者等を調査し、管理不全な空き家の所有者等に対し、適正管理を促す通知文を送付します。

是正がみられない物件に対しては、空家等の状態に応じて、所有者等に対し必要な対応を求める是正指導を行います。

また、所有者等が死亡又は不明な場合には、空家法及び空家条例に基づき、相続人などの空き家の適正管理を行う義務者の調査を行い、特定できたものについては、指導・助言を行うなど、空き家の適正管理を促します。

### 4 所有者等への支援制度

---

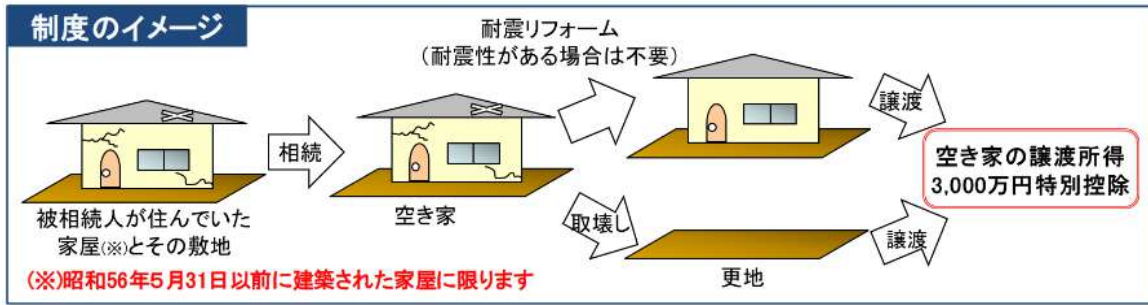
#### (1) 老朽危険空き家の除却費助成制度の活用

所有者等の経済的な問題から、空き家の除却費用が捻出できない場合は、管理不全な状態のまま放置されることになります。

既に周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、第三者に危害を及ぼすおそれのある危険老朽空き家(特定空き家等)については、所有者等に対する除却費の助成制度を活用し、除却を促します。

#### (2) 空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除制度の周知

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する制度があります。相続した空き家が放置されることを未然に防止するため、この制度の周知を図ります。本制度については、特例の適用期間である 2023 年 12 月 31 日までに譲渡することが必要です。



資料:国土交通省

## 5 成年後見制度の周知

空き家の所有者が高齢者や認知症を有する場合、家族が空き家の売却・賃貸・管理等を検討しても、空き家の解体や売却が進まないケースも考えられます。そのような場合に、判断能力が低下した高齢者、知的障害者等の方について、家庭裁判所が本人を保護し支援する援助者を選ぶことにより本人を法律的に支援する成年後見制度の周知を図ります。

## 6 相続放棄された空き家の適正管理の周知

民法第940条により、相続人は空き家の相続を放棄した場合であっても、他の相続人等が相続財産の管理を開始するまでの間、自己の財産と同一の注意をもって、相続財産の管理を行う義務を負っています。

このため、相続放棄をした者が、この管理義務を怠り、第三者に損害を与えた場合、損害賠償義務を負うことになると考えられます。

しかしながら、この管理義務は、一般的に認識されておらず、実際に相続放棄をした者が相続財産の管理を行っていないため、空き家に問題が生じている事例が多く見られます。

したがって、相続放棄をした者に対する管理義務とあわせて、相続財産管理人制度についても周知を図ります。

## 第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用 の促進に関する事項 (法第6条第2項第5号)

空家等になった住宅は貴重な資源であるとともに、売却や賃貸等を行うことができれば、有効に利活用することができます。

市内で発生した利活用が見込める空き家は、大半が速やかに不動産市場で流通するなど、その利活用については、まず民間活力に委ねたいところです。しかしながら、様々な原因で利活用の難しい空き家は、管理が不十分となりその期間が長期化すると、建物の腐朽・破損が進み、利活用が困難になるとともに、次第に十分な管理が行われなくなり、近隣への悪影響を及ぼす懸念が高まります。

そこで、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に関して、市民ニーズ等の情報収集に努め、有効な手法について調査・研究を行います。

### 1 相談体制の整備

所有している空家等を売却、賃貸できるのか、利活用したいがどうすれば良いかなどの相談に対応できるよう、市民相談の活用や、関係機関と連携した相談体制の整備を図ります。

### 2 耐震診断・耐震改修工事に関する支援制度の普及促進

空き家の多くは、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建築された建築物であると想定されます。そのような空き家に安心して居住するには耐震改修工事等も必要になってくるため、耐震診断や耐震改修工事に関する支援制度について周知を図り、空き家の有効活用を促進します。

**進めよう「住まいの耐震化」**  
ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内  
期間：平成19年10月～平成21年3月(予定)

〇阪神・淡路大震災では、老朽の倒壊・変形の被害などにより多くの犠牲が奪われました  
〇大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした  
〇いつ大きな地震が起きたら大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

**耐震診断の準備**  
「耐震診断申請書」を申し込んでください  
※申請料が無料です  
〇申請料の負担を軽減するための補助金を申請できます  
〇申請で申請料を支払います  
〇申請料と申請書の費用がかかります

**耐震診断の準備**  
申請料  
申請書  
申請料  
申請書  
申請料  
申請書

**ひょうご住まいの耐震化促進事業**  
「住まいの耐震化」を検討してください  
一人で行うのが難しい場合は、行政機関や民間企業と連携して行うよう、様々なサービスを提供しています。

住宅の耐震化したい | 耐震改修工事したい | 高層の耐震改修工事したい

水害対策(しっぴり)  
水害対策(しっぴり)  
水害対策(しっぴり)  
水害対策(しっぴり)

住宅耐震補助  
住宅耐震化補助  
部分耐震化補助  
防災ベッド等

【耐震化案内チラシ】



### 3 住宅診断(既存住宅インスペクション)の普及促進

既存住宅の性能や品質などに対する消費者の不安に対し専門業者による住宅診断(既存住宅インスペクション)の普及を図り、安全・安心で良質な既存住宅の流通を促進するため、国では、建築士等が建物の劣化状況や改修の必要性等を診断するインスペクション(建物検査)の普及・啓発に取り組んでいます。

#### ■ 宅地建物取引業法の改正(インスペクションの活用促進)

既存住宅の取引時において、専門家によるインスペクションの活用を促すことにより、消費者が安心して既存住宅の取引を行える市場環境の整備を図るため、宅地建物取引業法が改正、2016年(平成28年)6月に公布されました。

改正法では、既存の建物の取引における情報提供の充実として、宅地建物取引業者に対し、次の事項を義務付けることとされました。

- ① 媒介契約の締結時に建物状況調査(いわゆるインスペクション)を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面の依頼者への交付
- ② 買主等に対して建物状況調査の結果の概要等を重要事項として説明
- ③ 売買等の契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面の交付

既存住宅の購入を検討されるみなさまへ


## 建物状況調査(インスペクション) を活用しませんか？

平成30年4月1日より、既存住宅の取引において、  
宅地建物取引業者との媒介契約書面に  
建物状況調査のあっせんの有無が記載されることとなりました。

**●建物状況調査とは？**

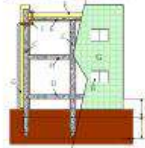
国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。

**【木造戸建て住宅の場合】**



【調査対象箇所】	
基礎	A
柱	B
土留壁	C
土留	D
屋根	E
外壁	F
開口部	G
床	H
階段	I
浴室	J
トイレ	K
洗面	L

**【鉄筋コンクリート造共同住宅の場合】**



【調査対象箇所】	
基礎	A
柱	B
土留	C
床	D
外壁	E
開口部	F

※「建物状況調査」は、瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを確認するものではありません。

**●建物状況調査を実施するメリットは？**

買主が、購入を検討する物件の調査時点における状況を確認することで、以下のようなメリットがあります。

- ① **より安心して購入の判断ができる**  
 専門家の調査により建物の状況が把握でき、より安心して購入の判断をすることができます。
- ② **メンテナンスの見通しが立てやすい**  
 購入後のリフォームやメンテナンス等の予定を見込んだ取引が可能となります。

資料：国土交通省

## 第7章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等 への対処に関する事項 (法第6条第2項第6号)

### 1 特定空家等に対する措置の基本方針

---

特定空家等に対する措置は、所有者等が自らの責任において対処すべき問題であることを前提として、周辺環境に悪影響を及ぼさないように改善することを助言・指導します。所有者等が助言・指導に従わない場合は、空家等の管理状況、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性を考慮しながら空家法に基づく対応を進めます。

### 2 特定空家等の判断

---

特定空家等に該当するか否かは、国土交通省『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』を踏まえて判断します。

空家法に基づく勧告を行う場合は、空家条例第8条の規定に基づいて、あらかじめ「明石市空家等審議会」に意見を聴き、判断します。

さらに、空家法に基づく命令については、空家条例第10条において、命令の基準を定めています。

#### ■ 特定空家等の考え方

特定空家等には、次の四つの類型があります。(法第2条第2項)

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるもの
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるもの
- ③ 著しく景観を損なっている状態にあるもの
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるもの

上記状態であるかを判断する際に参考となる基準が、国土交通省『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』において示されています。

■ 命令の基準(空家条例第 10 条)

次の事由のいずれかがあると認められる場合には命令を行うものとして  
います。

- ① 特定空家等が倒壊し、又は特定空家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれが高いと認められること。
- ② 特定空家等に草木が著しく繁茂し、又は動物が繁殖することにより、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれが高いと認められること。
- ③ 上記のほか、特定空家等が人の生命、身体又は財産に対して被害を与えるおそれが高い(不良度判定が 100 以上である)もの。

※不良度判定とは

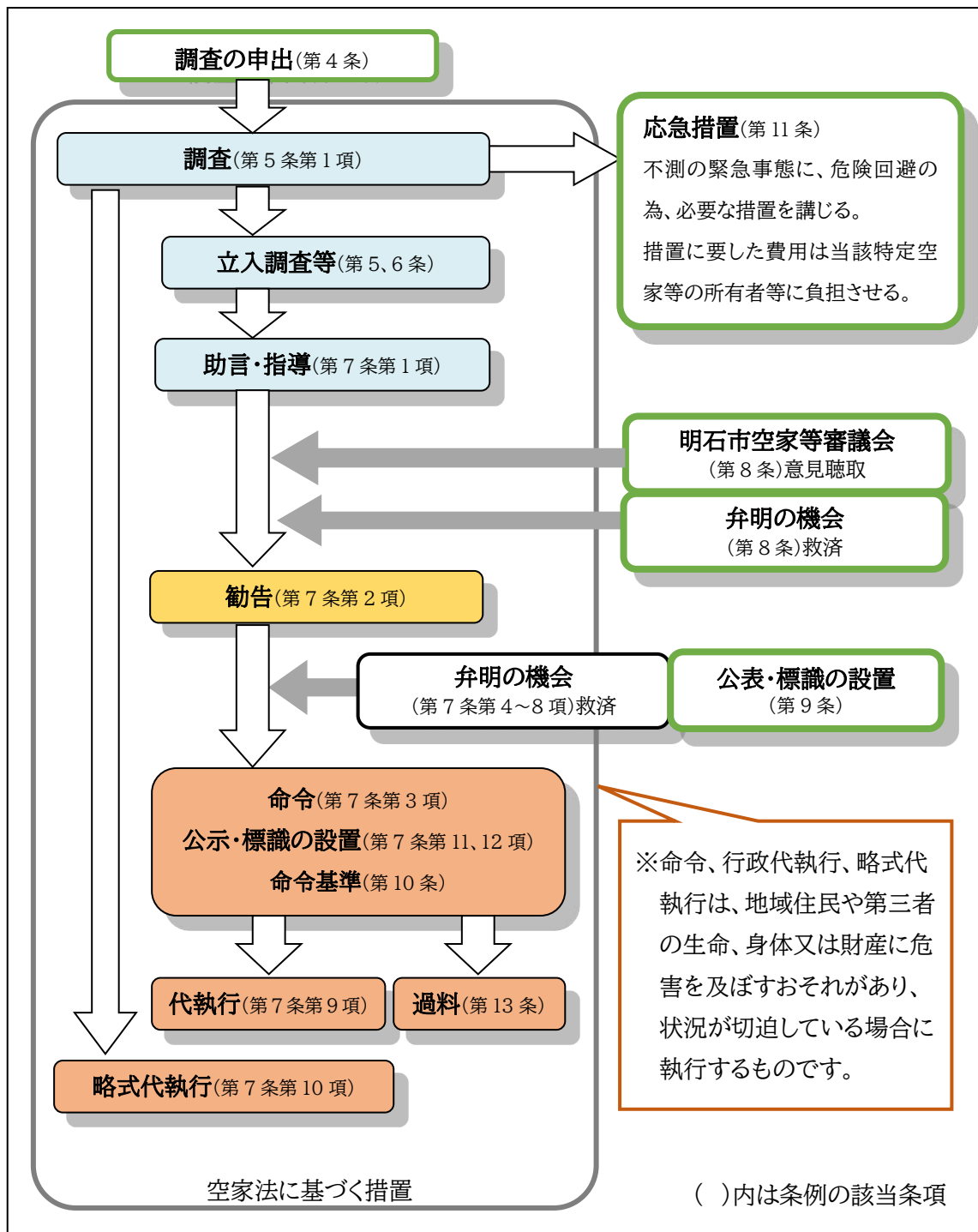
特定空家等の建築物又はこれに付属する工作物が不良であると認められる状態を判定するために空家条例施行規則に定める評価基準により判定した評点の合計をいいます。

評価基準は国土交通省住宅局による「外観目視による住宅の不良度判定の手引(案)」で示されている「住宅の不良度の測定基準」を踏まえ、基礎、柱、外壁、屋根等の構造等にかかる判断基準となる評価内容及び評点を定めています。

### 3 特定空家等に対する措置の流れ

特定空家等に対する措置は、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断しながら進めます。

措置に関する業務の基本的な流れは次のとおりとします。



## 4 応急措置

---

管理不全な状態となった特定空家等は、その所有者等が自ら是正することが前提となりますが、本市では、例外的に、応急措置を実施できるよう空家条例第 11 条で定めています。

特定空家等が倒壊し、または、特定空家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれが高いと認められる状態にあることが明らかであり、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐために緊急の必要があると認められるときは、市は周辺の被害を防ぐため必要な最小限度の応急措置を講じることができます。

ただし、応急措置に要した費用は、特定空家等の所有者等が負担すべきものであるため、措置実施後、所有者等に求めていくこととなります。

## 5 特定空家等に対する税制度

---

現在、人の居住の用に供する家屋の敷地のうち一定のものについては、地方税法第 349 条の3の2及び同法第 702 条の3に基づき、当該敷地の面積に応じて、その固定資産税の課税標準額を6分の1又は3分の1とするとともに、その都市計画税の課税標準額を3分の1又は3分の2とする特例措置(固定資産税等の住宅用地特例)が講じられています。

この固定資産税等の住宅用地特例が、管理状況が悪く、人が住んでいない家屋の敷地に対して適用されると、比較的地価が高い地域においては当該家屋を除却した場合と比べて固定資産税が軽減されてしまうため、空き家の除却や適正管理が進まなくなる可能性があるとの指摘があります。

空家等の中でも、特定空家等は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであり、その除却や適正管理を促すことは喫緊の課題であることから、地方税法において、空家法第 14 条第 2 項により所有者等に対し勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている土地については、固定資産税等の住宅用地特例措置の対象から外すこととされています。これによって、特定空家等に対しては税制上の優遇をなくし改善を促します。

■ 固定資産税の住宅用地特例

住宅用地については、その税負担を軽減する目的から、課税標準額の特例措置が設けられています。

区分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅用地で住宅1戸につき 200 m <sup>2</sup> までの部分	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅 用地	価格×1/3	価格×2/3

## 6 その他の法令による措置

その他の法令による対応として、建築基準法・消防法・道路法・廃棄物処理法などの法律での対応も考えられます。

### 【空家等対策に関連する他の法令等による規制】

根拠法令	措置
	内容(法令抜粋または概要)
建築基準法 第9条の4 第10条	<p>保安上危険な既存不適格建築物等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。</li> <li>・特定行政庁は、特殊建築物等のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある既存不適格建築物等について、必要な措置を勧告でき、正当な理由なく当該勧告に係る措置がとられなかった場合において、特に必要と認めるときは命令できる。</li> <li>・特定行政庁は、現に著しく保安上危険な既存不適格建築物等について必要な措置を命令できる。</li> <li>・特定行政庁は、上記命令に基づく措置が講じられないとき等は代執行できる。</li> </ul>
道路法 第43条、第44条、 第47条の11、 第48条、第71条 第1項、同第3項	<p>禁止行為等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務</li> <li>・道路保全立体区域内の制限</li> <li>・道路管理者等の監督処分</li> </ul>
消防法 第3条第1項 第3号、同第2項	<p>火災予防のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、除去その他の処理等の措置をとるべきことを命ずることができる。</li> </ul>

<p>明石市火災予防条例 第 25 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 19 条の 5、 第 19 条の 6、 第 19 条の 8</p>	<p style="text-align: center;">支障の除去等の措置(産業廃棄物関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(市長)は、必要な限度において、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</li> <li>・上記の場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、処分者等が措置を講じないことなどが認められるときは、都道府県知事(市長)は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。</li> </ul>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 19 条の 4、 第 19 条の 7</p>	<p style="text-align: center;">支障の除去等の措置(一般廃棄物関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</li> <li>・上記の場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、処分者等が措置を講じないことなどが認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。</li> </ul>
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う改正地方税法の施行</p>	<p style="text-align: center;">勧告した特定空家等に係る敷地の住宅用地特例の除外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が特定空家等の所有者等に対して周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとする。</li> </ul>



<p>明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例 第 50 条第1項、同第2項、第 51 条第1項</p>	<p style="text-align: center;">空地の管理義務に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空地の所有者又は占有者は、当該空地に繁茂した雑草若しくは枯れ草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物が投棄されることを防止する措置を講ずる等近隣住民の生活環境を害しないように当該空地を適正に管理しなければならない。</li> <li>・空地の所有者等は、当該空地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、当該空地に置かれた物により、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は生活環境を悪化させないように当該空地を適正に管理しなければならない。</li> <li>・市長は、空地の所有者等が上記の規定に違反して、当該空地の近隣住民の生活環境を著しく害していると認められるとき、又は近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、若しくは生活環境を著しく悪化させていると認められるときは、当該所有者等に対し、雑草、枯れ草、廃棄物又は置かれた物の除去その他その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。</li> </ul>
---	---

## 第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(法第6条第2項第7号)

空家等に関する相談は市民の利便性を考慮して窓口を明確にしています。

管理不全の空家等及び特定空家等にかかる対応窓口は都市局住宅・建築室建築安全課、空き家の利活用にかかる相談窓口は都市局住宅・建築室住宅課とし、相談内容により関係各課と連携しながら迅速に対応します。

### (1)管理不全の空家等及び特定空家等相談窓口

- ・問合せ先:建築安全課(電話:078-918-5046)
- ・場所:明石市役所本庁舎7階

### (2)空き家利活用相談窓口

- ・問合せ先:住宅課(電話:078-918-5076)
- ・場所:明石市役所本庁舎7階

### (3)空き地相談窓口

- ・問合せ先:環境室環境保全課(電話:078-918-5030)
- ・場所:明石市クリーンセンター内

### (4)法律相談窓口

弁護士による法的解釈が必要な生活上の問題を取り扱います。相談については予約が必要ですので、市民相談室に直接、ご相談及びお申込みください。

- ・問合せ先:市民相談室(電話:078-918-5002)
- ・場所:明石市役所本庁舎2階



## (5)その他相談窓口

### ①住まいの相談

住まいの相談(新築、リフォーム工事等)、住まいづくりの支援(バリアフリー改修、耐震改修等)、住まいの情報提供などを行います。

- ・日時:平日午前 10 時から正午まで  
午後 1 時から午後 5 時まで
- ・問合せ先:ひょうご住まいサポートセンター  
(電話:078-360-2536)
- ・場所:神戸市中央区東川崎町 1-1-3  
神戸クリスタルタワー6 階



### ②空き家の総合相談窓口

空き家の売買・賃貸、管理代行、解体などの相談を取り扱います。

- ・日時:平日午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで
- ・問合せ先:ひょうご空き家対策フォーラム  
(電話:078-325-1021)
- ・場所:神戸市中央区下山手通 3-12-1  
トア山手プラザ 807 号室  
兵庫県不動産鑑定士協会事務局内



## 第9章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(法第6条第2項第8号)

空家等に関する相談は、所有者、近隣住民、自治会など異なる立場の人から寄せられており、相談内容や空家等の状態も様々です。

多様な相談に適切に対応するため、関係部局で連携を図り、迅速に進めます。

### 1 市の組織

空家等に関係する法令は多岐にわたっており、対応のあり方も状況により異なります。このため、老朽危険空き家の相談窓口となる建築安全課をはじめ、関係部局とともに庁内で横断的に空家等の情報を共有し、可能な措置又は必要な措置などについて協議を行い、連携を強化し対策に取り組みます。

担当部署	関連する業務
建築安全課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等対策計画に関すること</li><li>・空家等にかかる相談(雑草の繁茂など)に関すること</li><li>・特定空家等の措置に関すること</li><li>・空家等の適正な維持管理にかかる意識啓発の促進に関すること</li><li>・建築物の耐震改修に関すること</li><li>・建築物の建て替えや改修にかかる建築基準法に関すること</li></ul>
住宅課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等の利活用に関すること</li><li>・空家等にかかる譲渡所得の特別控除の特例に関すること</li></ul>
総合安全対策室	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の安全対策に関する事項の助言及び調整に関すること</li></ul>
資産税課	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅用地特例措置ほか固定資産税・都市計画税に関すること</li></ul>
市民相談室	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民相談(法律相談その他各種相談)の受付に関すること</li></ul>
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き地の適正管理に関すること</li></ul>
資源循環課	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物の処分に関すること</li></ul>
収集事業課	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般廃棄物の収集、運搬に関すること</li><li>・ゴミの不法投棄に関すること</li></ul>

産業廃棄物対策課	・産業廃棄物の処理に関する事
産業政策課	・商店街の空き店舗対策事業に関する事
農水産課	・アライグマ等の害獣の捕獲に関する事 ・空家等が水路の構造等に支障を及ぼす場合の指導や措置に関する事
あかし 動物センター	・犬、猫についての相談に関する事
道路総務課	・空家等及び付随する工作物等が倒壊、飛散、剥落等により市が管理する道路の構造や交通に支障を及ぼす場合の指導に関する事
消防局予防課	・火災予防に関する事

## 2 明石市空家等審議会

---

明石市空家等審議会は、空家等に関する対策を適切に実施するため、明石市空家等の適正な管理に関する条例施行規則に基づき設置しているもので、空家等の措置に対し、必要な関係部局の職員によって構成しています。

空家法第14条第2項に基づく勧告に関する事項、空家条例第9条第1項に規定する公表及び標識の設置に関する事項、その他空家等の適正な管理に関し市長が必要と認める事項について、本審議会の意見を聴くものとしています。

よって、本計画の策定にあたっての意見のみならず、計画の実行においても必要があれば意見を聴くこととします。

### 明石市空家等審議会委員

会長	都市局長
副会長	総務局総合安全対策室長
委員	都市局住宅・建築室長
委員	総務局総務管理室コンプライアンス・訟務担当課長
委員	総務局税務室資産税課長
委員	市民生活局環境室環境保全課長
委員	都市局道路安全室道路総務課長
委員	都市局都市整備室都市総務課長
委員	消防局予防課長

### 3 地域・関係機関との連携

---

計画の推進、空家等対策の着実な実施のためには、地域や関係機関との連携が不可欠です。

空家等の所有者等を含め、各主体がそれぞれの役割を認識し、状況に応じた対策を講じることが重要となります。空家等の適切な管理は所有者等の責任であることを前提としつつ、身近なところで空家等の実態を把握し得る近隣住民・地域団体の協力を得ながら、明石市が施策を推進することとします。

また、空家等の発生の抑制、利活用の促進、管理不全の解消の各段階において、必要に応じて専門家の助言、事業者の協力を得るとともに、警察、消防、その他の関係機関と連携して空家等の適切な管理を促進します。

### 4 空家等協議会

---

空家法第7条において、市は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるとされています。

本協議会は市長のほか、地域住民、市の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者などをもって、構成するとされており、多様な分野の専門家によって構成されることから、特定空家等の除却のみならず、空家等の利活用など、空家等にかかる幅広い問題について、協議する組織となると考えられます。

市は、これまで、市民の意見等は、窓口相談などで聴いてきたこと、また、明石市空家等審議会において、関係部局の専門的な意見を聴いてきたことから、本協議会の設置はしていませんが、今後、本計画の実施にあたり、本協議会の機能や必要性について、調査・研究を行い、検討を進めてまいります。

## 第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し 必要な事項 (法第6条第2項第9号)

空家等対策について本計画に基づき、「維持管理不全の予防」と「特定空家に対する措置」を総合的かつ計画的に実施するために、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」を参考に効率的かつ効果的な行政施策を検討・実施し、その結果を検証の上、計画の見直しを行います。

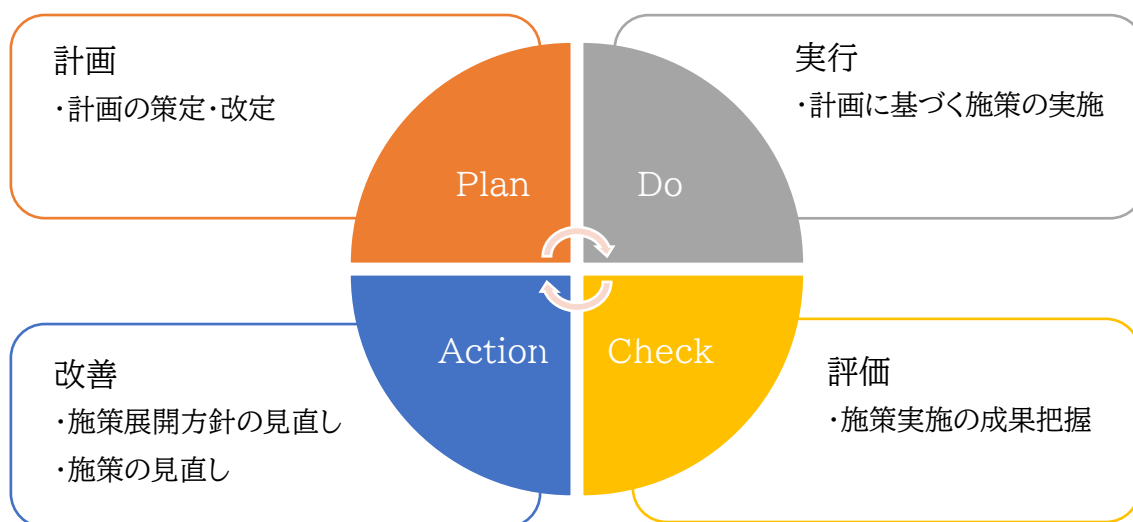
### 1 進捗状況の把握

本計画は、統計調査の結果や施策の取組状況、実績等を検証・評価し、これをもとに「明石市空家等対策審議会」の意見を聴取します。また、空家等に係る状況の変化等により、施策を見直す必要がある場合は、適宜見直しを行います。

### 2 PDCA の考え方

本計画に掲げる施策の実施状況を確認するため、数値化できる評価指標を設定し、計画の進行管理に役立てるとともに、Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価)-Action(改善)の考え方に基づく継続的な評価・改善を適宜、行います。

明石市においては、計画の最終年度である2030年度(令和12年度)には、総括として、PDCAによる評価を行い、空家等に係る社会状況、施策の進捗状況、課題等を見極めることとし、大きな変化がある場合には、計画そのものの見直しを行います。





## 評価指標

評価指標	実績 (2019年度)	目標 (2030年度)
市民から相談を受けた空家等の解決件数	194	650
特定空家等除却支援事業の利用件数 (除却件数)	13	45

※ 件数は、いずれも延べ数、2019年度実績は、2015年度～2019年度末

評価指標	2020年4月1日時点	目標 (2030年度)
特定空家等件数	21	10

※ 2020年4月1日時点で把握している特定空家等件数 21 件を、2030 年度末に 10 件まで減らすことを目指し、取組みを進めていきます。

なお、2020年4月1日以降に新たに把握した特定空家等の件数は、当該件数には含みません。



## ■資料編■

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2 明石市空家等の適正な管理に関する条例
- 3 明石市空家等の適正な管理に関する条例施行規則
- 4 明石市空家等審議会の組織及び運営に関する要綱
- 5 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針  
(ガイドライン)(抜粋)
- 6 平成25年度明石市空き家実態調査結果報告書

## 1 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態のない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、

相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 2 明石市空家等の適正な管理に関する条例

(平成 27 年 3 月 31 日 条例第 5 号)

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住する者並びに本市の区域内に滞在する者(通勤、通学等をする者を含む。)及び区域内を通過する者をいう。

2 前項に定めるほか、この条例において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の適正管理義務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、その所有し、又は管理する空家等が法第2条第2項において特定空家等の要件として定められている状態(以下「管理不全な状態」という。)にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

(調査の申出)

第4条 市民等は、空家等が管理不全な状態にあると思料するときは、市長に対し、その旨を申し出て、必要な調査を行うよう求めることができる。

(立入調査等)

第5条 市長は、前条の申出を受けたとき又は必要があると認めるときは、法第9条第1項の規定により、市の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、法第9条第2項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、同条第3項の規定により、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 法第9条第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、同条第4項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第6条 市長は、法第10条第1項の規定により、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的

のために内部で利用することができる。

- 2 市長は、法の施行のために必要があるときは、法第10条第3項の規定により、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(特定空家等に対する措置)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態でない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、法第14条第1項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、同条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、同条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市長は、法第14条第3項の措置を命じようとする場合においては、同条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 法第14条第4項の通知書の交付を受けた者は、同条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市長は、法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、同条第6項の規定により、同条第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市長は、法第14条第6項の規定による意見の聴取を行う場合においては、同条第7項の規定により、同条第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、同条第6項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 法第14条第6項に規定する者は、同条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市長は、法第14条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限ま

でに完了する見込みがないときは、同条第9項の規定により、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 法第14条第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて同条第1項の助言若しくは指導又は同条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため同条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市長は、同条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市長は、法第14条第3項の規定による命令をした場合においては、同条第11項の規定により、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 法第14条第11項の標識は、同条第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(特定空家等に対する勧告に関する意見聴取等)

第8条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める審議の手続を経るものとする。

- 2 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

(公表及び標識の設置)

第9条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等が、第3条に規定する義務に違反して、当該勧告に係る措置をとらない場合は、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等に設置することができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による公表及び標識の設置について準用する。

- 3 第1項の規定による公表及び標識の設置は、法第14条第3項の規定による命令を行う前に行うものとする。

(命令の基準)

第10条 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合には、法第14条第3項の規定に基づく命令を行うものとする。

- (1) 特定空家等が倒壊し、又は特定空家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれが高いと認められること。
- (2) 特定空家等に草木が著しく繁茂し、又は動物が繁殖することにより、周辺的生活環境に著

しい影響を及ぼすおそれが高いと認められること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定空家等が人の生命、身体又は財産に対して被害を与えるおそれが高いものとして規則で定める状態にあると認められること。

(応急措置)

第11条 市長は、特定空家等が前条第1号に定める状態にあることが明らかであり、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。

- 2 前項の応急措置に要した費用は、当該特定空家等の所有者等に負担させるものとする。

(関係機関への要請)

第12条 市長は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関(以下「関係機関」という。)と連携し、必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(過料)

第13条 法第14条第3項の規定による市長の命令に違反した者は、法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処する。

- 2 法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定により、20万円以下の過料に処する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項から第4項まで、第7条から第10条まで及び第13条の規定は、法附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

### 3 明石市空家等の適正な管理に関する条例施行規則

(平成27年3月31日規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市空家等の適正な管理に関する条例(平成27年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(特定空家等に対する勧告に関する意見聴取等)

第3条 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、条例第8条第1項の規定により、あらかじめ、明石市空家等審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

2 市長は、条例第8条第2項に規定する意見を述べる機会を与えようとするときは、意見陳述機会付与通知書(様式第1号)により当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、意見陳述書(様式第2号)により、市長の指定する期日までに意見を述べなければならない。

4 前項の意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを希望する者は、第2項の規定による通知を受けた日から5日以内に、市長に対しその旨を請求することができる。

5 市長は、前項の請求があった場合は、当該特定空家等の所有者等又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行うものとする。

(公表及び標識の設置)

第4条 条例第9条第1項の規定による公表は、明石市公告式条例(昭和25年条例第10号)に規定する掲示場に次に掲げる事項を掲示して行う。

(1) 空家等の所有者等の氏名及び住所

(2) 空家等の所在地及び種別

(3) 公表の理由

2 条例第9条第1項に規定する標識の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 前条の規定は、条例第9条第1項の規定による公表及び標識の設置について準用する。

(命令の基準)

第5条 条例第10条第3号に規定する規則で定める状態とは、特定空家等の建築物又はこれに附属する工作物(以下「家屋等」という。)が不良であると認められる状態をいう。

2 前項に規定する状態にある特定空家等の家屋等とは、別表に定めるところにより算定した家屋等の不良度の評点の合計が100以上であるものをいう。

(応急措置)

第6条 市長は、条例第11条第1項の規定による応急措置を行ったときは、応急措置実施通知書(様式第4号)により当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第2項の規定により応急措置に要した費用を当該特定空家等の所有者

等に負担させるときは、応急措置費用請求書(様式第5号)により当該特定空家等の所有者等に請求するものとする。

(審議会の設置)

第7条 空家等に関する対策を適切に実施するため、審議会を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

(1) 法第14条第2項に規定する勧告に関する事項

(2) 条例第9条第1項に規定する公表及び標識の設置に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、空家等の適正な管理に関し市長が必要と認める事項

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、平成27年5月26日から施行する。

別表(第5条関係)

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	(1) 外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修繕を要するもの	25	100
		(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
	外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		(3) 屋根が著しく変形したもの	50	
	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1) 延焼のおそれのある外壁があるもの	
(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20	
屋根		(1) 屋根が可燃性材料でふかされているもの	10	
排水設備	雨水	(1) 雨樋がないもの	10	10

## 備考

1 家屋等の不良度は、評定項目につき評定内容に応じた評点を評点区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点)を合算することによって測定する。

2 一の評定項目につき該当評定内容が2以上あるときは、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

#### 4 明石市空家等審議会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市空家等の適正な管理に関する条例施行規則(平成27年規則第29号。以下「規則」という。)第7条第1項に規定する明石市空家等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 審議会は、別表に掲げる会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、都市局住宅・建築室建築安全課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則(平成27年3月26日制定)

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則(平成29年4月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。



別表(第2条関係)

会長	都市局長
副会長	総務局総合安全対策室長
委員	都市局住宅・建築室長
委員	総務局総務管理室コンプライアンス・訟務担当課長
委員	総務局税務室資産税課長
委員	市民生活局環境室環境保全課長
委員	都市局道路安全室道路総務課長
委員	都市局都市整備室都市総務課長
委員	消防局予防課長

## 5 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)(抜粋)

### 1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」

「空家等」の定義の解釈は、「基本指針」一3(1)に示すとおりである。「特定空家等」は、この「空家等」のうち、法第2条第2項において示すとおり、以下の状態にあると認められる「空家等」と定義されている。

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

#### (1) 「特定空家等」の判断の参考となる基準

空家等の物的状態が第1章1.の(イ)～(ニ)の各状態であるか否かの判断に際して参考となる基準について、[別紙1]～[別紙4]に示す。

なお、第1章1.の(イ)又は(ロ)の「おそれのある状態」については、そのまま放置した場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、実現性に乏しい可能性まで含む概念ではないことに留意されたい。また、第1章1.の(イ)～(ニ)に示す状態は、例えば外壁が腐朽して脱落することにより保安上危険となるおそれのある空家等が地域の良好な景観を阻害している場合のように、一件の「特定空家等」について複数の状態が認められることもあり得る。

#### (2) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か

「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、当該空家等の立地環境等地域の特性に応じて、悪影響が及ぶ範囲を適宜判断することとなる。例えば、倒壊のおそれのある空家等が狭小な敷地の密集市街地に位置している場合や通行量の多い主要な道路の沿道に位置している場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に被害が及びやすく、「特定空家等」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

#### (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の建築物や通行人等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、気候条件等地域の実情に

応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を適宜判断することとなる。

例えば、樹木が繁茂し景観を阻害している空家等が、景観保全に係るルールが定められている地区内に位置する場合や、老朽化した空家等が、大雪や台風等の影響を受けやすい地域に位置する場合等は、「特定空家等」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

〔別紙1〕「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の1. (1)若しくは(2)又は2. に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

以下のイ又はロに掲げる事項に該当するか否かにより判断する。イ又はロに列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

イ 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・基礎に不同沈下がある。
- ・柱が傾斜している。

【参考となる考え方】

下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20 超の傾斜が認められる場合

(平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。)

※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

(イ) 基礎及び土台

基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐

食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・基礎が破損又は変形している。
- ・土台が腐朽又は破損している。
- ・基礎と土台にずれが発生している。

【参考となる考え方】

・基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている場合

※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会)

・土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食がある場合

※「特殊建築物等定期調査業務基準」(監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会)

(ロ) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。
- ・柱とはりにずれが発生している。

【参考となる考え方】

複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される場合

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒

全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・屋根が変形している。
- ・屋根ふき材が剥落している。
- ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。
- ・軒がたれ下がっている。

・雨樋がたれ下がっている。

【参考となる考え方】

目視でも、屋根ふき材が脱落しそうな状態を確認できる場合

(ロ) 外壁

全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・壁体を貫通する穴が生じている。
- ・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。
- ・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。

【参考となる考え方】

目視でも、上部の外壁が脱落しそうな状態を確認できる場合

(ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等

転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・看板の仕上材料が剥落している。
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。

【参考となる考え方】

目視でも、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している状態を、確認できる場合

(ニ) 屋外階段又はバルコニー

全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。
- ・屋外階段、バルコニーが傾斜している。

【参考となる考え方】

目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合

(ホ) 門又は塀

全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

- ・門、塀にひび割れ、破損が生じている。

・門、塀が傾斜している。

【参考となる考え方】

目視でも、門、塀が傾斜している状態を確認できる場合

## 2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。

【調査項目の例】

・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。

・水抜き穴の詰まりが生じている。

・ひび割れが発生している。

【参考となる考え方】

擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点(環境条件・障害状況)と変状点の組み合わせ(合計点)により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。

※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(国土交通省都市局都市安全課)

〔別紙2〕「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む。)に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

### (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。

・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

### (2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支

障を及ぼしている。

・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

〔別紙3〕「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」

であるか否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、以下の(1)又は(2)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1)適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

【状態の例】

- ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。
- ・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。
- ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

(2)その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

【状態の例】

- ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
- ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
- ・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。
- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
- ・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

〔別紙4〕「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の(1)、(2)又は(3)に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

(1)立木が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

- ・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。
- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

(2)空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

- ・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
- ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

(3)建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

【状態の例】

- ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。
- ・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。
- ・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。



# 平成25年度 明石市空き家実態調査

---

## 結果報告書

市内の空き家の実態調査（空き家の戸数、所在地、老朽化度合い）を行い、管理不十分な空き家が老朽化の進捗により、第三者への危害を未然に防ぐ対策を検討するための調査である。

## 調査の背景及び目的

### • 背景

近年、全国的に少子高齢化が急速に進む中で管理不全な空き家に関する問題が顕在化している。そこで各行政庁においては、空き家の実態を調査し、地域に即した管理条例や補助等の対策を講じる流れができた。また、国においても法案を作成し対策を講じようと動き出している。

本市においても、管理不全による空き家等の相談や苦情が増加している。相談や苦情の内容は、様々で対策を講じるにも本市の実態を把握しなければ実効性はない。



### • 目的

平成 20 年度の住宅・土地統計調査によると、市内 132,770 戸のうち、19,480 戸が空き家（空き家率 14.7%）と公表されている。

しかし、これはあくまでも抽出調査であり、実数は分からない。また、老朽度に関する項目は調査の対象ではない。

そこで、平成 25 年度に国の補助を活用し、空き家の実態調査を委託事業にて行うこととした。この調査によるデータを活用し、老朽危険空き家の早期解決に向け、対策事業に取り組む。

## ➤ 調査について

### • 調査対象

「戸建て住宅」、「長屋」、「2階建て共同住宅」に限定した。

### • 1次調査

調査については、市内全域の悉皆調査を基本とし、既存の情報として平成21年度の水道閉栓情報があることから、GIS（地理情報システム）上にその位置情報を入力し調査した。

また、調査対象建築物は「戸建て住宅」、「長屋」、「2階建て共同住宅」に限定しており、管理不全な建築物の老朽化の進捗により第三者への危害を未然に防ぐ対策を検討することを目的としているため、長屋、共同住宅については、建築物に占める戸数の半数以上が空き家・空き室である場合を対象とした。

老朽化度合いを調査するにあたっては、国土交通省住宅局の「外観目視による住宅の不良度判定の手引（案）」を活用することとした。

調査に入る前には、調査員と合同で建築物の老朽化度合いの現地研修を実施し、点数のバラつきを出来る限りなくすようにした。（写真1）



（写真1）現地研修の様子

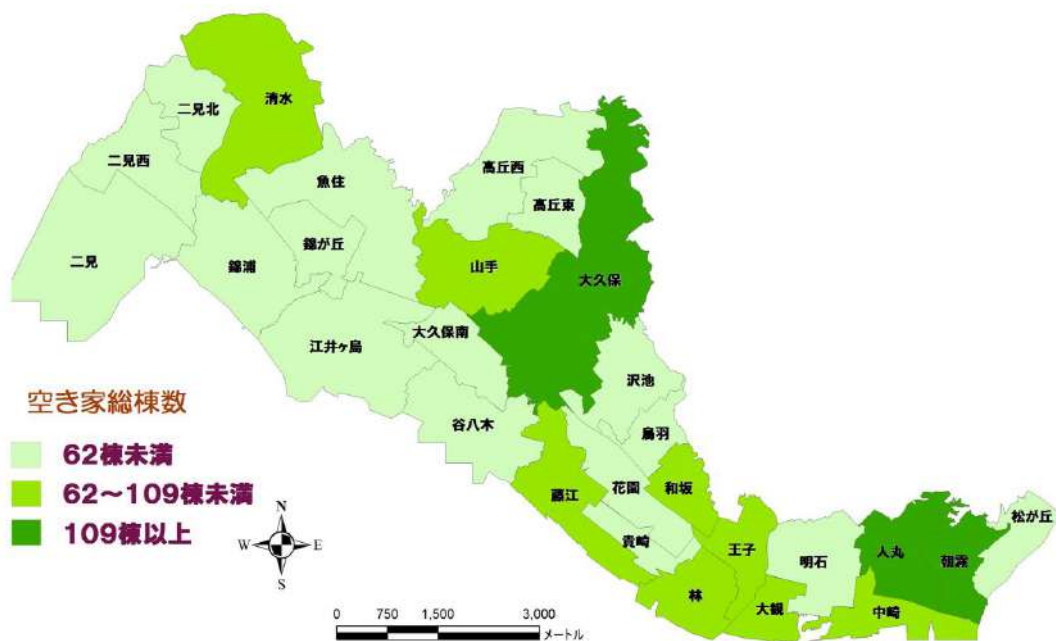
### • 2次調査

1次調査の報告を受け、さらに精度を上げることを目的に、職員による2次調査を実施した。2次調査については、1次調査にて不良度判定点数100点以上のもの、不良度50点以上かつ一部損壊・倒壊の恐れのあると判定された「危険」なもの85件を対象とした。

2次調査によって、調査対象とならない「納屋」「倉庫」「居住あり」の物件があることも判明し、また、不良度判定の点数についても見直すこととなる。

## ➤ 調査結果

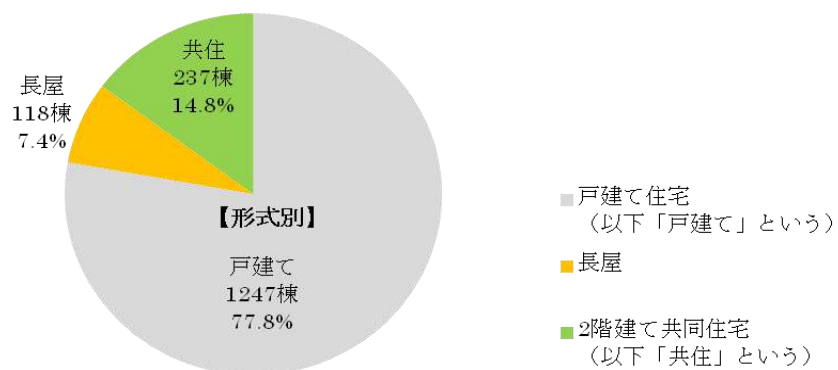
今回の調査の結果、市内の空き家（戸建て住宅、長屋、2階建て共同住宅）は、1602棟存在することが判明。



### 空き家の棟数

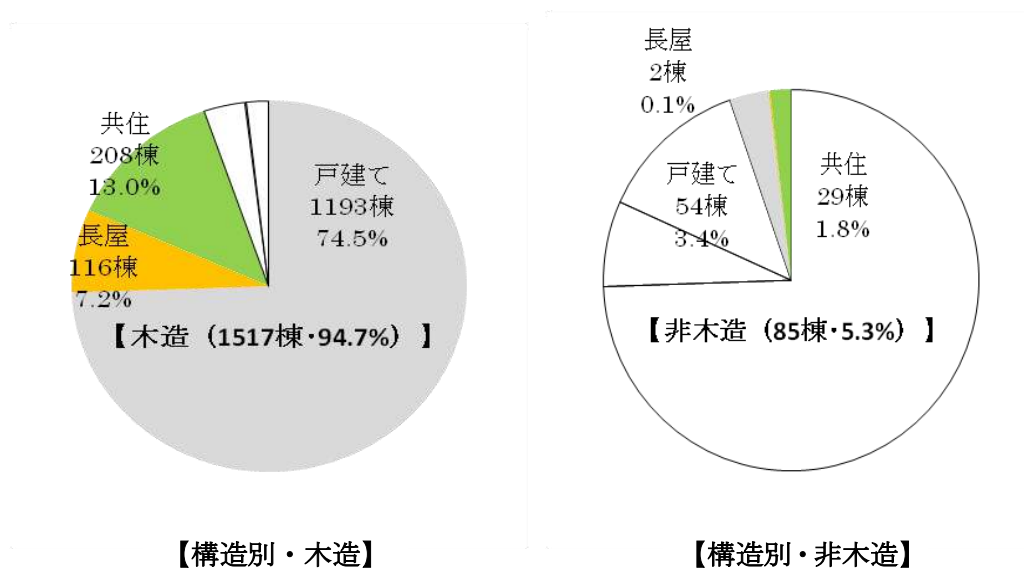
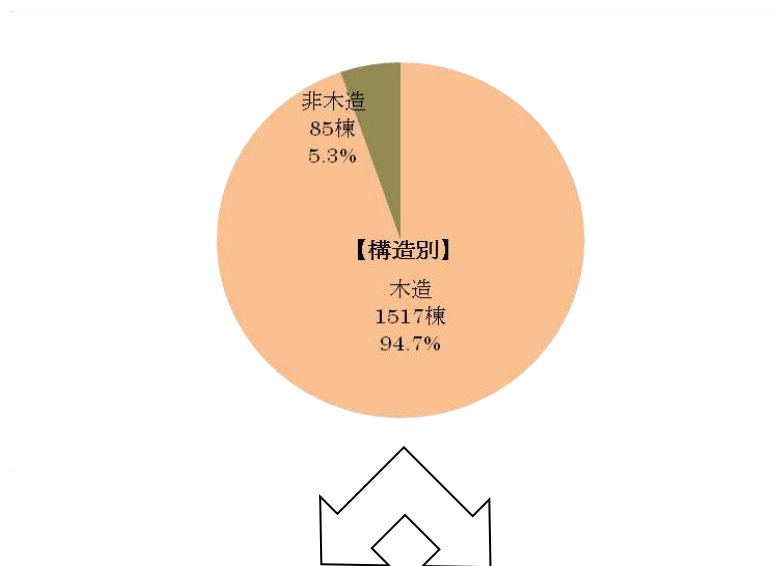
#### ■形式別（全1602棟）

- 戸建て住宅 1247棟 77.8%
- 長屋 118棟 7.4%
- 2階建て共同住宅 237棟 14.8%



■構造別（全 1602 棟）

- 木造 1517 棟 94.7%
- 非木造 85 棟 5.3%

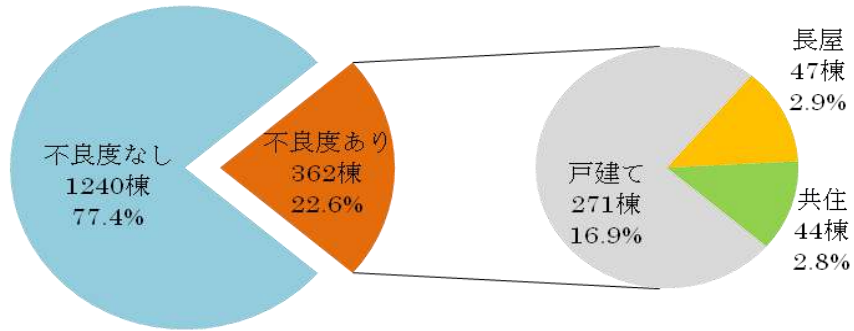


※パーセンテージ表示は、全 1602 棟に対する割合

■老朽度別（A／全 1602 棟）

- 建築物に何らかの不具合が確認できたもの  
（不良度判定に点数がついたもの）

362 棟 22.6%

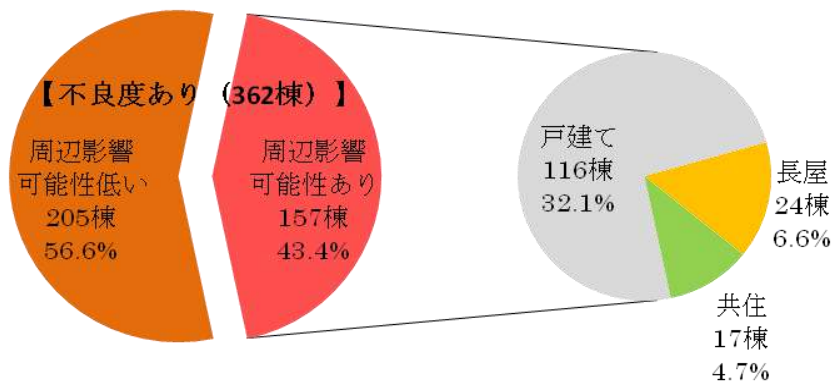


※パーセンテージ表示は、全 1602 棟に対する割合

- 道路（通学路）や近隣住宅等と近接し、倒壊や建築部材の剥落等が発生した場合、周辺に対し影響を及ぼす可能性のある建築物

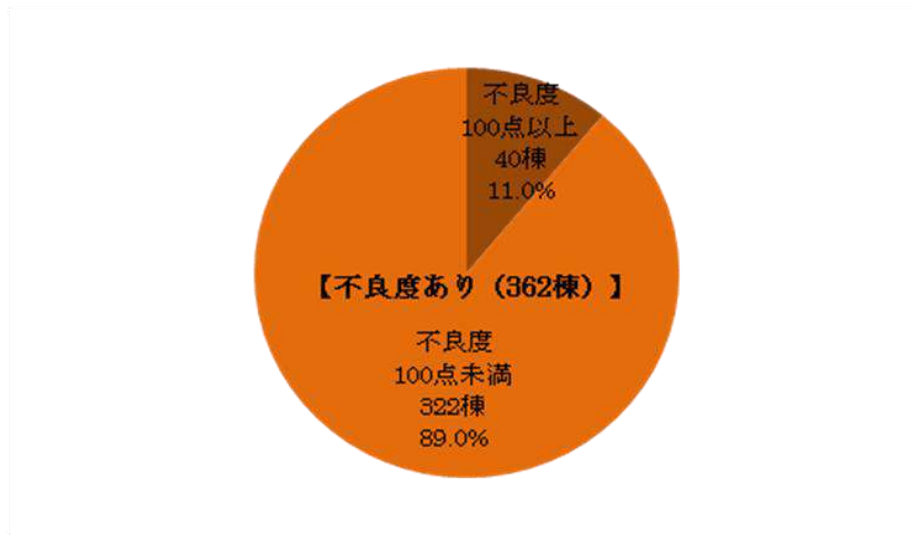
157 棟 9.8%

（不良度判定に点数がついた 362 棟の 43.4%にあたる）

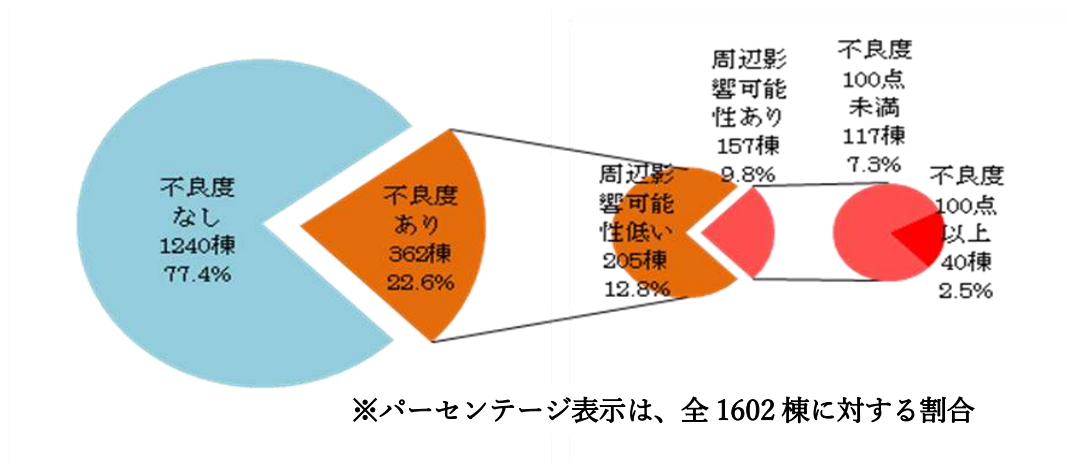


※パーセンテージ表示は、不良度あり（362 棟）に対する割合

- 不良度判定 100 点以上 40 棟 2.5%  
(不良度判定に点数がついた 362 棟の 11.0%にあたる)



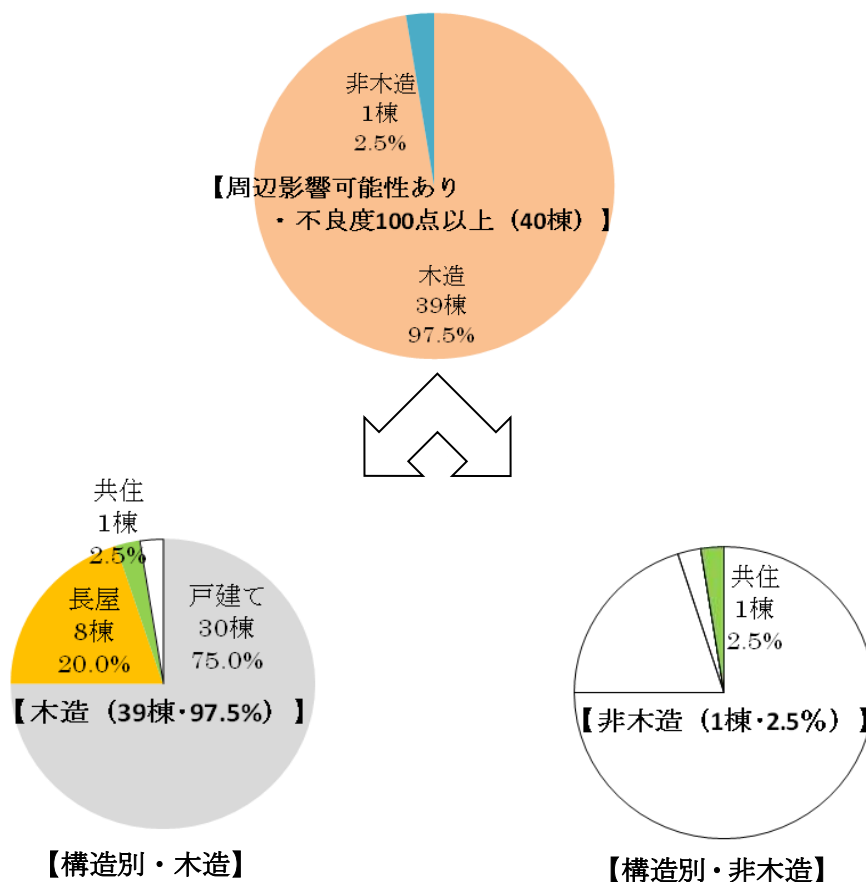
- 空き家の老朽化の割合



明石市内の空き家が 1602 棟のうち、不良度判定により点数がついたものが、362 棟。

362 棟のうち、道路（通学路）や近隣住宅等と近接し、倒壊や建築部材の剥落等が発生した場合、周辺に対し影響を及ぼす可能性のあるものが、157 棟

157 棟のうち、不良度判定によって 100 点以上のものが、40 棟



※パーセンテージ表示は、周辺への影響の可能性があり不良度 100 点以上 (40 棟) に対する割合



建設企業常任委員会資料
2021年(令和3年)3月10日
水道局

## 明石市水道事業中期経営計画の改定について

明石市水道事業経営戦略（平成29年度～令和8年度）の実行計画である明石市水道事業中期経営計画（平成29年度～令和3年度）の改定を予定していますので、その内容（案）を報告します。

### 1 改定の趣旨

水道局では、平成29年3月に今後10年間の経営方針として明石市水道事業経営戦略を策定するとともに、経営戦略を実現するための方策を明石市水道事業中期経営計画（平成29年度～令和3年度）に定め、これまで各方策の進捗管理を行いながら事業経営を行ってきました。

そうした中、現行計画策定時には想定していなかった、大口使用者の水源切替えによる給水収益の減少、阪神水道企業団からの新規受水及び県営水道の増量受水開始の時期の目処が立ったこと、明石川河川水の水質対策などといった経営環境の変化が生じています。

こうした経営環境の変化に的確に対応するため、次期中期経営計画（令和3年度～令和8年度）を1年前倒しで策定します。

### 2 計画内容

#### (1) 計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

#### (2) 構成

- ①中期経営計画の改定趣旨と位置付け
- ②現行中期経営計画（平成29年度～令和3年度）の総括
- ③次期中期経営計画（令和3年度～令和8年度）の主な取り組み
- ④投資・財政計画
- ⑤次期中期経営計画の施策目標と実現方策
- ⑥フォローアップ

### 3 今後の予定

次期中期経営計画は、令和3年度より実施します。

なお、明石市水道事業経営戦略の改定は、現在のところ令和7年度に着手する予定です。

# 明石市水道事業中期経営計画【案】（令和3年度～令和8年度）～概要版～

## 1. 改定趣旨と位置付け

### 前提条件が変化

- ・大口需要者の水源転換による需要減少
- ・明石川河川水に新たな水質対策が必要
- ・他事業体からの新規受水及び、増量受水開始の目処がたつ

### 経営戦略の方向性は不変

- ・水源問題の解消
- ・施設の統廃合
- ・隣接事業体との広域連携

### 中期経営計画を前倒して改定

- ・計画期間：R3～R8（6年間）
- ・位置付け：経営戦略の実行計画

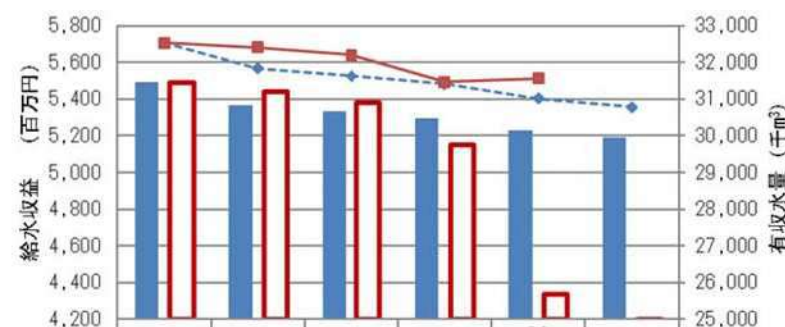
## 2. 現行計画（H29～R3）の総括

### 【評価項目】

- ・実現方策の約8割が順調に進捗

### 【要改善項目】

- ・水道需要者の構成割合が激変
- ・給水収益は予測より悪化方向へ乖離



年度	計画給水収益 (百万円)	実績給水収益 (百万円)	計画有収水量 (千m³)	実績有収水量 (千m³)
H28	5,491	5,491	32,532	32,532
H29	5,368	5,437	31,836	32,404
H30	5,332	5,381	31,628	32,208
R1	5,295	5,151	31,406	31,465
R2 (見込)	5,229	4,336	31,017	31,560
R3	5,189		30,776	

## 3. 次期計画期間（R3～R8）の主な取り組み



### ① 明石川河川水水源の廃止と代替水源の確保

#### 【方針】

- ・水質、水量ともに不安定な明石川河川水水源の廃止と代替水源の開拓

#### 【具体の計画】

- ・R4～R6：阪水加入金支払い（総額約18億円）
- ・R7～：阪水新規受水（新規受水費：約3.1億円/年）
- ・R7～：県水増量受水（増量受水費：約4.7億円/年）
- ・R7：明石川河川水の取水を廃止
- ・なお、R6までPFOS・PFOA対策として活性炭処理を強化（約1.8億円/年）

### ② 水道施設の再整備

#### 【方針】

- ・阪水新規受水及び県水増量受水後、明石川浄水場を廃止
- ・鳥羽浄水場における明石川河川水の利用廃止
- ・魚住浄水場は大規模改修を行い長期運用

#### 【具体の計画】

- ・東部配水場：阪水の受水量計量施設を整備（R3～ 2年計画：2億円）
- ・中部配水場と東部配水場の連絡管整備（R3～ 5年計画：6億円）
- ・明石川浄水場系源井を鳥羽浄水場に集約するための連絡管整備（R5～ 2年計画：1億円）
- ・R7：明石川浄水場廃止
- ・魚住浄水場の浄水設備更新（R3～ 6年計画：57億円）
- ・なお、R7以降野々池および亀池廃止が可能

## 4. 投資・財政計画

### ① 概要（R3～R12について試算）

#### 【営業収支】

- ・給水収益等の大幅増加は見込めない
- ・水質対策費用等をはじめ費用削減は困難

- ・今後も厳しい状況が続く見込み

#### 【資本的収支】

- ・老朽管更新等は引き続き実施
- ・主な取り組みに多額かつ集中投資が必要

- ・企業債充当率を引き上げる

### ② 試算結果

- ・全期間営業損失が発生（R2：△6.5億円 新型コロナ減免の影響）
- （R3：△0.9億円 → R12：△9.0億円）

- ・R7以降、経常損失が発生（R7：△1.7億円 → R12：△4.9億円）

- ・R8以降、累積欠損が発生（R8：△2.2億円 → R12：△21.0億円）

- ・企業債残高が増加（R2：72.5億円 → R12：111.4億円）

- ・内部留保資金（施設更新財源）が減少（R2：47.5億円 → R12：4.9億円）

経営の更なる合理化を図るとともに、将来的な水道料金改定の検討が必要

# 明石市水道事業中期経営計画【案】

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

明石市水道局

# 目次

1. 中期経営計画の改定趣旨と位置付け	
1.1 中期経営計画の改定主旨.....	1
1.2 計画期間.....	1
1.3 基本理念と基本方針.....	2
1.4 中期経営計画の位置付け.....	2
2. 中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の総括	
2.1 進捗結果と総括.....	3
2.2 実現方策ごとの評価と今後の方針.....	3
2.3 事業状況.....	5
2.4 財務状況.....	7
3. 中期経営計画期間（令和 3 年度～令和 8 年度）の主な取り組み	
3.1 明石川河川水水源の廃止と代替水源の開拓.....	10
3.2 水道施設の再整備.....	11
3.3 業務効率化に向けた取り組み.....	12
4. 投資・財政計画	
4.1 投資・財政モデルの作成.....	13
4.2 投資・財政計画.....	17
4.3 収支均衡に向けた取り組み.....	21
5. 中期経営計画の施策目標と実現方策	
5.1 施策目標と実現方策.....	22
5.2 年次計画.....	23
6. フォローアップ.....	33
7. 参考資料	
7.1 投資・財政計画（詳細版）.....	34
7.2 実現方策ごとの進捗状況（平成 29 年度～令和 3 年度）.....	38

## 1. 中期経営計画の改定趣旨と位置付け

### 1.1 中期経営計画の改定趣旨

本市水道局では、平成 29 年 3 月に今後 10 年間（平成 29 年度～令和 8 年度）の経営方針として『明石市水道事業経営戦略』を策定し、水道事業の最上位計画に位置付けました。また、経営戦略の経営方針を実現するための方策は、『明石市水道事業中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）』に示し、これまで各方策の進捗管理を行いながら事業経営を行っています。

そうした中、平成 30 年 10 月から大口需要者である事業者が市水道から工業用水に水源転換を行い給水量が大幅に減少したことを始め、大口需要者の給水量の減少傾向が顕著になったこと、かねてより水質、水量が不安定であった明石川河川水において、新たな水質問題として、有機フッ素化合物が高濃度であることが判明し、その濃度低減対策に多大な費用が必要なこと、経営戦略で掲げた他事業者からの新規受水及び増量受水について、開始の目処がついたこと等、現行計画策定時の想定が変化してきています。

そこで本市水道局では、現在の厳しい水道事業環境を経営戦略に反映させることとしました。反映の方法としては、水源問題の解消、施設の統廃合、隣接事業者との広域連携といった経営戦略の方向性に変更する点はないことから、経営戦略の見直しではなく、実行計画である中期経営計画を見直し、改定することとしました。

### 1.2 計画期間

10 年先（令和 3 年度～令和 12 年度）までに予測される事業収入及び事業運営経費、並びに更新需要とその財源構成を見通しつつ、現行経営戦略の計画最終年までの 6 年間（令和 3 年度～令和 8 年度）を計画期間とします。

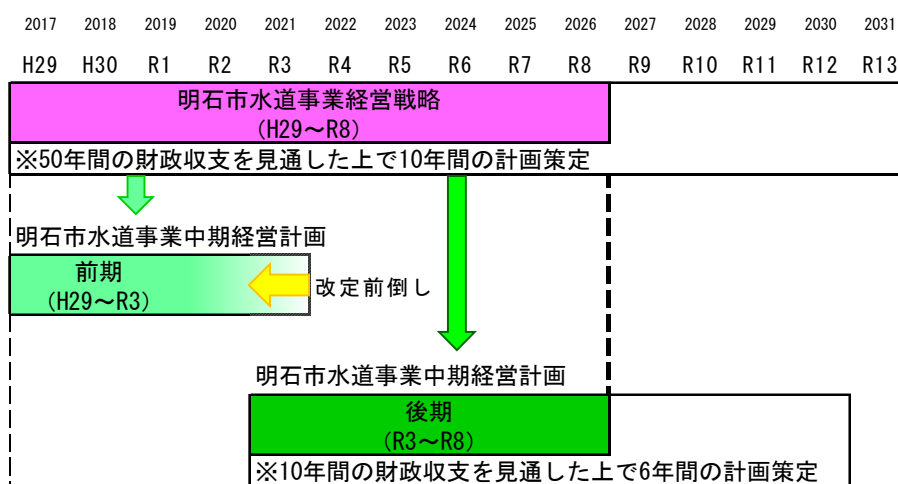


図 1.1 経営戦略と中期経営計画の計画期間

### 1.3 基本理念と基本方針

本中期経営計画は、現行経営戦略の方向性を踏襲することから、基本理念と基本方針についても踏襲します。

#### 【基本理念】

「安全・安心・安定」でおいしい水の供給をめざして  
～未来へつながる信頼のライフライン～

#### 【基本方針】

<b>安全</b>	<b>安全・安心な水の供給</b>
<b>強靱</b>	<b>災害に強い水道の構築</b>
<b>持続</b>	<b>事業運営基盤の強化</b>

### 1.4 中期経営計画の位置付け

本中期経営計画は、現行経営戦略の 4. 投資計画、5. 財政計画、6. 行動計画のもととなる基本方針及び施策目標の実現方策について見直しを行い、計画的に事業経営を行っていくための実施計画と位置付けます。

## 2. 中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の総括

### 2.1 進捗結果と総括

中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の計画期間中における各実現方策の進捗結果は、「極めて良好」が 2 件、「概ね良好」が 17 件となり、約 8 割の計画がおおむね順調に進捗した一方で、「やや遅延」が 4 件、「遅延・未実施」が 1 件と一部の計画が未達となりました。

進捗管理において、定量的な方策については数値目標を設定し、客観的な評価が出来ましたが、定性的な方策については、主観的な評価にとどまったことから、次期中期経営計画においては、客観的に評価が出来るような実現方策を設定します。

### 2.2 実現方策ごとの評価と今後の方針

中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の令和 2 年度の実績評価の一覧を以下に示します。各実現方策については、次期中期経営計画期間において、3つの方向で対処する方針です。

- ・日常業務対応：所期の目標が達成されたもの、もしくは客観的な評価が困難で、成果目標の設定になじまないものについては、新たに目標設定は行わず、日々の業務で適切に対応します。
- ・《 》に統合：《 》に示した実現方策と関連が深いことから、単独ではなく、《 》と統合して実現方策を設定します。
- ・継続実施：目的、取組内容を再検討し、成果目標を明確化したうえで、次期中期経営計画の実現方策として設定します。

なお、各実現方策の令和 2 年度実績評価シートは、7. 参考資料 7.2 実現方策ごとの進捗状況（平成 29 年度～令和 3 年度）に掲載します。

#### [1]安全:安全・安心な水の供給

施策目標	実現方策	R2 実績評価	今後の方針
(1)水源の保全	《1》 地下水保全対策	概ね良好	日常業務対応
	《2》 流域連携	概ね良好	日常業務対応
(2)浄水水質の適正管理	《3》 水質検査計画の策定	極めて良好	《5》に統合
	《4》 水安全計画の策定	概ね良好	《5》に統合
	《5》 各浄水場の水質管理	極めて良好	継続実施

(3) 給水装置等の適正管理	《6》 貯水槽水道設置者への助言	やや遅延	継続実施
	《7》 指定給水装置工事業業者への指導	概ね良好	日常業務対応
	《8》 鉛製給水管の解消	やや遅延	継続実施
	《9》 水道施設管理システムの有効活用	概ね良好	日常業務対応

[2] 強靱: 災害に強い水道の構築

施策目標	実現方策	R2 実績評価	今後の方針
(4) 災害に強い水道システムの構築	《10》 老朽管更新及び耐震管網の整備	概ね良好	継続実施
	《11》 基幹施設の耐震化	概ね良好	《18》に統合
	《12》 バックアップ機能の充実	概ね良好	継続実施
(5) 災害に強い危機管理体制の構築	《13》 災害対応マニュアルの充実	概ね良好	日常業務対応
	《14》 隣接水道事業者との連絡管整備	概ね良好	目標達成

[3] 持続: 事業運営基盤の強化

施策目標	実現方策	R2 実績評価	今後の方針
(6) 広域連携の推進	《15》 新規水源の開拓	やや遅延	継続実施
	《16》 広域的な技術連携体制の推進	概ね良好	日常業務対応
(7) 水道施設の効率的再構築	《17》 水運用体制の整備	概ね良好	《18》に統合
	《18》 施設の更新整備	やや遅延	継続実施
(8) 経営体質の強化	《19》 財政基盤の安定化	概ね良好	《22》に統合
	《20》 技術の継承と人材育成	概ね良好	日常業務対応
	《21》 組織体制の整備	概ね良好	日常業務対応
	《22》 料金水準・料金体系の妥当性の評価	遅延・未実施	継続実施
(9) お客様サービスの向上	《23》 漏水対応業務の効率化	概ね良好	日常業務対応
	《24》 広報・広聴活動の充実	概ね良好	日常業務対応



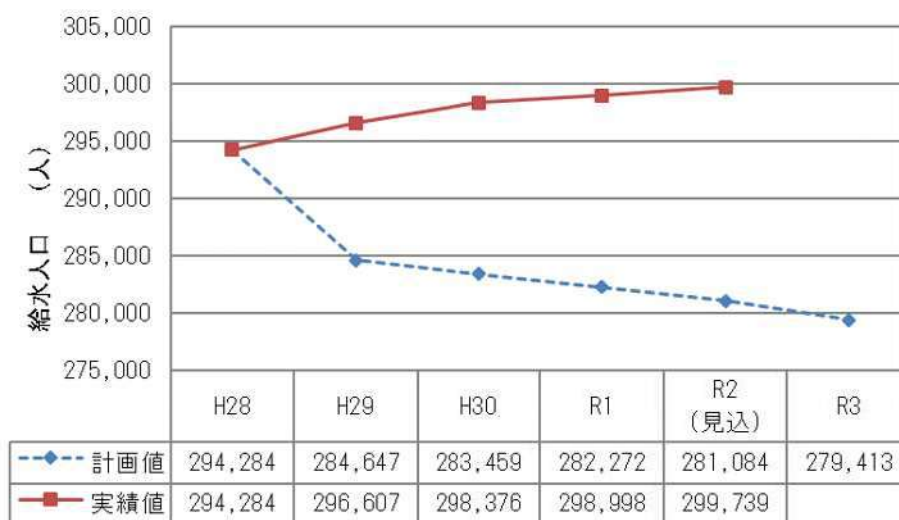
## 2.3 事業状況

### (1) 配水実績

項目 \ 年度		【参考】	中期経営計画期間				
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見込)	
給水人口	(人)	294,284	296,607	298,376	298,998	299,739	
一日平均配水量	(m <sup>3</sup> /日)	90,247	90,213	89,655	88,413	88,685	
年間総配水量	(千 m <sup>3</sup> )	32,940	32,928	32,724	32,359	32,370	
年間有収水量	(千 m <sup>3</sup> )	32,532	32,404	32,208	31,465	31,560	
年間給水収益	(百万円)	5,491	5,437	5,381	5,151	4,336	

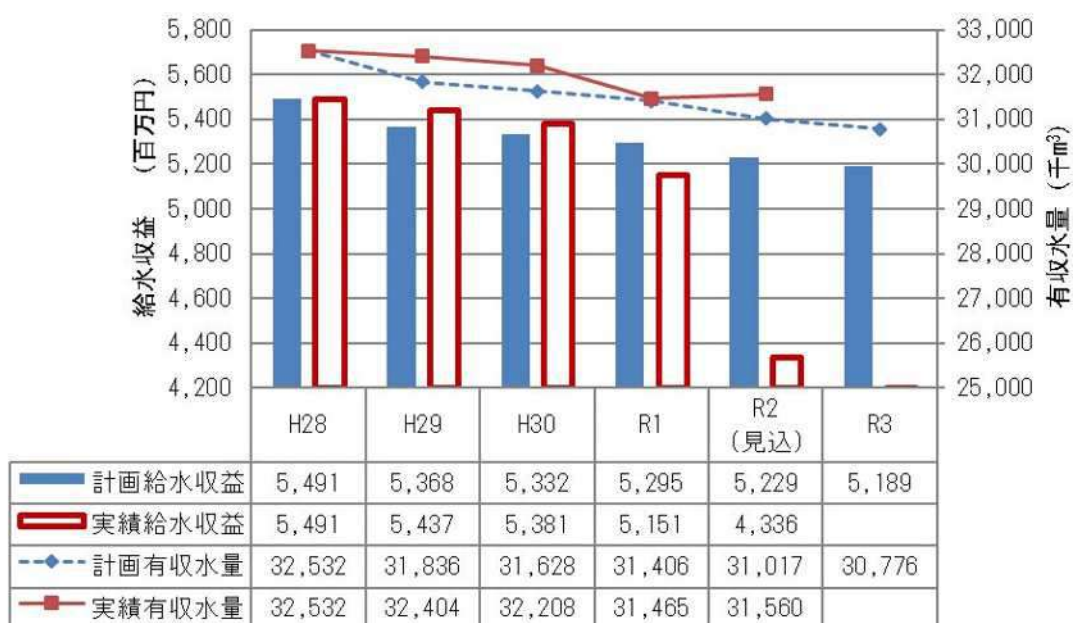
### (2) 計画値と現況の比較

#### ① 給水人口



給水人口は、計画期間中において漸減を想定していましたが、令和2年度においても引き続き微増傾向となっています。次期中期経営計画においては、近年の給水人口の微増傾向を勘案し、今後10年間は給水人口がほぼ横ばいで推移するものと想定します。

## ②給水収益及び年間有収水量



令和2年度の実績有収水量（見込）については、計画値と比べて若干の上振れを見込んでいます。これは、新型コロナウイルス感染拡大に係る生活様式の変化により、一般家庭の水需要が増加したことが原因であると考えられます。

一方で給水収益については、新型コロナウイルス感染拡大に係る経済支援対策の一環で、全水道使用者（約14.3万件）の半年分（3期分）の基本料金を減免（約8億円）したこと、ならびに年初以降、全世界でコロナ禍により経済活動が停止した影響により大口需要者の水需要が激減したことにより、大幅な減収となりました。

令和元年度以降、有収水量は実績が計画を上回っているにもかかわらず、給水収益は実績が計画を下回る状況となっています。これは、前期中期経営計画における給水収益の算出方法が、固定値の供給単価と有収水量の推定値を掛け合わせていたことが原因で、需要者の構成割合の変化に対応できない試算となっていたことによります。

そこで、次期中期経営計画においては、用途別に時系列傾向分析を行い、用途別有収水量と用途別供給単価の実績値を掛け合わせることで給水収益を推計することで、需要者の構成割合の時系列的な変化を一定程度供給単価に反映させられるようにします。

## 2.4 財務状況

### (1) 収益的収支の状況

【計画値】

(税抜・千円)

年度		【参考】	中期経営計画期間					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	
項目		(決算)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	
収益的収支	収入	料金収入	5,491,469	5,367,550	5,332,481	5,295,052	5,229,466	5,188,834
		施設分担金	270,570	181,482	177,852	174,295	170,809	167,393
		他会計補助金	71,171	73,374	73,374	73,374	73,374	73,374
		他会計負担金						
		長期前受金戻入	468,730	429,612	424,708	425,728	422,689	420,816
		その他	174,960	177,977	177,977	177,977	177,977	177,977
		計	6,476,900	6,229,995	6,186,392	6,146,426	6,074,315	6,028,394
	支出	人件費	606,737	598,391	598,391	598,391	571,801	571,801
		維持管理費 <sup>※)</sup>	1,683,961	1,787,609	1,778,114	1,767,989	1,221,448	1,218,296
		受水費	1,073,623	1,073,628	1,073,628	1,074,780	1,653,400	1,645,229
		減価償却費	1,675,274	1,660,968	1,683,469	1,727,048	1,747,881	1,750,447
		支払利息	238,970	215,646	208,564	202,188	200,940	203,235
		その他	259,125	312,938	312,938	312,938	314,658	314,658
計		5,537,690	5,649,180	5,655,104	5,683,334	5,710,128	5,703,666	
経常収支比率		117.0%	110.3%	109.4%	108.2%	106.4%	105.7%	
特別利益		2,095	0	0	0	0	0	
特別損失		62,839	86,136	86,136	86,136	86,136	86,136	
当年度純損益		878,466	494,679	445,152	376,956	278,051	238,592	
繰越利益剰余金		185,451	220,671	220,687	220,507	220,422	220,878	

【実績値】

(税抜・千円)

年度		【参考】	中期経営計画期間					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	
項目		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)		
収益的収支	収入	料金収入	5,491,469	5,437,000	5,380,711	5,151,398	4,336,365	
		施設分担金	270,570	255,475	242,335	200,543	309,091	
		他会計補助金	41,728	42,095	42,707	43,333	45,526	
		他会計負担金	29,443	30,109	31,683	31,000	36,000	
		長期前受金戻入	473,013	468,730	462,416	455,531	461,000	
		その他	170,677	192,339	164,376	237,936	189,906	
		計	6,476,900	6,425,748	6,324,228	6,119,741	5,377,888	
	支出	人件費	606,737	529,276	466,316	440,583	418,058	
		維持管理費 <sup>※)</sup>	1,683,961	1,758,710	1,811,815	1,727,197	1,889,007	
		受水費	1,073,623	1,073,623	1,098,871	1,098,436	830,498	
		減価償却費	1,675,274	1,697,575	1,683,073	1,713,445	1,704,553	
		支払利息	238,970	212,710	191,300	173,303	161,000	
		その他	259,125	274,027	203,260	276,900	354,399	
計		5,537,690	5,545,921	5,454,635	5,429,864	5,357,515		
経常収支比率		117.0%	115.9%	115.9%	112.7%	100.4%		
特別利益		2,095	1,361	392	344	920		
特別損失		62,839	63,540	4,189	2,965	16,935		
当年度純損益		878,466	817,648	865,796	687,256	4,358		
繰越利益剰余金		185,451	103,099	108,895	116,151	118,329		

※) 維持管理費は、動力費、薬品費、修繕費、委託料、路面復旧費の合算値とする。

## (2) 資本的収支の状況

## 【計画値】

(税抜・千円)

項目		年度	【参考】	中期経営計画期間				
			H28 (決算)	H29 (計画)	H30 (計画)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)
資本的 収支	収入	企業債	0	619,091	680,591	979,055	1,238,183	1,031,819
		他会計負担金	30,510	31,516	31,516	31,516	31,516	31,516
		国庫補助金	0	0	0	0	0	0
		その他	15,421	96,746	96,746	96,746	96,746	96,746
		計	45,931	747,353	808,853	1,107,317	1,366,445	1,160,081
	支出	建設改良費	1,538,214	2,095,154	2,300,154	2,479,154	2,095,154	2,095,154
		企業債償還金	1,237,472	651,312	683,501	669,522	685,456	693,305
		その他	0	5,000	1,005,000	1,005,000	1,005,000	5,000
		計	2,775,686	2,751,466	3,988,655	4,153,676	3,785,610	2,793,459
	収支差額		-2,729,755	-2,004,113	-3,179,802	-3,046,359	-2,419,165	-1,633,378
起債残高		9,791,845	10,268,097	10,265,187	10,574,720	11,127,447	11,465,961	
資金残高		5,613,487	4,865,302	3,407,258	2,057,547	1,260,193	1,213,511	

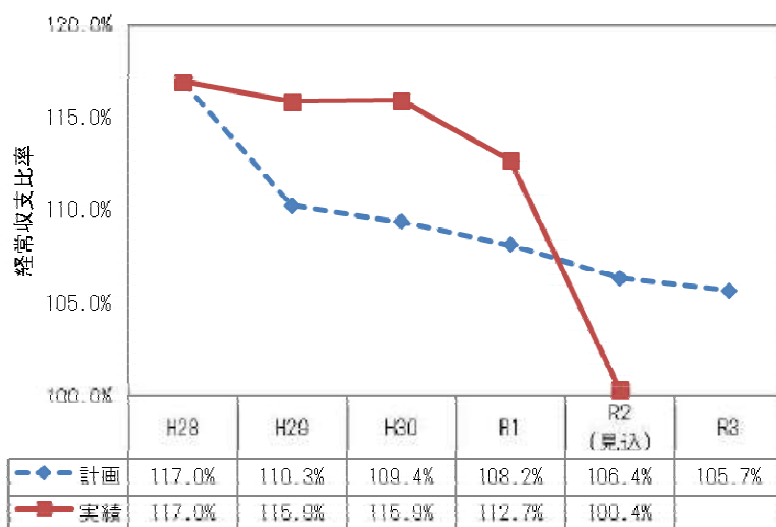
## 【実績値】

(税抜・千円)

項目		年度	【参考】	中期経営計画期間				
			H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算見込)	R3
資本的 収支	収入	企業債	0	0	0	210,000	460,000	
		他会計負担金	30,510	29,216	28,444	45,000	40,000	
		国庫補助金	0	0	0	0	0	
		その他	15,421	46,429	8,963	13,414	331,452	
		計	45,931	75,645	37,407	268,414	831,452	0
	支出	建設改良費	1,538,214	873,534	1,686,314	943,804	1,532,996	
		企業債償還金	1,237,472	1,029,139	691,450	678,884	704,000	
		その他	0	0	0	0	5,000	
		計	2,775,686	1,902,673	2,377,764	1,622,688	2,241,996	0
	収支差額		-2,729,755	-1,827,028	-2,340,357	-1,354,274	-1,410,544	0
起債残高		9,791,845	8,762,707	8,071,256	7,602,373	7,249,061		
資金残高		5,613,487	5,588,742	5,932,421	6,438,945	6,389,744		
(翌年度補填財源繰越額)		4,094,099	4,372,865	4,173,726	4,842,116	4,750,783		

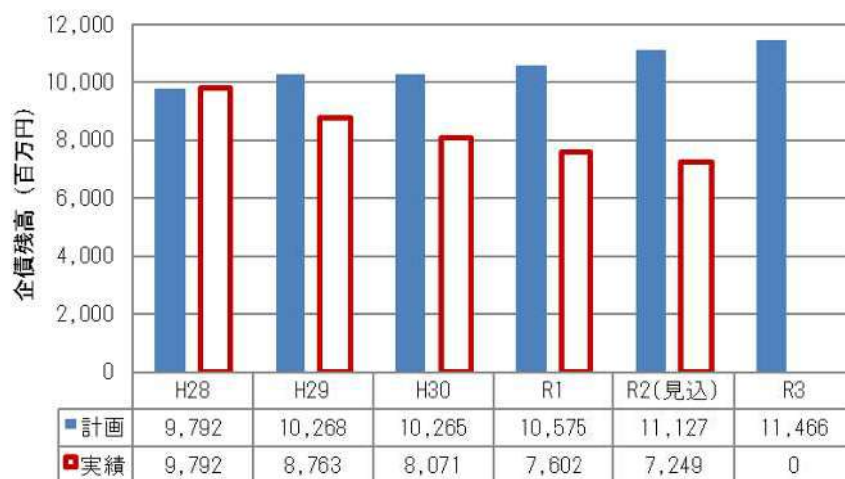
### (3) 計画値と現況の比較

#### ① 経常収支比率



令和2年度決算（見込）においては、県営水道の受水費減免（約3.1億円）により、計画値との乖離は若干緩和されたものの、経常赤字となりました。令和3年度においても、厳しい事業環境であることは変わりませんが、予算編成段階においては、経常黒字を確保できる見通しとなっています。

#### ② 企業債残高



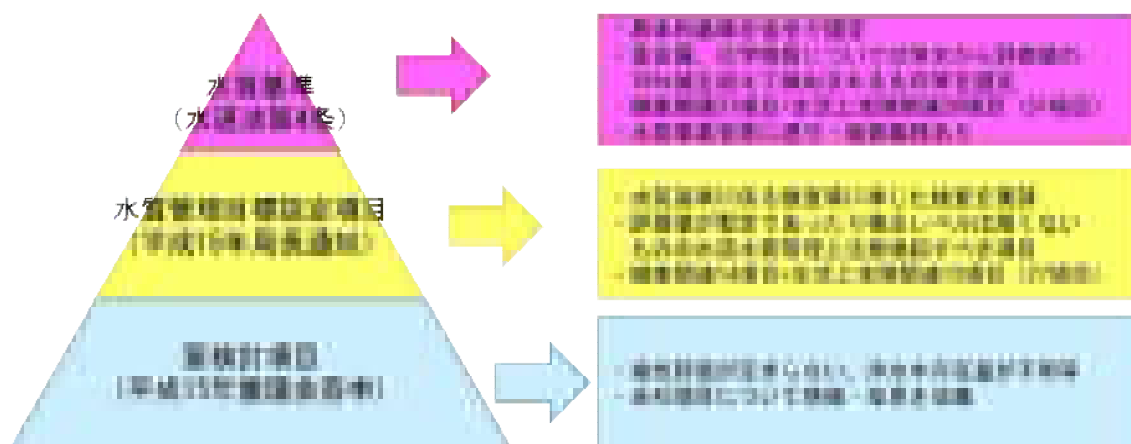
令和元年度に7年ぶりとなる新規企業債（2.1億円）を発行しましたが、企業債残高については、前年度と比べて減少し、計画値に対しても大幅に低い水準となっています。計画値に対して企業債残高が大幅に低い水準となった理由は、建設改良費の執行が計画と比べて大幅に少なかったことによります。次期中期経営計画は、建設改良費について、可能な限り実情に即した計画となるように策定します。

### 3. 中期経営計画期間（令和3年度～令和8年度）の主な取り組み

#### 3.1 明石川河川水水源の廃止と代替水源の開拓

明石川河川水を水道原水に活用するためには、トリハロメタン対策として高度浄水処理施設が必要で、オゾン・活性炭処理を採用している明石川浄水場では、消毒副生成物である臭素酸濃度のコントロールにも苦慮してきました。また、令和2年4月1日からは、厚生労働省が定める水道水の水質基準等の体系において、これまで「要検討項目」（毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目）であった有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）が、「水質管理目標設定項目」（水質管理上留意すべき項目）に変更となりました。明石川河川水に含まれる有機フッ素化合物は高濃度ですが、活性炭の取替頻度を早くするなどの対策を施すことで、浄水後の濃度は、PFOS・PFOAの合計として1リットル当たり50ナノグラムの暫定目標値未満となっています。しかし、その対策には多額の費用が必要なため、現在の対策を長期間続けることは困難です。

そこで、明石川河川水の代替水源として、阪神水道企業団からの新規受水および、兵庫県営水道の増量受水を行うことで、明石川河川水を廃止し、水質問題の抜本解決を行います。



※各項目の内容は最新の知見により毎年見直しを実施される（逐次改正方式）

※厚生労働省ホームページより引用

図 3.1 水道水の水質基準等の体系図

### 3.2 水道施設の再整備

明石川浄水場及び鳥羽浄水場は、明石川河川水と地下水とを水源としていますが、“3.1 明石川河川水水源の廃止と代替水源の開拓”の取り組みにより、明石川浄水場の浄水処理を休止します。明石川浄水場の浄水処理休止後は、明石川浄水場エリアの地下水を鳥羽浄水場に送り、鳥羽浄水場エリアの地下水とともに浄水処理を行います。また、明石川浄水場の浄水処理休止までに中部配水場から東部配水場に送水するための連絡管を新設します。

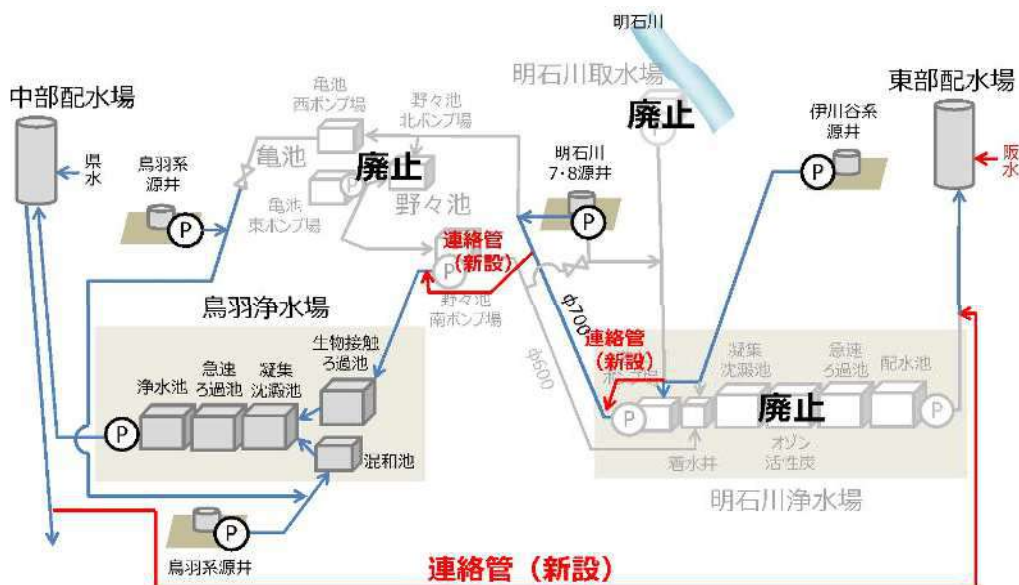


図 3.2 明石川河川水廃止に伴う水道施設再整備概要

魚住浄水場の水源である明石市西部地域の地下水は、水質・水量ともに安定しているため、今後も水源としての活用を続けます。一方で、浄水施設については昭和38年の開設以来、全面更新を行っていません。そこで、令和3年度から令和8年度にかけて機械・電気設備等の更新工事を計画的に実施します。なお、沈殿池、ろ過池等の土木構造物のうち、耐震性能が不足するものについては耐震補強を施し、耐震性能を有するものについては、部分的な修繕を施すことで長寿命化して運用します。

### 3.3 業務効率化に向けた取り組み

水道局では、業務効率化に向けた取り組みの一環として、これまで業務委託を通じて民間活力の活用を進めてきました。業務委託においては、複数年契約や複数業務を包括して発注することで、民間のノウハウをより発揮できると考えます。そこで、本中期経営計画期間において契約更新となる複数年・包括業務委託については、これまでの業務内容及び委託範囲を精査し、職員と委託事業者による業務の二重化（ダブルワーク）を避け、より効率的な体制をとるなど、業務効率化に向けた取り組みを継続します。

表 3.1 複数年・包括業務委託契約の契約期間

所 管	業務委託	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8
経営担当	企業会計システム	2/5 年目	3/5 年目	4/5 年目	5/5 年目		
業務担当	マッピングシステム	5/6 年目	6/6 年目				
	営業関連包括業務	1/5 年目	2/5 年目	3/5 年目	4/5 年目	5/5 年目	
	コンビニ収納代行業務	1/5 年目	2/5 年目	3/5 年目	4/5 年目	5/5 年目	
	クレジット決済処理業務	1/5 年目	2/5 年目	3/5 年目	4/5 年目	5/5 年目	
工務担当	配水管布設工事設計業務	2/3 年目	3/3 年目				
	水道配管漏水等対応業務	1/5 年目	2/5 年目	3/5 年目	4/5 年目	5/5 年目	
浄水担当	浄水場運転管理包括業務	3/3 年目					
	水質検査業務	2/3 年目	3/3 年目				
	配水場・浄水場施設警備業務	2/5 年目	3/5 年目	4/5 年目	5/5 年目		



## 4 投資・財政計画

### 4.1 投資・財政計画モデルの作成

投資・財政計画モデル作成に当たり、図 4.1 に示す検討フローに従い、将来人口及び給水量の予測を行いました。

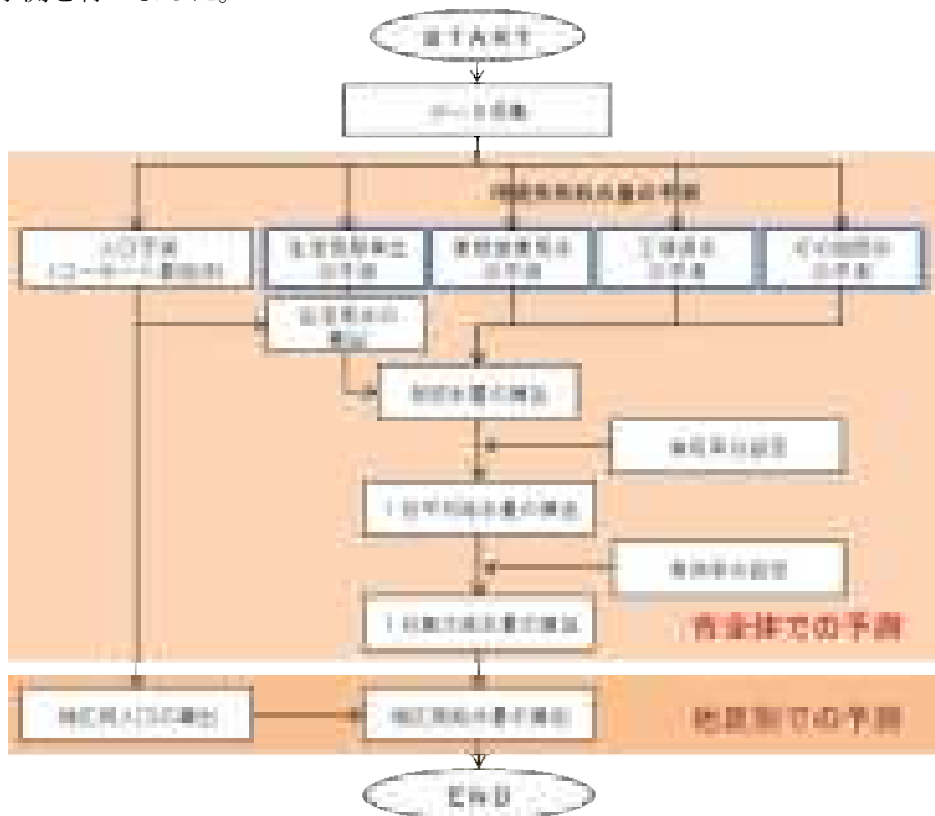


図 4.1 人口・給水量予測の検討フロー

将来人口は、2015（H27）年国勢調査をベースとしてコーホート要因法により推計し、将来給水量は用途別の時系列傾向分析により推計を行いました。コーホート要因法による人口推計におけるパラメータの設定値を表 4.1 に示します。

表 4.1 人口推計パラメータ

	基準人口	生存率	出生率	出生性比	社会移動率	移動数
出典 ・ 設定値	国勢調査 (2015)	社人研 推計値 (2018)	合計特殊出生率として 2018 年度値 (1.7) で 一定	社人研 推計値 (2018)	社人研 推計値 (2018)	SDGs 推計 と同値

令和3年度から令和12年度までの財政計画モデルにおける、設定方法の基本的な考え方は、収益的収支については過去の決算値を節ごとに概観し、各節ごとに表4.2のように設定しました。

表 4.2 財政計画モデル（収益的収支）

項 目		R3～R12 の設定方法			
収益的収支（税抜ベース）	収入	営業収益	給水収益	・用途別の有収水量予測値に用途別供給単価（R2 実績）を乗じて算出	
			受託工事収益	・直近決算値 5年最小値で一定	
			その他	・直近決算値 5年平均値で一定	
		営業外収益	受取利息	・直近決算値 5年最小値より 5%/年ずつ減少	
			他会計補助金	・直近決算値 5年平均値で一定	
			長期前受金戻入	・取得済分は固定資産台帳システムでの見込値 ・新規発生分は、配管類（38年）として償却	
			雑収益	・施設分担金：直近決算値 5年最小値より 1%/年ずつ減少 ・その他：直近決算値 5年平均値で一定	
		特別利益		・見込まない	
		支出	営業費用	原浄水費	・人件費：R1 決算値で固定
					・委託料：～R6 R2 予算+明石川 F 活性炭取替費用加算 R7～ 明石川 F 休止につき R2 予算より 25%削減
	・修繕費：～R6 直近決算値 5年平均値 R7～ 明石川 F 休止につき上記より 25%削減				
	・動力費：～R6 直近決算値 5年平均値 R7～ 明石川 F 休止につき上記より 25%削減				
	・薬品費：～R6 直近決算値 5年平均値 R7～ 明石川 F 休止につき上記より 25%削減				
	・受水費：～R6 県水現状 R7～ 県水増量、阪水新規受水				
・その他：直近決算値 5年平均値で一定					
配給水費	・人件費：R1 決算値で固定 ・手数料：R1 決算値で固定 ・その他：直近決算値 5年平均値で一定				
受託工事費	・人件費：R1 決算値で固定				
	・その他：直近決算値 5年平均値で一定				

			業務費	・ 人件費：R1 決算値で固定 ・ その他：直近決算値 5 年平均値で一定
			総係費	・ 人件費：R1 決算値で固定 ・ その他：直近決算値 5 年平均値で一定
			減価償却費	・ 取得済分：固定資産台帳システムでの見込値 ・ 新規発生分：構造物（58 年）、配管類（38 年）、電気・機械（16 年）、その他（5 年）に区分して償却
			資産減耗費	・ 直近決算値 5 年平均値で一定 ・ 明石川 F は休止扱いとし、計画期間に除却は行わない
	営業外費用		支払利息	・ 既発債：支払予定額 ・ 新発債：R2～R6 0.5%、R7～R12 1.0% (半年賦 元利均等固定)
			雑支出	・ 直近決算値 5 年平均値で一定
	特別損失		過年度損益修正損	・ 直近決算値 5 年平均値で一定
			その他	・ 見込まない
	予備費			・ 見込まない

注) 表中、明石川 F は明石川浄水場を表します。

資本的収支については、計画期間中に整備する予定工事を工事主管課にヒアリングして事業費を設定し、事業費の60%を上限として企業債を充当する計画としました。各節ごとの設定について、表4.3に示します。

表 4.3 財政計画モデル（資本的収支）

		項 目		R3～R12 の設定方法	
資本的収支 (税抜ベース)	収入	企業債		・ R3～R9：第3次整備事業費と老朽管整備事業費との合計に対する企債依存率60%を上限（魚住F改築工事期間） ・ R10～：当該年度企業債償還金を上限	
		工事負担金		・ 直近決算値5年最小値で一定	
		他会計負担金		・ R2 予算値で一定	
		その他		・ 見込まない	
	支出	建設改良費	第3次整備事業費		・ R3～R9 魚住F改築 ・ 2億円/年の管路布設
			老朽管整備事業費		・ 8億円/年の管路更新
			建設改良事業		・ 原浄水費：計画工事 ・ 配給水費：0.5億円/年の管路布設
			固定資産購入費		・ 工具器具備品：直近決算値5年平均値で一定
			量水器購入費		・ 直近決算値7年平均値で一定 (量水器交換サイクル：7年)
		事務費		・ R1 決算値で一定	
	企業債償還金			・ 既発債：償還見込額 ・ 新発債：償還期間30年（据置5年） ・ 利率：R2～R6 0.5%、R7～R12 1.0% (半年賦 元利均等固定)	
	予備費・その他			・ その他資本的支出として、阪神水道企業団の加入金としてR4～R6に6億円ずつ、計18億円計上	

注) 表中、魚住Fは魚住浄水場を表します。

## 4.2 投資・財政計画

### 投資・財政計画（収益の収支）

（税抜 千円）

区 分		年 度	R3	R4	R5	R6	R7
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		5,255,715	5,213,233	5,184,785	5,132,059	5,094,644
	(1) 料 金 収 入		5,068,375	5,025,893	4,997,445	4,944,719	4,907,304
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		11,434	11,434	11,434	11,434	11,434
	(3) そ の 他		175,906	175,906	175,906	175,906	175,906
	2. 営 業 外 収 益		684,043	665,925	659,810	658,297	622,197
	(1) 補 助 金		42,205	42,205	42,205	42,205	42,205
	他 会 計 補 助 金		42,205	42,205	42,205	42,205	42,205
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		433,496	417,487	413,456	414,001	379,933
	(3) そ の 他		208,342	206,233	204,149	202,091	200,059
収 入 の 計 (C)		5,939,758	5,879,158	5,844,595	5,790,356	5,716,841	
支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用		5,350,696	5,316,568	5,317,216	5,327,578	5,793,325
	(1) 職 員 給 与 費		469,767	469,767	469,767	469,767	469,767
	基 本 給 与 費		226,088	226,088	226,088	226,088	226,088
	退 職 給 付 費		29,184	29,184	29,184	29,184	29,184
	そ の 他		214,495	214,495	214,495	214,495	214,495
	(2) 経 費		3,240,005	3,240,005	3,240,005	3,240,005	3,635,102
	動 力 費		362,709	362,709	362,709	362,709	272,032
	修 繕 費		380,571	380,571	380,571	380,571	324,002
	材 料 費		2,639	2,639	2,639	2,639	2,639
	そ の 他		2,494,086	2,494,086	2,494,086	2,494,086	3,036,430
(3) 減 価 償 却 費		1,640,924	1,606,796	1,607,444	1,617,806	1,688,456	
2. 営 業 外 費 用		140,288	126,335	113,186	103,003	96,989	
(1) 支 払 利 息		140,170	126,217	113,068	102,885	96,871	
(2) そ の 他		118	118	118	118	118	
支 出 の 計 (D)		5,490,984	5,442,903	5,430,402	5,430,581	5,890,314	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		448,774	436,255	414,193	359,775	△ 173,473	
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)		2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 2,700	△ 2,700	△ 2,700	△ 2,700	△ 2,700	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		446,074	433,555	411,493	357,075	△ 176,173	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		229,847	229,955	230,056	230,144	53,971	
流 動 資 産 (J)							
うち 未 収 金							
流 動 負 債 (K)							
うち 建 設 改 良 費 分							
うち 一 時 借 入 金							
うち 未 払 金							
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		5,244,281	5,201,799	5,173,351	5,120,625	5,083,210	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 業 の 模 (P)		5,244,281	5,201,799	5,173,351	5,120,625	5,083,210	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )							

投資・財政計画（収益的収支）

（税抜 千円）

区 分		年 度	R8	R9	R10	R11	R12
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		5,059,087	5,038,246	4,992,262	4,962,413	4,932,410
	(1) 料 金 収 入		4,871,747	4,850,906	4,804,922	4,775,073	4,745,070
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		11,434	11,434	11,434	11,434	11,434
	(3) そ の 他		175,906	175,906	175,906	175,906	175,906
	2. 営 業 外 収 益		617,095	616,008	615,420	584,542	518,049
	(1) 補 助 金		42,205	42,205	42,205	42,205	42,205
	他 会 計 補 助 金		42,205	42,205	42,205	42,205	42,205
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		376,839	377,736	379,108	350,168	285,589
	(3) そ の 他		198,051	196,067	194,107	192,169	190,255
	収 入 計 (C)		5,676,182	5,654,254	5,607,682	5,546,955	5,450,459
	1. 営 業 費 用		5,851,297	5,900,590	5,996,580	5,964,911	5,835,427
	(1) 職 員 給 与 費		469,767	469,767	469,767	469,767	469,767
基 本 給		226,088	226,088	226,088	226,088	226,088	
退 職 給 付 費		29,184	29,184	29,184	29,184	29,184	
そ の 他		214,495	214,495	214,495	214,495	214,495	
(2) 経 費		3,635,102	3,635,102	3,635,102	3,635,102	3,635,102	
動 力 費		272,032	272,032	272,032	272,032	272,032	
修 繕 費		324,002	324,002	324,002	324,002	324,002	
材 料 費		2,639	2,639	2,639	2,639	2,639	
そ の 他		3,036,430	3,036,430	3,036,430	3,036,430	3,036,430	
(3) 減 価 償 却 費		1,746,428	1,795,721	1,891,711	1,860,042	1,730,558	
2. 営 業 外 費 用		100,932	105,596	111,025	107,135	103,668	
(1) 支 払 利 息		100,814	105,478	110,907	107,017	103,550	
(2) そ の 他		118	118	118	118	118	
支 出 計 (D)		5,952,229	6,006,186	6,107,605	6,072,046	5,939,095	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 276,046	△ 351,931	△ 499,923	△ 525,091	△ 488,636	
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)		2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 2,700	△ 2,700	△ 2,700	△ 2,700	△ 2,700	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		△ 278,746	△ 354,631	△ 502,623	△ 527,791	△ 491,336	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 224,775	△ 579,406	△ 1,082,030	△ 1,609,821	△ 2,101,156	
流 動 資 産 (J)							
うち 未 収 金							
流 動 負 債 (K)							
うち 建 設 改 良 費 分							
うち 一 時 借 入 金							
うち 未 払 金							
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		4.5	11.5	21.7	32.5	42.7	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		5,047,653	5,026,812	4,980,828	4,950,979	4,920,976	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)		5,047,653	5,026,812	4,980,828	4,950,979	4,920,976	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )							

投資・財政計画（資本的収支）

（税抜 千円）

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
区 分						
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	800,000	800,000	900,000	1,400,000	1,500,000
	うち 資本費平準化債					
	2. 他 会 計 出 資 金					
	3. 他 会 計 補 助 金					
	4. 他 会 計 負 担 金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	5. 他 会 計 借 入 金					
	6. 国（都道府県）補助金					
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工 事 負 担 金	7,086	7,086	7,086	7,086	7,086
	9. そ の 他					
	計 (A)	847,086	847,086	947,086	1,447,086	1,547,086
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純 計 (A)-(B) (C)	847,086	847,086	947,086	1,447,086	1,547,086
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,538,319	1,725,319	1,695,319	2,695,319
うち 職員給与費		60,988	60,988	60,988	60,988	60,988
2. 企 業 債 償 還 金		712,742	712,469	658,873	622,411	570,401
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他		0	600,000	600,000	600,000	0
計 (D)	2,251,061	3,037,788	2,954,192	3,917,730	3,265,720	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,403,975	2,190,702	2,007,106	2,470,644	1,718,634
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,402,885	2,079,183	1,898,717	2,367,770	1,629,365
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,090	111,519	108,389	102,874	89,269
	3. 繰 越 工 事 資 金					
	4. そ の 他					
計 (F)	1,403,975	2,190,702	2,007,106	2,470,644	1,718,634	
補填財源不足額 (E)-(F)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)		7,336,319	7,423,850	7,664,977	8,442,566	9,372,165

○他会計繰入金

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
区 分						
収 益 的 収 支 分		72,746	72,746	72,746	72,746	72,746
	うち 基準内繰入金	33,541	33,541	33,541	33,541	33,541
	うち 基準外繰入金	39,205	39,205	39,205	39,205	39,205
資 本 的 収 支 分		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	うち 基準内繰入金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	うち 基準外繰入金					
合 計		112,746	112,746	112,746	112,746	112,746

投資・財政計画（資本的収支）

（税抜 千円）

区 分		年 度		R8	R9	R10	R11	R12
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		1,500,000	1,500,000	500,000	500,000	500,000
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金						
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金						
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金		7,086	7,086	7,086	7,086	7,086
	9. そ の 他							
	計 (A)		1,547,086	1,547,086	547,086	547,086	547,086	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)		1,547,086	1,547,086	547,086	547,086	547,086	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		2,695,319	2,760,319	1,485,319	1,415,319
うち 職員給与費				60,988	60,988	60,988	60,988	60,988
2. 企 業 債 償 還 金				556,086	552,163	537,360	544,651	538,125
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他				0	0	0	0	0
計 (D)		3,251,405	3,312,482	2,022,679	1,959,970	1,953,444		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				1,704,319	1,765,396	1,475,593	1,412,884	1,406,358
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		1,704,319	1,765,396	1,475,593	1,412,884	1,406,358
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他						
計 (F)		1,704,319	1,765,396	1,475,593	1,412,884	1,406,358		
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)				10,316,079	11,263,916	11,226,556	11,181,905	11,143,780

○他会計繰入金

区 分		年 度		R8	R9	R10	R11	R12
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	収益的収支分		72,746	72,746	72,746	72,746	72,746
		うち 基準内繰入金		33,541	33,541	33,541	33,541	33,541
		うち 基準外繰入金		39,205	39,205	39,205	39,205	39,205
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	資本的収支分		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
		うち 基準内繰入金		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
		うち 基準外繰入金						
合 計				112,746	112,746	112,746	112,746	112,746



### 4.3 収支均衡に向けた取り組み

本中期経営計画期間においては、水源対策、浄水場の統廃合及び中部配水場と東部配水場の連絡管整備といった多額で集中的な個別投資に加え、これまで継続的に実施してきた老朽管更新などに係る投資も進めていく必要があります。これら設備投資に対しては、企業債の発行により財源を確保することで、資金残高の急激な減少を避けることを計画しています。

一方で、給水収益は今後も大幅に増加することは見込めないため、計画の全期間において日々の水道サービスに係る営業費用が給水収益をはじめとする営業収益で賄うことが出来ない、営業損失が発生している状態が継続することとなり、更新投資に必要な資金を十分に確保できない状態が続きます。また、計画通りに収益の減少が進んだ場合、計画期間の中盤以降では、営業損益に施設分担金、長期前受金戻入等の営業外収益と支払利息等の営業外費用を含めた経常損益においても収支の均衡が崩れ、経常損失が発生し、翌年度以降に欠損金が累積していく状態となります。

このように、収支の均衡が崩れた状態が続くことは、水道事業経営が危険水域にあると言えることから、さらなる経費の削減に引き続き取り組むほか、水道料金の改定により水道事業運営のための財源を確保することを検討する必要があります。



図 4.1 営業損益・経常損益・繰越利益剰余金の推移（百万円）

## 5. 中期経営計画の施策目標と実現方策

### 5.1 施策目標と実現方策

中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）で設定した施策目標及び実現方策の中には、定性的で客観的な進捗管理が困難なものがありました。そのような定性的で数値目標を設定しづらいものについては、日々の業務の中で適切に対処することとし、今回改定する中期経営計画（令和 3 年度～令和 8 年度）においては、客観的な進捗管理が可能となるように、定量的な数値目標や達成段階を明確に示すことに留意して設定しました。

表 5.1 中期経営計画（R3～R8）の施策体系

基本方針 [3]		施策目標 (6)	実現方策 《10》
安全	[1] 安全・安心な水の供給	(1) 浄水水質の適正管理	《1》各浄水場の水質管理
		(2) 給水装置等の適正管理	《2》貯水槽水道設置者への助言
強靱	[2] 災害に強い水道の構築		(3) 災害に強い水道システムの構築
		《5》バックアップ機能の強化	
持続	[3] 事業運営基盤の強化	(4) 広域連携の推進	《6》新規水源の開拓
		(5) 水道施設の効率的再構築	《7》魚住浄水場の再整備
		(6) 経営基盤の強化	《8》料金水準・料金体系の妥当性の確認
			《9》水道料金収納率の維持
《10》民間活力の活用			

## 5.2 年次計画

基本方針	[1]【安全】安全・安心な水の供給					
施策目標	(1) 浄水水質の適正管理					
実現方策	《1》各浄水場の水質管理					
目的	<p>本市の自己水源である明石川河川水は浄水過程で消毒副生成物であるトリハロメタン、臭素酸が生成され、地下水は蒸発残留物や硬度が高いといった特徴を有します。</p> <p>各浄水場においては、これらの特徴に対応した浄水処理により、水質基準に適合した水道水を安定供給します。</p>					
取組内容	<p>適正な水質管理に努め、水質基準に適合した安全・安心でおいしい水を供給するため、下記の取り組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期水質検査</li> <li>・ 毎日水質検査</li> <li>・ 水質監視機器による水質監視</li> <li>・ お客様からの要請に基づく水質検査</li> <li>・ 水質検査計画の年度更新</li> <li>・ 水安全計画の継続的な評価と見直し</li> </ul>					
成果目標	<p>水質基準に適合したうえで、基準値の50%を超過する回数が過去3年間の最大値11回（末端給水栓検査回数：全404回のうち）を上回らないこと。 （H29年：9回、H30年：8回、R1年11回）</p>					
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
水質基準値 50%超過回数						




基本方針	[1]【安全】安全・安心な水の供給					
施策目標	(2) 給水装置等の適正管理					
実現方策	《2》貯水槽水道設置者への情報提供					
目的	<p>マンション等の高い建物や一時に大量の水を使用する施設等では、水道水をタンクに一旦溜めて、そこからポンプ等により各戸に給水しており、このタンクから蛇口までの給水設備を「貯水槽水道」と言います。</p> <p>「貯水槽水道」は施設の設置者が責任をもって維持管理を行う必要があるため、施設の適正な維持管理についての情報提供を設置者に行うことで安全・安心な水の供給に努めます。</p>					
取組内容	<p>貯水槽水道設置者に対し、毎年、貯水槽の清掃・点検等を実施し、貯水槽の適正な管理に努めるようダイレクトメール等による啓発、情報提供を継続実施します。</p> <p>市内の貯水槽水道を厚生労働大臣の登録検査機関が検査を実施した際は、検査機関より検査結果の報告を受けます。報告により検査の実施状況を把握し、さらに多くの貯水槽水道設置者が点検等の適正管理を励行するように促します。</p>					
成果目標	<p>登録検査機関からの検査結果報告件数、過去 3 年の最低値を下回らないこと。</p> <p>(H29 : 569 件、H30 : 556 件、R1 : 559 件)</p>					
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
検査結果報告件数						

基本方針	[1]【安全】安全・安心な水の供給						
施策目標	(2) 給水装置等の適正管理						
実現方策	《3》鉛製給水管の解消						
目的	<p>鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、可とう性、柔軟性に富み、加工・修繕が容易であるという特性のため、本市はじめ、全国的に給水管として1980年代頃まで使用されてきましたが、鉛溶出による健康被害の懸念、漏水事故の多発、耐震性が弱い等の課題があり、近年は使用されていません。</p> <p>そのため、残存する鉛製給水管を解消することで、上記の課題解決を目指します。</p>						
取組内容	<p>配水管から分岐して公道部分及び私道部分に埋設されている鉛製給水管の取替を順次実施します。</p> <p>(R1末 残存件数 公道部分：438件、私道部分：919件)</p> <p>道路と宅地の境界から水道メーターまでの宅地部分に埋設されている鉛製給水管の残存件数については、H30より、メーター取替に合わせて確認を実施しています。確認時に同意が得られた場合は、取替を順次実施します。</p> <p>(R1末 残存件数(把握分) 宅地部分：152件)</p>						
成果目標	<p>公道部分 鉛製給水管解消 (R3)</p> <p>私道部分 鉛製給水管解消 (R8)</p> <p>宅地部分 鉛製給水管残存件数把握完了 (R6)</p>						
	年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公道部分	切替件数	200					
	残存件数	0					
	解消率	100%					
私道部分	切替件数	40	200	200	200	200	59
	残存件数	859	659	459	259	59	0
	解消率	34.6%	49.8%	65.0%	80.3%	95.5%	100%
宅地部分	確認件数						
	取替件数						
	残存件数						

基本方針	[2]【強靱】災害に強い水道の構築					
施策目標	(3) 災害に強い水道システムの構築					
実現方策	《4》老朽管更新及び耐震管路網の整備					
目的	大規模な地震などの災害が発生した場合においても、安全で安定的な給水を確保するため、経年劣化した配水管の更新に合わせた耐震化を計画的に進め、強靱な水道を目指します。					
取組内容	<p>災害時に重要拠点となる、避難所、病院等（以下「重要給水施設」という。）までの配水管（以下「重要管路」という。）で、老朽化して耐震化されていない管路を優先的に管路更新します。</p> <p>また、重要管路以外の管路については、古い鑄鉄管及び強度の弱い塩化ビニル管が多く布設されている地区において、設計施工一括発注方式<sup>※</sup>の採用を含め、年次的に更新延長を延ばし、面的に R6 年度以降は毎年 8km 程度、耐震管に更新します。</p>					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要管路の更新箇所数：30 箇所（R3～R8）</li> <li>・水道管更新延長：42km（R3～R8）</li> <li>・水道管耐震適合率：47.2%（R8 末）</li> </ul>					
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
重要管路更新	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
管路更新延長	5km	6km	7km	8km	8km	8km
耐震適合率	42.5%	43.7%	44.5%	45.4%	46.3%	47.2%



※) 設計施工一括発注方式

水道局が詳細設計を行って設計図面、数量計算書を作成し、工事発注していた従来型発注方式ではなく、水道局は概略設計により工事発注し、施工業者が詳細設計、工事を行う発注方式です。この発注方式を導入することで、限られた職員数で管路更新延長が伸びることを期待しています。

基本方針	[2]【強靱】災害に強い水道の構築					
施策目標	(3) 災害に強い水道システムの構築					
実現方策	《5》バックアップ機能の強化					
目的	東部配水場における受水ルートは、明石川浄水場から東部配水場への 1 系統となっています。災害時等の安定給水のために、東部配水場における 2 系統受水を確立し、バックアップ機能を強化します。					
取組内容	東部配水場において、阪神水道企業団から新規受水することで、受水ルートを新たに 1 系統確保します。(実現方策《6》新規水源の開拓参照) 新規受水後は、明石川浄水場と鳥羽浄水場を統合する予定です。存続予定の鳥羽浄水場からは、中部配水場を經由して東部配水場へ送水するルート(連絡管)を整備することで、東部配水場における 2 系統受水を確立します。					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計：(R3)</li> <li>・実施設計：(R4)</li> <li>・連絡管布設工事：(R4~R6)</li> </ul>					
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基本設計						
実施設計						
連絡管布設工事						

基本方針	[3]【持続】事業運営基盤の強化						
施策目標	(4) 広域連携の推進						
実現方策	《6》新規水源の開拓						
目的	安全・安心な水道水を安定して市民に供給するため、水量・水質ともに不安定な明石川水源を廃止し、その代替水源として、阪神水道企業団からの新規受水及び県営水道からの増量受水を開始します。						
取組内容	<p>令和3年度：阪神水道企業団、神戸市と送水の受委託費用、責任分界点等のスキームを確定</p> <p>令和4年度：阪神水道企業団への加入に係る費用負担内容を確定し、加入金の分割支払いを開始（～R6:3回払い）</p> <p>令和4～5年度：変更認可申請に係る事務</p> <p>令和5～6年度：阪神水道企業団への加入に係る事務手続き</p> <p>県営水道とは、増量受水に向けた協議を継続</p>						
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度より阪神水道企業団からの新規受水開始</li> <li>令和7年度より県営水道からの増量受水開始</li> </ul>						
	年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
阪神水道企業団からの新規受水関連	スキーム確定	→					
	費用負担内容確定		→				
	変更認可申請事務		→				
	加入事務手続き			→			
	新規受水開始					→	
県営水道増量受水関連	増量受水協議	→					
	R6～R9 協定水量確定		→				
	増量受水開始					→	



基本方針	[3]【持続】事業運営基盤の強化					
施策目標	(5) 水道施設の効率的再構築					
実現方策	《7》 魚住浄水場の再整備					
目的	水量・水質ともに安定している市西部の地下水を水源とする魚住浄水場は、昭和 38 年の開設以降、浄水設備の改築更新を行っていません。今後も安定した浄水処理を行うため、浄水設備の全面的な改築更新を行います。					
取組内容	令和 3 年度から、魚住浄水場の新管理棟の建設に続いて、浄水施設の改築更新を行います。					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新管理棟の建築：(R3～R4)</li> <li>・ 浄水設備の改築更新：(R4～R8)</li> </ul> (浄水設備改築更新の年次目標については R3 に確定させ、その年次目標を各年次の成果目標として設定します。)					
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
管理棟建築						
浄水設備更新						

基本方針	[3]【持続】事業運営基盤の強化					
施策目標	(6) 経営基盤の強化					
実現方策	《8》料金水準・料金体系の妥当性の評価					
目的	<p>水道料金は水道法において、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」とされています。このため、水道料金の設定にあたっては、事業運営に必要な経費に見合った料金水準を定める総括原価主義による方法が採用され、「独立採算」で経営することが求められています。</p> <p>料金水準・料金体系については、今後、水需要が変化することや、水道施設の整備・耐震化及び老朽管の耐震管への更新に多額の経費が見込まれることを踏まえたうえで、公正妥当なものとなるように努めます。</p>					
取組内容	<p>使用者の世代間の負担の公平性に配慮し、3年に一度<sup>※)</sup>、料金水準及び料金体系の妥当性を評価します。</p> <p>妥当性の評価結果については、ホームページ等によりにてその内容を公表します。</p>					
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金体系、料金水準の妥当性の評価（R3、R6 実施）</li> <li>・ホームページ等による評価結果公表（R3、R6 実施）</li> </ul>					
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
妥当性評価	実施			実施		
常任委員会報告	実施			実施		

※) 水道法施行規則第十二条において、水道料金は、おおむね三年後から五年後までの期間ごとの適切な時期に検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと、とされています。

基本方針	[3]【持続】事業運営基盤の強化																				
施策目標	(6) 経営基盤の強化																				
実現方策	《9》水道料金収納率の維持																				
目的	水道事業経営の根幹である料金収入確保と、料金負担の公平性確保の観点から、確実な料金の収納に取り組み、健全な事業経営を継続します。																				
取組内容	<p>毎年度、明石市債権管理に関する条例に基づき、水道料金の滞納に関する債権徴収計画を策定し徴収率の目標を設定し収納に努めています。</p> <p>主な取り組みとして、委託業者と定期的に定例会議を開催し、滞納者に関する情報を共有して個々の対策を講じるとともに、インセンティブ方式により徴収業務の強化を図ります。</p>																				
成果目標	<p>過去3年の収納率の最低値を下回らないこと。(毎年4月に前年度分を算定し、前年度の評価を実施後、当該年度の目標値を設定)</p> <p style="text-align: center;"><b>【過去の収納率実績の推移(参考)】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年度</td> <td>91.0%</td> <td>91.2%</td> <td>90.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>97.1%</td> <td>97.7%</td> <td>97.8%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	R1	R2	現年度	91.0%	91.2%	90.6%		過年度	97.1%	97.7%	97.8%	
	H29	H30	R1	R2																	
現年度	91.0%	91.2%	90.6%																		
過年度	97.1%	97.7%	97.8%																		
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8															
現年度収納率																					
過年度収納率																					

基本方針	[3]【持続】事業運営基盤の強化						
施策目標	(6) 経営基盤の強化						
実現方策	《10》民間活力の活用						
目的	水道局では、業務効率化に向けた取り組みの一環として、これまで業務委託を通じて民間活力の活用を進めてきました。業務委託においては、複数年契約や複数業務を包括して発注すること等、発注手法の工夫により民間のノウハウをより発揮できるような業務委託を目指します。						
取組内容	本中期経営計画期間において契約更新となる複数年・包括業務委託については、これまでの業務内容・範囲を精査し、職員と委託事業者による業務の二重化（ダブルワーク）を避け、より効率的な体制をとるなど、業務効率化に向けた取り組みを継続します。						
成果目標	年次計画に掲げた各委託契約更新において、従前の契約と比較して効率性や費用の改善を図ります。また、契約更新にあたり、「水道標準プラットフォーム」※)の導入についても検討します。						
	年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8
経営担当	企業会計システム				更新		
業務担当	マッピングシステム		更新				
	営業関連包括業務					更新	
	コンビニ収納業務					更新	
	クレジット決済処理業務					更新	
工務担当	配水管布設工事設計業務		更新				
	水道配管漏水等対応業務					更新	
浄水担当	浄水場運転管理包括業務	更新					
	水質検査業務		更新				
	配水場・浄水場施設警備業務				更新		

※) 経済産業省及び厚生労働省が連携して普及を目指している、水道事業者等が有する水道に関する設備・機器に係る情報や、事務系システムが取り扱うデータを横断的かつ柔軟に活用できるようにする仕組みです。

## 6. フォローアップ

中期経営計画の進捗管理については、毎年度実施するとともに、3～5年後には学識経験者等を交えた審議会等を設置し、超長期を見据えた本市水道局の最上位計画である「明石市水道事業経営戦略」の見直しを行う予定です。

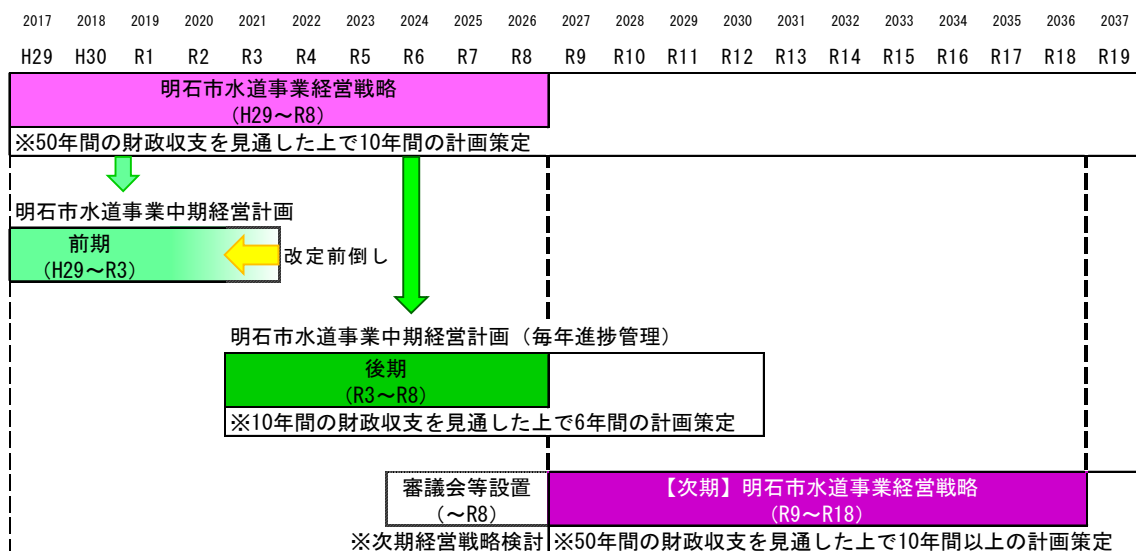


図 6.1 次期経営戦略に向けた取り組み

## 7. 参考資料

### 7.1 投資財政計画（詳細版）

次頁より、投資財政計画の詳細版を示します。



投資・財政計画 収益の収支

(税抜・円)

款項目節	R1決算	R2決算見込	R3決算見込	R4決算見込	R5決算見込	R6決算見込	R7決算見込	R8決算見込	R9決算見込	R10決算見込	R11決算見込	R12決算見込
<b>業務費</b>	296,353,439	296,116,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000	298,718,000
人件費	39,960,989	33,059,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000	39,961,000
旅費	0	45,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
被服費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備用品費	386,643	961,000	398,000	398,000	398,000	398,000	398,000	398,000	398,000	398,000	398,000	398,000
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	650,100	727,000	522,000	522,000	522,000	522,000	522,000	522,000	522,000	522,000	522,000	522,000
通信運搬費	60,759	91,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000
委託料	244,430,485	249,683,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000	246,572,000
手数料	5,744,299	5,894,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000	5,744,000
賃借料	165,623	238,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
修繕費	591,600	0	307,000	307,000	307,000	307,000	307,000	307,000	307,000	307,000	307,000	307,000
会費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金	1,323,546	1,818,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000	1,324,000
貸倒引当金繰入額	3,039,395	3,600,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000	3,611,000
<b>総係費</b>	169,729,091	187,504,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000	173,616,000
人件費	94,543,190	89,706,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000	94,543,000
旅費	523,442	1,090,000	566,000	566,000	566,000	566,000	566,000	566,000	566,000	566,000	566,000	566,000
退職給付引当金繰入額	25,851,556	40,000,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000	29,184,000
被服費	597,140	1,004,000	892,000	892,000	892,000	892,000	892,000	892,000	892,000	892,000	892,000	892,000
備用品費	1,961,226	2,646,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000	1,472,000
燃料費	12,046	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
光熱水費	149,034	163,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
印刷製本費	47,160	163,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000
通信運搬費	475,382	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
委託料	10,383,760	5,487,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000	6,760,000
手数料	37,091	639,000	585,000	585,000	585,000	585,000	585,000	585,000	585,000	585,000	585,000	585,000
賃借料	558,644	2,735,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000	2,542,000
修繕費	24,800	636,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000	1,194,000
補償費	0	5,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負担金	29,916,477	31,590,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000	30,052,000
研修費	779,425	1,240,000	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000
報償費	0	27,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	0	45,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生費	1,267,769	1,765,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000	1,431,000
交際費	0	95,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会費負担金	743,490	785,000	754,000	754,000	754,000	754,000	754,000	754,000	754,000	754,000	754,000	754,000
保険料	1,828,759	1,862,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000	2,078,000
自動車重量税	28,700	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000
雑費	0	190,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>減価償却費</b>	1,713,444,914	1,704,553,000	1,640,924,000	1,606,796,000	1,607,444,000	1,617,806,000	1,688,456,000	1,746,428,000	1,795,721,000	1,891,711,000	1,860,042,000	1,730,558,000
有形(既存施設)	1,704,844,277	1,696,000,000	1,591,587,000	1,511,955,000	1,448,273,000	1,395,649,000	1,314,770,000	1,259,745,000	1,196,025,000	1,175,360,000	1,098,165,000	927,044,000
有形(新設・更新)			40,794,000	89,903,000	154,233,000	217,219,000	336,020,000	449,017,000	562,030,000	678,685,000	724,211,000	765,848,000
無形(施設利用料)	8,600,637	8,553,000	8,543,000	4,938,000	4,938,000	4,938,000	4,938,000	4,938,000	4,938,000	4,938,000	4,938,000	4,938,000
無形(版水加入金)							32,728,000	32,728,000	32,728,000	32,728,000	32,728,000	32,728,000
<b>資産減耗費</b>	77,508,977	71,300,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000	62,464,000
固定資産除却費	77,493,605	71,100,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000	62,362,000
たな卸資産減耗費	15,372	200,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000
<b>その他営業費用</b>	0	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
材料売却原価	0	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>営業外費用</b>	173,400,862	161,000,000	140,288,000	126,335,000	113,186,000	103,003,000	96,989,000	100,932,000	105,596,000	111,025,000	107,135,000	103,668,000
支払利息及び企業債取扱諸費	173,303,086	161,000,000	140,170,000	126,217,000	113,068,000	102,885,000	96,871,000	100,814,000	105,478,000	110,907,000	107,017,000	103,550,000
企業債利息(既発債)	173,303,086	161,000,000	138,420,000	120,467,000	103,318,000	88,635,000	75,621,000	64,580,000	54,348,000	45,031,000	36,552,000	28,692,000
企業債利息(新発債)	0	0	1,750,000	5,750,000	9,750,000	14,250,000	21,250,000	36,234,000	51,130,000	65,876,000	70,465,000	74,858,000
雑支出	97,776	0	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000
その他雑支出	97,776	0	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000
<b>特別損失</b>	2,964,725	6,935,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
固定資産売却損	0	2,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	2,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	2,964,725	4,835,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
過年度損益修正損	2,964,725	4,835,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>予備費</b>	0	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>水道事業費用合計</b>	5,432,829,288	5,374,450,000	5,493,684,000	5,445,603,000	5,433,102,000	5,433,281,000	5,893,013,750	5,954,928,750	6,008,885,750	6,110,304,750	6,074,745,750	5,941,794,750
<b>営業損益</b>	153,837,430	△ 649,058,000	△ 94,981,349	△ 103,334,983	△ 132,430,833	△ 195,518,786	△ 698,681,029	△ 792,209,314	△ 862,343,370	△ 1,004,318,149	△ 1,002,497,915	△ 903,016,930
<b>経常損益</b>	689,876,578	20,373,000	448,773,651	436,255,017	414,193,167	359,775,214	△ 173,473,029	△ 276,046,314	△ 351,931,370	△ 499,923,149	△ 525,090,915	△ 488,635,930
<b>純損益</b>	687,256,189	4,358,000	446,073,651	433,555,017	411,493							



投資・財政計画 資本的収支

(税抜・円)

款項目節	R1決算	R2決算見込	R3決算見込	R4決算見込	R5決算見込	R6決算見込	R7決算見込	R8決算見込	R9決算見込	R10決算見込	R11決算見込	R12決算見込
<b>資本的收入</b>												
企業債	210,000,000	460,000,000	800,000,000	800,000,000	900,000,000	1,400,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000
工事負担金	12,358,500	329,088,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000	7,086,000
他会計負担金	45,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000
設備負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出資金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	1,055,181	2,364,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的收入合計	268,413,681	831,452,000	847,086,000	847,086,000	947,086,000	1,447,086,000	1,547,086,000	1,547,086,000	1,547,086,000	547,086,000	547,086,000	547,086,000
<b>資本の支出</b>												
建設改良費	943,803,998	1,532,996,000	1,538,319,000	1,725,319,000	1,695,319,000	2,695,319,000	2,695,319,000	2,695,319,000	2,760,319,000	1,485,319,000	1,415,319,000	1,415,319,000
第3次整備事業費	148,407,261	149,421,000	563,000,000	760,000,000	630,000,000	1,610,000,000	1,710,000,000	1,710,000,000	1,710,000,000	520,000,000	410,000,000	410,000,000
原浄水施設費	86,833,000	107,272,000	430,000,000	540,000,000	390,000,000	1,400,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000	300,000,000	200,000,000	200,000,000
配水施設費	26,840,000	28,059,000	100,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
委託料	34,734,261	13,636,000	33,000,000	20,000,000	40,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	20,000,000	10,000,000	10,000,000
浄水担当			13,000,000	0	30,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	0
工務担当			20,000,000	20,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
事業諸費	0	454,000										
老朽管整備事業費	530,949,975	812,272,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000
配水施設費	530,477,000	801,818,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000
委託料	472,975	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
事業諸費	0	454,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良事業費	176,045,175	473,180,000	72,000,000	62,000,000	162,000,000	182,000,000	82,000,000	82,000,000	147,000,000	62,000,000	102,000,000	102,000,000
原浄水施設費	139,234,000	355,454,000	10,000,000	10,000,000	80,000,000	130,000,000	30,000,000	30,000,000	90,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
配水施設費	23,861,175	114,090,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
委託料	12,950,000	3,636,000	12,000,000	2,000,000	32,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	7,000,000	12,000,000	2,000,000	2,000,000
浄水担当			10,000,000	0	30,000,000	0	0	0	5,000,000	10,000,000	0	0
工務担当			2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
固定資産購入費	27,413,290	25,100,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000	32,331,000
土地購入費	0											
機械及び装置購入費	0											
車両運搬具購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務担当												
浄水担当												
工務担当												
工具器具及び備品購入費	3,093,790	0	8,213,000	8,213,000	8,213,000	8,213,000	8,213,000	8,213,000	8,213,000	8,213,000	8,213,000	8,213,000
量水器購入費	24,319,500	25,100,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000	24,118,000
事務費	60,988,297	73,023,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000	60,988,000
企業債償還金	678,883,572	704,000,000	712,742,000	712,469,000	658,873,000	622,411,000	570,401,000	556,086,000	552,163,000	537,360,000	544,651,000	538,125,000
企業債償還金(既発債)	678,883,572	704,000,000	712,742,000	712,469,000	658,873,000	622,411,000	570,401,000	542,908,000	508,800,000	463,661,000	436,699,000	376,924,000
企業債償還金(新発債)		0	0	0	0	0	0	13,178,000	43,363,000	73,699,000	107,952,000	161,201,000
災害復旧償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費(その他資本的支出)	0	5,000,000	0	600,000,000	600,000,000	600,000,000	0	0	0	0	0	0
予備費	0	5,000,000	0	600,000,000	600,000,000	600,000,000	0	0	0	0	0	0
資本的支出合計	1,622,687,570	2,241,996,000	2,251,061,000	3,037,788,000	2,954,192,000	3,917,730,000	3,265,720,000	3,251,405,000	3,312,482,000	2,022,679,000	1,959,970,000	1,953,444,000
資本的収支差引額		-1,410,544,000	-1,403,975,000	-2,190,702,000	-2,007,106,000	-2,470,644,000	-1,718,634,000	-1,704,319,000	-1,765,396,000	-1,475,593,000	-1,412,884,000	-1,406,358,000
当年度補填財源発生額		1,319,211,000	1,715,965,651	1,685,328,017	1,667,945,167	1,623,344,214	1,194,813,971	1,153,306,686	1,125,817,630	1,072,443,851	1,044,547,085	1,016,097,070
補填財源当年度利用可能額		6,161,327,120	6,466,748,771	6,748,101,788	6,225,344,955	5,841,583,169	4,565,753,140	4,000,425,826	3,421,924,456	2,728,972,307	2,297,926,392	1,901,139,462
補填財源翌年度繰越額(資金残高)	4,842,116,120	4,750,783,120	5,062,773,771	4,557,399,788	4,218,238,955	3,370,939,169	2,847,119,140	2,296,106,826	1,656,528,456	1,253,379,307	885,042,392	494,781,462
企業債残高	7,602,372,798	7,249,060,798	7,336,318,798	7,423,849,798	7,664,976,798	8,442,565,798	9,372,164,798	10,316,078,798	11,263,915,798	11,226,555,798	11,181,904,798	11,143,779,798

## 7.2 実現方策ごとの進捗状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

明石市水道事業中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）について、令和 2 年度決算見込み段階における各実現方策の進捗状況を示します。

## 【安全】安全・安心な水の供給

### (1) 水源の保全

《1》地下水保全対策					
<p>本市水源比率の約1/3を占めている地下水は、水質が安定しており、気候に左右されず安定した水量が得られる、本市にとって重要な水源です。しかし昭和30年代以降、過剰な揚水が原因で地下水の塩水化が進行したため、近年は揚水量を抑制して活用しています。その結果、塩水化の進行は緩やかになっているものの、依然として収束していません。</p> <p>今後も地下水を使い続けるため、過剰な揚水を抑制するとともに、地下水の状況を毎年調査・評価し、計画的な揚水を行います。また、関係団体へ揚水量の規制強化の働きかけを継続して実施します。</p>					
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
地下水の現況調査	評価				
揚水量規制強化への働きかけ	継続				
年度（評価）	事業実績				
H29 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水現況調査を行ない、塩水化の進行等を継続監視し、評価した。</li> <li>東播地域地下水利用対策協議会の事務が水道局に移管されたことに伴い、市内工業井戸の設置状況を直接把握できる体制が整った。東播地域地下水利用対策協議会把握分市内工業用水新規掘削井戸：1件</li> </ul>				
H30 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水現況調査より、鳥羽浄水場系の地下水に塩水化がゆるやかに進行していることを確認した。</li> <li>東播地域地下水利用対策協議会把握分市内工業用水新規掘削井戸：0件</li> </ul>				
R1 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水現況調査より、鳥羽浄水場系の地下水に塩水化が昨年同様ゆるやかに進行していることを確認した。</li> <li>東播地域地下水利用対策協議会把握分市内工業用水新規掘削井戸：0件</li> </ul>				
R2 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水現況調査より、鳥羽浄水場系の地下水に塩水化が昨年同様ゆるやかに進行していることを確認した。</li> <li>東播地域地下水利用対策協議会把握分市内工業用水新規掘削井戸：0件</li> </ul>				
R3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな実現方策としては設定せず、日常業務の中で、今後も地下水の状況を毎年調査・評価し、計画的な揚水を行う。</li> </ul>					

《2》流域連携	
本市の貴重な水源である明石川とその支流の水質を継続調査すると共に、神戸市・明石市環境部局間の定期情報連絡会議に出席し、明石川の水質や工場廃水などの情報・意見交換を行い、明石川の水質保全に流域連携を強化して取り組みます。	
年度（評価）	事業実績
H29 （概ね良好）	・明石川系河川水の水質検査を実施し、水源水質管理をするとともに、神戸市・明石市環境部局間の定期情報連絡会議にて最新情報を取得した。
H30 （概ね良好）	・明石川系河川水の水質検査を実施し、水源水質管理をするとともに、神戸市・明石市環境部局間の定期情報連絡会議にて最新情報を取得した。
R1 （概ね良好）	・明石川系河川水の水質検査を実施し、水源水質管理をするとともに、神戸市・明石市環境部局間の定期情報連絡会議にて河川の水質測定結果等最新情報を取得した。
R2 （概ね良好）	・明石川系河川水の水質検査を実施し、水源水質管理をするとともに、神戸市・明石市環境部局間の定期情報連絡会議にて明石川の有機フッ素化合物濃度の現状等について、最新情報を共有した。
R3 ○	-
次期中期経営計画における方向性・取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな実現方策としては設定せず、日常業務の中で、明石川系河川水の水質検査を継続実施するとともに、神戸市・明石市環境部局間の定期情報連絡会議にて最新情報を共有する。水源汚染などの水質異常の際には、神戸市との連携を適宜図っていく。</li> </ul>	

## (2) 浄水水質の適正管理

《3》水質検査計画の策定	
<p>水質検査の適正化を図り、透明性を確保することを目的として、水道法に基づき「水道水質検査計画」を策定し、水質検査結果と併せてホームページ等で公表しています。また、計画内容は、法改正や施設の状態により検査項目や頻度等の見直しを行い、毎年度更新します。</p>	
年度（評価）	事業実績
H29 (極めて良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目と頻度を見直し（ダイオキシン類を追加など）、水質検査結果と併せてホームページで公表した。</li> </ul>
H30 (極めて良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目と頻度を見直し（末端給水栓の採水地点の変更など）、水質検査結果と併せてホームページで公表した。</li> </ul>
R1 (極めて良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目と頻度を見直し（給水栓の採水地点の変更など）、水質検査結果と併せてホームページで公表した。</li> </ul>
R2 (極めて良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目と頻度を見直し（有機フッ素化合物の追加など）、水質検査結果と併せてホームページで公表した。</li> </ul>
R3 (○)	-
次期中期経営計画における方向性・取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、法改正や施設の状態により検査項目や頻度等の見直しを行い、毎年度更新を行う。実現方策については“浄水場の水質管理”に統合する。</li> </ul>	

《4》水安全計画の策定					
水源からじゃ口までの水質管理を一層充実させるため、「明石市水道事業経営戦略」と整合のとれた実効性のある水安全計画を策定します。					
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
水安全計画の策定	内容検討	策定	見直し		
年度（評価）	事業実績				
H29 （概ね良好）	・水安全計画推進チームにて「水安全計画」の策定に着手し、高リスク危害対策マニュアル（案）を作成した。				
H30 （極めて良好）	・水安全計画推進チームにて「水安全計画」を策定した。				
R1 （概ね良好）	・水安全計画推進チームにて、定期レビューを実施した。定期レビューの結果、危害対応状況、事故発生状況について該当がないことを確認し、現行計画どおりで問題ないことを確認した。				
R2 （概ね良好）	・水安全計画推進チームにて、定期レビューを実施した。定期レビューの結果、危害対応状況、事故発生状況について該当がないことを確認し、現行計画どおりで問題ないことを確認した。				
R3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
・水安全計画推進チームにて、定期レビューを継続実施し、実効性のある水安全計画の運用を行う。実現方策については“浄水場の水質管理”に統合する。					

### 《5》各浄水場の水質管理

各浄水場は、明石川河川水および地下水を主な水源とし、凝集沈澱・急速ろ過により浄水処理をしています。


明石川浄水場は、明石川河川水の水質に起因するトリハロメタンや異臭味に対応するため、平成14年度から高度浄水処理（オゾン・活性炭処理）を導入しています。

鳥羽浄水場は、地下水の塩水化防止のため、河川水の割合を増やすことを目的に平成22年度から高度浄水処理（生物活性炭処理）を導入しています。

魚住浄水場は、地下水のみを水源とし、塩水化が進行している源井を監視・水量抑制しながら浄水処理をしています。

今後も適正な水質管理に努めることにより、水質基準に適合した、安全・安心でおいしい水を供給します。

年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
適正な水質管理 (水質基準適合率 100%)	継続				







年度（評価）	事業実績
H29 (極めて良好)	・適正な水質管理を実施した。(水質適合基準 100%)
H30 (極めて良好)	・適正な水質管理を実施した。(水質適合基準 100%)
R1 (極めて良好)	・適正な水質管理を実施した。(水質適合基準 100%)
R2 (極めて良好)	・適正な水質管理を実施した。(水質適合基準 100%)
R3 ( )	-




#### 次期中期経営計画における方向性・取り組み

- ・水質関連の3つの実現方策を統合し、適正な水質管理を継続する。

### (3) 給水装置等の適正管理

《6》貯水槽水道設置者への助言					
<p>平成 28 年度に実施した「貯水槽水道についてのアンケート」をもとに、平成 29 年度は既存の管理情報の修正を行い、平成 30 年度からの現地調査に備えます。現地調査では、現状を正確に把握したうえで適切な助言を行い、令和 3 年度から、より実態に即した設置者への対策等を検討します。</p> <p>また、貯水槽設置者や管理者へのダイレクトメール（DM）などによる貯水槽の適正管理の啓発、情報提供を引き続き実施します。</p>					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
貯水槽水道の実態把握	管理情報修正 	現地調査・助言 			対策見直し 
貯水槽の設置者への DM による啓発・情報提供	継続 				
年度（評価）	事業実績				
H29 （概ね良好）	・平成 28 年度に実施したアンケート結果をもとに、貯水槽水道の既存管理情報を修正完了				
H30 （やや遅延）	・登録検査機関からの定期検査報告書をもとに、管理情報と相違がある場合、「記載事項変更届」の提出を依頼。（DM による啓発・情報提供は実施したが、現地調査・助言は未実施）				
R 1 （やや遅延）	・登録検査機関からの定期検査報告書をもとに、管理情報と相違がある場合、「記載事項変更届」の提出を依頼。（DM による啓発・情報提供は実施したが、現地調査・助言は未実施）				
R 2 （やや遅延）	・登録検査機関からの定期検査報告書をもとに、管理情報と相違がある場合、「記載事項変更届」の提出を依頼。（DM による啓発・情報提供は実施したが、現地調査・助言は未実施）				
R 3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<p>・DM による啓発、情報提供にとどまらず、現地調査、助言を行い、より適正な貯水槽管理に繋がるような取り組みを検討する。</p>					







《7》指定給水装置工事事業者への指導					
指定給水装置工事事業者研修会を3年間に2度実施し（初年度は全事業者対象、2年目は前年度不参加事業者対象）、指定給水装置工事事業者に対し必要な情報を提供します。					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
指定給水装置工事事業者 研修会の実施		実施 	実施 		実施 
年度（評価）	事業実績				
H29 (-)	-				
H30 (概ね良好)	・神戸市水道局との共催により、指定給水装置工事事業者研修会を実施。（対象事業者 441 社・参加事業者 278 社、参加率 63.0%）				
R 1 (概ね良好)	・神戸市水道局・加古川市上下水道局との共催により、昨年度不参加の事業者及びH30.6.1以降に指定を受けた事業者を対象に研修会を実施。（参加率 23.3%）				
R 2 (概ね良好)	・日本水道協会兵庫県支部が研修会を実施。（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、テキスト形式にて実施）（参加率 65.0%）				
R 3 ( )	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな実現方策としては設定せず、日常業務の中で指定給水装置工事事業者への指導を行う。</li> <li>・研修会については、日本水道協会兵庫県支部が実施することから、水道局としては、指定工事業者に参加を促すのみとする。</li> </ul>					

《8》鉛製給水管の解消

公道部分（配水管より分岐）及び私道部分（給水管より分岐）に残存する鉛製給水管の取替を順次実施し、令和2年度末で公道部分の鉛製給水管の解消を目指します。また、公道部分解消後、私道部分の鉛製給水管も順次取替えます。

（平成28年度末残存件数 公道部分 1,029件 私道部分 1,313件）

宅地部分については、量水器の検定満期取替時に現地確認を実施し、量水器の前後において鉛管の使用が確認された場合、今後7年間で、給水装置整備工事として更新を進めるとともに、宅地部分における鉛製給水管の切替状況台帳を整備します。

年次計画		H29	H30	R1	R2	R3
公道部分	切替件数	280	280	280	210	-
	残存件数	770	490	210	0	-
	解消率	26.9%	53.5%	80.1%	100.0%	-
私道部分	切替件数	20	20	20	20	200
	残存件数	1,380	1,360	1,340	1,320	1,120
	解消率	1.4%	2.9%	4.3%	5.7%	20.0%
宅地部分	鉛製給水管切替工事の実施と施工内容報告の徹底	継続 				
	鉛製給水管切替状況台帳の整備	試行 	整備 	実施 		
事業実績（評価）		H29（概ね良好）	H30（やや遅延）	R1（やや遅延）	R2（やや遅延）	R3（○）
公道部分	切替件数	206	159	226	150	
	残存件数	823	664	438	288	
	解消率	20.0%	35.5%	57.4%	72.0%	
私道部分	切替件数	68	127	199	19	
	残存件数	1,245	1,118	919	900	
	解消率	5.2%	14.9%	30.0%	31.5%	
宅地部分	鉛製給水管切替工事の 実施と施工 内容報告の 徹底	確認件数 （累計）	151件 (226件)	102件 (328件)	88件 (416件)	39件 (455件)
		取替件数 （累計）	69件 (90件)	47件 (137件)	40件 (177件)	6件 (183件)
		見送り件数 （累計）	82件 (106件)	33件 (139件)	9件 (148件)	38件 (186件)

	鉛製給水管切替状況台帳の整備	計画どおり整備	計画どおり整備	計画どおり整備	計画どおり整備	
次期中期経営計画における方向性・取り組み						
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も鉛製給水管の切替を積極的に進めていくことで、目標年度に計画を達成できるよう、取組みを継続する。</li> </ul>						

《9》水道施設管理システムの有効活用						
水道施設の位置、構造、設置時期等、施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設管理システムを平成29年度に再構築し、水道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対応等を実施するための基礎情報として、今後も有効活用します。						
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3	
水道施設管理システムの有効活用	再構築	活用				
年度（評価）	事業実績					
H29 （極めて良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設管理システム再構築を完了。</li> <li>1,686件分の工事竣工図、給水設計書の電子化、電子データの分散保管を実施。</li> </ul>					
H30 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,583件分の工事竣工図、給水設計書の電子化、電子データの分散保管を実施。</li> </ul>					
R1 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,628件分の工事竣工図、給水設計書の電子化、電子データの分散保管を実施。</li> </ul>					
R2 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報を除いた配管図のHP公開を検討するため、他事業体の状況を収集した。</li> <li>1,500件分の工事竣工図、給水設計書の電子化、電子データの分散保管を実施。</li> </ul>					
R3（）	-					
次期中期経営計画における方向性・取り組み						
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな実現方策としては設定せず、日常業務の中で工事竣工図、給水設計書の電子化等を継続する。</li> </ul>						

## 【強靱】災害に強い水道の構築







### (4) 災害に強い水道システムの構築


《10》老朽管更新及び耐震管路網の整備					
災害時に重要拠点となる、避難所、病院等（以下「重要給水施設」という。）までの配水管（以下「重要管路」という。）で、老朽化して耐震化されていない管路を、優先的に耐震管路に更新します。また、重要管路以外の管路については、古い铸铁管及び強度の弱い塩化ビニル管が多く布設されている地区を、面的に毎年3km程度、耐震管に更新します。					
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
重要管路の更新箇所数	4箇所	5箇所	3箇所	4箇所	4箇所
水道管更新延長（m）	4,700	4,500	4,900	5,100	5,150
水道管耐震化率（％）	39.0％	39.7％	40.4％	41.1％	41.8％
大規模工事の発注・ 施工管理方法等の検討			検討	実施	
事業実績（評価）	H29（概ね 良好）	H30（極めて 良好）	R1（概ね 良好）	R2（概ね 良好）	R3（○）
重要管路の更新箇所数	2箇所	6箇所	4箇所	4箇所	
水道管更新延長（m）	5,968	5,777	4,779	5,665	
水道管耐震化率（％）	40.1％	40.9％	41.5％	42.1％	
大規模工事の発注・ 施工管理方法等の検討	-	-	検討開始	概算数量方式により1 件発注	
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
・今後も計画に沿った水道管の更新を進めるとともに、概算数量発注方式（小規模（小口径）管路DB）等による工事を発注していく。					

《11》基幹施設の耐震化					
耐震化実施計画に基づき耐震診断および耐震補強を実施します。また、他用水事業者からの新規受水の時期を見極めながら施設の統廃合を検討している「水運用計画」と整合がとれるよう耐震化実施計画を更新します。					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
魚住浄水場耐震補強工事 (配水池他)	詳細設計		施工		
			施工延期		施工
魚住配水塔および鳥羽浄水場耐震化の検討	耐震診断	施工の可否判断		施工の可否判断	
		詳細設計			
年度(評価)	事業実績				
H29 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚住浄水場の耐震補強が必要な施設について、詳細設計に着手した。</li> <li>魚住配水塔が耐震性能を有していることを確認した。</li> <li>鳥羽浄水場の一部施設が、耐震性能を有していないことが判明した。</li> </ul>				
H30 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚住浄水場の耐震補強が必要な施設について、耐震補強方針を決定し、詳細設計を完了した。</li> <li>鳥羽浄水場の耐震補強が必要な施設について、耐震補強方針を決定し、最低限の耐震補強を施す詳細設計に着手した。</li> </ul>				
R 1 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の統廃合を含めた水運用計画の策定に着手した。</li> </ul>				
R 2 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の統廃合を含めた水運用計画を策定した。</li> </ul>				
R 3 (○)	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>策定した水運用計画に基づき、施設の再整備に合わせて耐震化を行う。実現方策については、“施設の更新整備”に統合する。</li> </ul>					

《12》バックアップ機能の強化					
他用水事業体からの新規受水の時期を見極めながら施設の統廃合を検討している「水運用計画」に基づき、施設間のバックアップ機能を充実させるために導水管、送水管の複数系統化などを実施します。					
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
明石川浄水場系 源井導水管連絡工事	内容検討 →	詳細設計 →	施工 →		
中部配水場 送配水管連絡工事	内容検討 →	詳細設計 →	施工 →		
野々池・亀池貯水池 専用導水管連絡工事	内容検討 →	詳細設計 →	施工 →		
年度（評価）	事業実績				
H29 （概ね良好）	・平成28年度に策定した施設再配置計画に基づき、連絡管工事の施工内容について検討した。				
H30 （やや遅延）	・連絡管工事の施工内容について検討していたが、鳥羽浄水場系地下水の塩水化や消毒副生成物の影響により、連絡管を含めた施設配置を再検討する。				
R1 （概ね良好）	・施設の統廃合を含めた水運用計画の策定に着手した。				
R2 （概ね良好）	・施設の統廃合を含めた水運用計画を策定した。				
R3（○）	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
・策定した水運用計画に基づき、令和3年度に中部配水場と東部配水場を連絡する送水連絡管工事の基本設計、令和4年度に詳細設計を行う。					

## (5) 災害に強い危機管理体制の構築

《13》 災害対応マニュアルの充実					
<p>災害時の初動体制、応急給水体制、応急復旧体制等時系列に沿った、実効性のある災害対応マニュアルを充実させます。</p> <p>災害や事故により本市水道システムに重大な被害が発生し、給水停止に至った場合を想定し、非常時の受援計画を策定します。</p> <p>災害時に水道局職員のみで応急給水体制を敷くのは困難が予想されるため、水道局退職者等によるボランティアと連携した応急給水体制の強化を図ります。</p>					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
災害対応マニュアルの充実	内容改定 	運用 			
受援計画の策定		内容検討 	運用 		
応急給水体制の強化		内容検討 	運用 		
年度（評価）	事業実績				
H29 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理職場リーダー会議において「明石市水道局災害時協力員制度」の内容を検討し、実施要綱を作成。</li> <li>・各種災害対応マニュアルを見直し。</li> </ul>				
H30 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局退職者と合同で応急給水訓練を実施。</li> <li>・事業継続計画に受援計画を追加。</li> </ul>				
R 1 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道局退職者と合同で応急給水訓練を実施。</li> <li>・水道局新型インフルエンザ等対策行動計画を見直し。</li> </ul>				
R 2 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種危機管理マニュアルを時点修正した。</li> </ul>				
R 3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな実現方策は設定せず、引き続き、実効性のある災害対応マニュアルとなるよう、適時・適切に内容を見直すとともに、他事業者との相互応援訓練や、水道局退職者等ボランティアと連携した応援給水訓練を行う。</li> </ul>					

《14》隣接水道事業体との連絡管整備					
<p>地震時や大規模な水源水質事故等の非常時に、隣接水道事業体との間で水道水を融通し、応援給水を実施できるようにするため、連絡管を整備しています。</p> <p>すでに、隣接する水道事業体全てと連絡管を設置しており、現在は神戸市との連絡管としては3か所目で初めての大容量の連絡管整備を行っています。</p> <p>(神戸市2箇所、加古川市1箇所、播磨町1箇所、稲美町1箇所 計5箇所)</p>					
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
連絡管整備 (明石市-神戸市)	施工				
連絡管通水訓練の実施	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
年度(評価)	事業実績				
H29 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度末で明石市-神戸市連絡管の第1期工事完了。</li> <li>平成29年度末で第2期工事の設計委託完了。</li> <li>連絡管通水訓練2箇所実施。(神戸(高丘)、加古川)</li> </ul>				
H30 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度末で明石市-神戸市連絡管の第2期工事完了。</li> <li>連絡管通水訓練2箇所実施。(神戸(松が丘)、加古川)</li> </ul>				
R1 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石市-神戸市連絡管の受水施設基本設計を実施し、詳細設計に着手した。</li> <li>連絡管通水訓練2箇所実施。(神戸(高丘)、加古川)</li> </ul>				
R2 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石市-神戸市連絡管の受水施設詳細設計を実施した。</li> <li>連絡管通水訓練実施。(加古川)</li> </ul>				
R3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな実現方策としては設定せず、日常業務の中で、連絡管通水訓練等を継続して実施する。</li> </ul>					



## 【持続】事業運営基盤の強化

### (6) 広域連携の推進

《15》新規水源の開拓					
<p>明石川河川水の代替水源として明石市内の地下水に頼るのではなく、広域的な視野を持ち、近隣事業体より浄水受水という形で新規水源を開拓します。</p> <p>新規水源は東部配水場で受水し、東部配水場の給水エリアに給水します。</p>					
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
新規受水先、関係機関との協議・調整			協議・調整期間延長		
変更認可協議					
新規受水開始時期の見直し					
新規受水開始					
年度（評価）	事業実績				
H29 （やや遅延）	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規受水に係る協議において、経営戦略策定時に想定していなかったケースについても財政シミュレーションを提示し、協議を継続したが、進展は見られなかった。</li> </ul>				
H30 （遅延・未実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規受水を進展させる具体的な協議、調整の場を設定できなかった。</li> </ul>				
R1 （やや遅延）	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県との協議において、神出浄水場の供給能力の範囲内で県水を増量受水する方向性を確認した。</li> <li>阪水受水時期は令和7年度以降と神戸市からの説明を受けた。</li> </ul>				
R2 （やや遅延）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度から阪水より新規受水を開始する方向で関係機関と調整することとなった。</li> </ul>				
R3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度の阪水新規受水に向け、スケジュールを再設定する。</li> </ul>					

《16》 広域的な技術連携体制の推進	
<p>近隣事業体等との広域的な技術連携体制を維持しながら、さらなる拡充の可能性を検討し、明石市水道局内における経験や技術の継承に加え、積極的に外部の知見、技術力を活用することで、職員の人材育成や技術力の向上を図ります。</p>	
年度（評価）	事業実績
H29 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「神戸市及び明石市における水道事業の技術連携に関する協定」に基づき、神戸市水道局と水質検査業務で連携体制を維持した。</li> <li>・兵庫県内における水道事業の技術連携「全体会」に1名出席し、近隣事業体と意見交換を行った。</li> </ul>
H30 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「神戸市及び明石市における水道事業の技術連携に関する協定」に基づき、神戸市水道局と水質検査業務で連携体制を維持した。</li> <li>・兵庫県内における水道事業の技術連携「全体会」に1名出席し、近隣事業体と意見交換を行った。</li> </ul>
R1 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「神戸市及び明石市における水道事業の技術連携に関する協定」に基づき、神戸市水道局と水質検査業務で連携体制を維持した。</li> <li>・兵庫県内における水道事業の技術連携「全体会」に3名出席し、近隣事業体と意見交換を行った。</li> </ul>
R2 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「神戸市及び明石市における水道事業の技術連携に関する協定」に基づき、神戸市水道局と水質検査業務で連携体制を維持した。</li> <li>・兵庫県内における水道事業の技術連携「検討会」に2名出席し、近隣事業体と意見交換を行った。</li> </ul>
R3（）	-
次期中期経営計画における方向性・取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな実現方策としては設定せず、日常業務の中で、神戸市や近隣事業体との技術連携体制を維持し、職員の人材育成や技術力の維持向上を図る。</li> </ul>	


## (7) 水道施設の効率的再構築

《17》水運用体制の整備					
令和元年度以降は、他用水事業体からの新規受水の時期を見極めながら施設の統廃合を検討している「水運用計画」に基づき、明石川取水廃止に向けた、明石川浄水場、明石川取水施設および貯水施設等の再整備事業を進めていきます。また、魚住浄水場再整備事業の竣工後は、配水計画を再度見直します。					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
魚住浄水場再整備事業	詳細設計		施工		
明石川浄水場再整備事業 (中継ポンプ場化)	内容検討	詳細設計	施工		
年度(評価)	事業実績				
H29 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚住浄水場再整備事業の詳細設計に着手した。</li> <li>明石川浄水場再整備事業では、明石川取水廃止に向けた源井導水管連絡工事および野々池・亀池貯水池専用導水管連絡工事の施工内容について検討を開始した。</li> </ul>				
H30 (やや遅延)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚住浄水場再整備事業の詳細設計を完了した。</li> <li>明石川浄水場再整備事業については、連絡管工事の施工内容について検討していたが、鳥羽浄水場系地下水の塩水化や消毒副生成物の影響により、連絡管を含めた施設配置を再検討する。</li> </ul>				
R 1 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚住浄水場再整備事業の着手に向けて、協議、調整をした。</li> <li>施設の統廃合を含めた水運用計画の策定に着手した。</li> </ul>				
R 2 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の統廃合を含めた水運用計画を策定した。</li> </ul>				
R 3 ( )	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から魚住浄水場の新管理棟の建設着手に続き、次年度以降に浄水施設の改築更新を行う。</li> <li>明石川浄水場再整備事業については、地下水の更なる揚水抑制、かつ河川水廃止、他用水事業体からの新規受水の時期を見直した水運用計画の策定に着手している。令和2年度末に完成する水運用計画に基づき、施設の統廃合含め施工内容および時期を決定する。</li> </ul>					

《18》施設の更新整備					
<p>事業投資を効率的かつ効果的に執行していくため、今後の水需要、水運用体制、ダウンサイジング、施設の統廃合を勘案した費用対効果分析を行い、投資規模や実施時期の適正化に努めます。</p> <p>また、省エネルギー対策の一環として小水力発電の導入などエネルギーの創造について検討の上、有効な方法を実施します。併せて「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づくエネルギー削減に実現するため、施設更新に合わせて省エネ機器への転換を図ります。</p>					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
施設更新計画 (平成 28 年度見直し)	施工 →	モニタリング →	モニタリング →	モニタリング →	見直し →
施設の更新整備	施工 →	→			
再生可能エネルギーの有効活用の検討	内容検討 →	→			
年度（評価）	事業実績				
H29 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設更新計画に基づき設備更新を行なった。</li> <li>小水力発電の導入のため、自然流下系統や圧送系統でのポテンシャル調査を開始した。</li> </ul>				
H30 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設更新計画に基づき設備更新を行なった。</li> <li>小水力発電の導入のため、自然流下系統や圧送系統でのポテンシャル調査を完了し、導入に向けての基本検討を行なった。</li> </ul>				
R 1 (やや遅延)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設更新計画に基づき設備更新を行なった。</li> <li>小水力発電の導入のため、自然流下系統や圧送系統でのポテンシャル調査を完了し、圧送系統にポテンシャルがあることを確認した。</li> </ul>				
R 2 (やや遅延)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設更新計画に基づき設備更新を行なった。</li> <li>小水力発電の導入の情報収集を行った。</li> </ul>				
R 3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の事業方針を見据えながら施設更新計画を改定し、設備更新を実施していく。小水力発電の先進都市事例等を情報収集しながら、導入のための可否について協議する。</li> </ul>					

## (8) 経営基盤の強化

《19》 財政基盤の安定化	
<p>将来にわたり水道事業を着実に運営していくための財政基盤を確立させるために、今後、増加が見込まれる水道施設の整備・耐震化及び老朽施設の更新にあたっては、重要度・優先度を重視した計画を策定することにより、更新工事を平準化して実施します。(事業実績は、(4) 災害に強い水道システムの構築を参照。)</p> <p>また、多額の経費が見込まれる水道施設の更新に備え、財源となる内部留保資金及び積立金並びに企業債の計画的な確保を図るとともに、経費節減等の取組みをさらに推進し、経営の健全性及び効率性の確保に努めます。</p>	
年度(評価)	事業実績
H29 (極めて良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•過去の高金利で発行した企業債に係る任意繰上償還の実施及び新規企業債発行の見送りにより、計画と比較し大幅な企業債残高の縮小及び企業債支払利息の減少を実現した。(債務残高の減少を通じて経営健全性の確保に寄与。)</li> <li>•職員適正配置の実施により、計画と比較して職員給与費等の人件費の抑制を実現した。(経常利益の増加を通じた内部留保資金及び積立金の増加に寄与。)</li> </ul>
H30 (極めて良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•新規企業債発行の見送りにより、継続的な企業債残高の縮小及び企業債支払利息の減少を実現した。(債務残高の減少を通じて経営健全性の確保に寄与。)</li> <li>•継続的な職員適正配置の実施により、計画と比較して職員給与費等の人件費の抑制を実現した。(経常利益の増加を通じた内部留保資金及び積立金の増加に寄与。)</li> </ul>
R1 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•魚住浄水場の再整備や阪水受水時の加入金等の支出増加に備え、企業債を発行し、発行した企業債相当額以上の建設改良積立を実施した。</li> <li>•継続的な職員適正配置の実施により、計画と比較して職員給与費等の人件費の抑制を実現した。</li> </ul>
R2 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•新型コロナウイルス感染症に係る経済対策で水道料金減免を行ったことから、単年度赤字を計上する見込みではあるが、水道事業経費の抑制に努め、赤字幅を最小限に留めた。</li> </ul>
R3 ( )	-
次期中期経営計画における方向性・取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>•今後も経営の健全性及び効率性の確保に努めることとし、実現方策については“料金水準・料金体系の妥当性の評価”と統合して設定する。</li> </ul>	

《20》技術の継承と人材育成					
事業運営の効率化により職員数が減少するなかで、水道サービス水準の維持向上を図るため、業務に関連する資格取得や内部研修及び外部研修など、職員の意見等を踏まえ検証し、研修実績のデータベース等を整備することにより、効果的な知識・技術の向上に努めます。					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
資格取得及び研修受講	検証・評価	実施			
					
年度（評価）	事業実績				
H29 （概ね良好）	・水道局職員研修受講報告書を導入し、研修受講の動機や当初の目的の達成度等についてデータを蓄積。				
H30 （概ね良好）	・蓄積したデータの内容を精査・分析し、水道局職員研修計画を策定。				
R 1 （概ね良好）	・水道局職員研修計画を局内職員に周知。 ・水道局職員研修受講報告書によりデータを追加。				
R 2 （概ね良好）	・水道局職員研修受講報告書によりデータを追加。				
R 3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
・新たな実現方策としては設定せず、日常業務の中で、効果的な知識・技術の向上に努める。					

《21》組織体制の整備	
<p>長期的には、今後予定している他事業体からの新規受水による浄水場の統廃合などを視野に、周辺事業体との連携による事業運営の効率化を目指した組織体制等の整備に努めます。</p> <p>また、業務執行体制を精査し、職員配置については、状況変化に即した柔軟な対応が必要であることから年度ごとに検討し、正規職員での配置をはじめ、再任用・任期付職員の活用や民間委託の推進など、総合的な見地から体制の整備に努め、事業運営基盤の強化を図ります。</p>	
年度（評価）	事業実績
H29 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が局の枠組みの中で柔軟に対応できる体制について検討した。</li> <li>浄水施設の工事部門に係る他部局職員の併任について再検討した。</li> </ul>
H30 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>局内で横断的な応援体制を構築するため、課制を廃止し、担当制に改めた。</li> <li>他部局職員の併任を解消し、事務の効率化を図った。</li> </ul>
R 1 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道メーター管理業務及び明石川浄水場の運転管理業務の委託について協議し令和2年度からの委託を決定した。</li> </ul>
R 2 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道メーター管理業務及び明石川浄水場の運転管理業務を委託し、職員の配置を見直した。</li> </ul>
R 3 ○	-
次期中期経営計画における方向性・取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな実現方策としては設定せず、持続可能な事業運営に向けて必要な人材を確保するため、職員の年齢層のばらつきを改善し、組織機構、職員構成の適正化を目指す。</li> </ul>	

《22》料金水準・料金体系の妥当性の確認					
<p>水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされています。このため、水道料金の設定にあたっては、事業運営に必要な経費に見合っ料金水準を定める総括原価主義による方法が採用されています。</p> <p>料金水準・料金体系については、今後、水需要が変化することや、水道施設の整備・耐震化及び老朽管の耐震管への更新に多額の経費が見込まれることを踏まえて、使用者間の負担の公平性に配慮し、3年に一度、妥当性の確認に取り組みます。</p>					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
<b>【料金水準の妥当性の確認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金算定の手法の検討</li> <li>・料金算定期間の設定</li> <li>・総括原価の算定</li> <li>・資産維持費の算入の検討</li> </ul>	確認	確認		確認	
<b>【料金体系の妥当性の確認】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金と従量料金に配分する割合の設定</li> <li>・基本水量の設定の検討</li> <li>・口径別基本料金の設定</li> <li>・従量料金の逓増度の設定</li> <li>・従量料金の水量区画の設定</li> <li>・口径別従量料金の設定</li> </ul>	確認	確認		確認	
年度（評価）	事業実績				
H29 （遅延・未実施）	・料金水準、料金体系の妥当性の確認は実施せず。				
H30 （概ね良好）	・平成 18 年度以降の決算値を基に料金水準、料金体系を検証し、一定の妥当性を確認。				
R 1 （やや遅延）	・R 1 決算で有収水量はほぼ計画値となった一方で、給水収益が計画を下回る結果となったことから、計画における供給単価の設定方法（料金改定を行わない限り一定）を見直す必要があることを確認した。				
R 2 （遅延・未実施）	・H30 の検証以降、期間が経っていないことから、料金水準、料金体系の妥当性の確認は実施せず。				
R 3 ○	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
・料金水準、料金体系の妥当性を検証した際は、ホームページ等で検証結果等を公表する。					



## (9) お客様サービスの向上

《23》漏水対応業務の効率化					
<p>漏水や赤水の電話連絡に即時対応するため、現在、平日昼間は漏水等対応業者、休日・夜間は修繕待機業者が対応し、24時間の体制を維持しています。</p> <p>今後も、漏水等即時対応の24時間体制を維持しながら、水道局が現在発注している委託業務を洗い出し、可能な限り業務の一元化を図ります。</p>					
年次計画	H29	H30	R1	R2	R3
平日昼間水道配管漏水等対応業務委託	継続				一元化
休日・夜間修繕待機業務委託	継続				
その他水道配管維持業務	委託可能業務の洗い出し				
年度（評価）	事業実績				
H29 （やや遅延）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平日昼間水道配管漏水等対応業務委託」と「休日・夜間修繕待機業務委託」は、概ね問題なく業務を遂行している。</li> <li>「その他水道配管維持業務」の委託可能業務の洗い出しは実施せず。</li> </ul>				
H30 （やや遅延）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平日昼間水道配管漏水等対応業務委託」と「休日・夜間修繕待機業務委託」は、概ね問題なく業務を遂行している。</li> <li>「その他水道配管維持業務」の委託可能業務の洗い出しは実施せず。</li> </ul>				
R1 （やや遅延）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平日昼間水道配管漏水等対応業務委託」と「休日・夜間修繕待機業務委託」は、概ね問題なく業務を遂行している。</li> <li>「その他水道配管維持業務」の委託可能業務の洗い出しは完了した。</li> </ul>				
R2 （概ね良好）	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水等対応業務をはじめとする水道配管維持業務について、一元化する方向で委託準備を行った。</li> </ul>				
R3 （○）	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の目標が達成されたため、新たな実現方策は設定しない。</li> </ul>					

《24》 広報・広聴活動の充実					
<p>経営状況について、市民のみなさまに理解しやすい情報発信を行います。水道料金の使い道については特にわかりやすく解説します。</p> <p>お客様の水道事業に対するニーズを把握し、サービスを向上させるため、お客様満足度調査を実施し、満足度向上を目指します。</p> <p>各課、係で受けたお客様からの声を一元管理、共有し、水道局全体として一つずつ改善します。</p>					
年次計画	H29	H30	R 1	R 2	R 3
経営戦略の情報発信	実施 →				
お客様満足度調査	内容検討 →	実施 →	事業運営に反映 →		
お客様の声を共有 (データベース化)	内容検討 →	実施 →	内容再検討 →		
年度（評価）	事業実績				
H29 (やや遅延)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略、中期経営計画をHPにて公表。</li> <li>お客様満足度調査、お客様の声を共有については未着手。</li> </ul>				
H30 (やや遅延)	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様満足度調査、お客様の声を共有については未着手。</li> </ul>				
R 1 (やや遅延)	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の声を共有については全庁的に実施している「市民の声データベース」を活用</li> <li>お客様満足度調査については未着手。</li> </ul>				
R 2 (概ね良好)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道局独自に作成しているホームページ「明石の水道」を、明石市のホームページに統合した。</li> </ul>				
R 3 (○)	-				
次期中期経営計画における方向性・取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな実現方策は設定せず、今後は日常業務の中で広報、広聴活動について対応する。</li> </ul>					

**2021年度(令和3年度) 組織改正案について****1 基本的な考え方**

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、市民の命と健康を守ることを最優先に取り組んでいくため、全庁的な組織体制については、現行の組織体制を基本としつつ、SDGsの理念を反映した誰一人取り残さない持続可能なまちづくりをより一層効率的・効果的に進めていくため、必要な体制整備を図ります。

**2 改正の概要**

別紙「2021年度(令和3年度)組織改正総括表(案)」のとおり

※改正後の組織の規模

〔現行〕 11局42室76課179係

〔改正〕 11局40室74課177係 (2室減、2課減、2係減)

**3 各局の組織改正の概要****(1) 市民生活局**

文化振興課とスポーツ振興課を担当制に変更し(文化振興担当、スポーツ振興担当)、人材の有効活用を図りながら取り組みを推進します。

**(2) 福祉局**

地域総合支援担当で行っている地域での居場所づくりや地域活動への支援の事務などを一体的に推進するため、「共生社会づくり担当」に移管します。

(組織の変更はありません。)

**(3) 感染対策局**

安全統括室と広報相談室を統合し、「感染対策統括室」として、より連携を強化して新型コロナウイルス感染対策の効果的な推進を図ります。

また、「ひきこもり相談支援課」を「相談支援課」に名称変更し、ひきこもりのほか、健康推進課で行っている精神保健、自殺予防などの事務を移管し、総合的に支援を行える体制を整備します。

**(4) こども局**

放課後児童クラブの入退所や施設整備業務をこども財団に移管するため、「放課後児童クラブ担当」を廃止し、企画担当に統合します。

また、待機児童数が減少する見込みであるため、「待機児童対策室」を廃止し、こども育成室内に「待機児童対策担当」を配置します。

#### (5) 教育委員会

G I G Aスクール構想の推進や学びと育ち支援システム（統合型校務支援システム）の導入・運用にあたり、あかし教育研修センターに、既存の研修担当課長に加え、新たに「情報化推進担当課長」を配置し、情報通信環境の整備・運用、教職員の I C Tリテラシーの向上、関係機関における情報共有の推進など、教育現場でのデジタル化の推進、効果的な活用に取り組みます。

なお、市民サービス向上のためのデジタル化の推進については、市長部局（総務局）に I C T担当職員を配置します。

（いずれも組織の変更はありません。）

#### 4 改正の手続

事務分掌規則の改正を行い、2021年4月1日の実施を予定しています。

## 2021年度（令和3年度） 組織改正総括表（案）

改正案（2021年4月1日）			現行（2021年2月8日）		
市長事務部局			市長事務部局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
市民生活局	文化・スポーツ室 <u>文化振興担当</u>	文化振興係 国際交流係 歴史文化財係 <u>（削る）</u>	市民生活局	文化・スポーツ室 <u>文化振興課</u>	文化振興係 国際交流係 <u>学芸係</u> <u>文化財係</u>
	<u>スポーツ振興担当</u>			<u>スポーツ振興課</u>	
感染対策局	<u>感染対策統括室</u> <u>（削る）</u>	略	感染対策局	<u>安全統括室</u> <u>広報相談室</u>	略
	あかし保健所 保健総務課 保健予防課 健康推進課 <u>相談支援課</u> 生活衛生課			あかし保健所 保健総務課 保健予防課 健康推進課 <u>ひきこもり相談支援課</u> 生活衛生課	
こども局	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 <u>（削る）</u> 企画担当 <u>待機児童対策担当</u> <u>（削る）</u>	略	こども局	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 <u>放課後児童クラブ担当</u> 企画担当 <u>（新設）</u> <u>待機児童対策室</u>	略
	都市局			都市整備室 都市総務課 緑化公園課 区画整理課	
		略 略 補償係 換地係 工務係 <u>（削る）</u>			略 略 補償係 換地係 工務係 <u>指導係</u>
<p>○組織の規模</p> <p style="text-align: center;">11局 40室 74課 177係</p> <p style="text-align: center;">（2室減 2課減 2係減）</p> <p>〔 ・市長事務部局 7局 37室 57課 127係 〕</p>			<p>○組織の規模</p> <p style="text-align: center;">11局 42室 76課 179係</p> <p>〔 ・市長事務部局 7局 39室 59課 129係 〕</p>		